

令和3年度 第1回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和3年7月5日（月）

1 開 会

2 局長挨拶

3 議 題

- (1) 会長、同代理の確認について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会の運営規程について
- (3) 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開について及び茨城地方  
最低賃金審議会の傍聴に関する手続について
- (4) 茨城県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (5) 茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置について
- (6) 今後の日程調整について
- (7) その他

4 閉 会

## 令和3年度 第1回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和3年7月5日（月）

No.1	第60・61期茨城地方最低賃金審議会委員名簿	…P 1
No.2	茨城地方最低賃金審議会運営規程（案）	…P 2
No.3	最低賃金審議会等の公開又は非公開の決定に関する手続（案）	…P 5
No.4	最低賃金審議会の傍聴に関する事務処理手続（案）	…P 8
No.5	月例経済報告 令和3年6月（令和3年6月24日 内閣府）	…P 9
No.6	地域経済動向（令和3年6月4日 内閣府政策統括官）	…P 19
No.7	茨城県金融経済概況（2021年6月7日 日本銀行水戸事務所）	…P 33
No.8	2021年3月企業短期経済観測調査結果（茨城県） (2021年4月1日 日本銀行水戸事務所)	…P 45
No.9	茨城県の経済動向（令和3年1～3月期 茨城県企画部統計課）	…P 49
No.10	茨城県各種指標	…P 65
No.11	全国各種指標	…P 66
No.12	2021年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況〔了承・妥結含〕 (令和3年5月28日 (一社)日本経済団体連合会) 2021年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況〔了承・妥結含〕 (令和3年6月11日 (一社)日本経済団体連合会)	…P 67
No.13	2021春季生活闘争 第6回回答集計結果 (2021年6月4日 日本労働組合総連合会)	…P 69
No.14	県内の雇用情勢の概況 令和3年4月分(令和3年6月30日茨城労働局)	…P 76
No.15	令和2年度 地域別最低賃金改定状況	…P 91
No.16	要請書（2021年3月1日 茨城ユニオン）	…P 92
No.17	労働者の権利を守る立場での労働行政改善と労働行政の拡充のための人員増、 最賃引き上げを求める要請書（2021年3月2日 茨城県労働組合総連合）	…P 94
No.18	雇用・労働行政に関する要請 (2021年3月8日 日本労働組合総連合会茨城県連合会)	…P 95
No.19	最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書 (令和3年3月23日 土浦市議会)	…P 108

## 参考資料

- No.1 「経済財政運営と改革の基本方針2021」
- No.2 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ
- リーフレット
  - ①「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール最低賃金」
  - ②「守ってね！最低賃金。」
  - ③「令和3年度 業務改善助成金」
  - ④「キャリアアップ助成金が令和3年度から変わります」
  - ⑤「茨城働き方改革推進支援センター」
  - ⑥「2021年度 中小企業支援活用ガイドブック」
  - ⑦「最低賃金・最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」

## 第60・61期茨城地方最低賃金審議会委員名簿

令和3年4月1日 現在

茨城労働局

区分	氏名	現職
公益代表	いでこや 井出 晃哉	井出法律事務所長
	しんみふあ 申 美 花	茨城キリスト教大学経営学部教授
	せいやまれい 清 山 玲	茨城大学人文社会科学院教授
	のむらたかひろ 野村 貴広	水口・野村法律事務所（弁護士）
	ほそやあけみ 細谷 あけみ	株式会社茨城新聞社地域連携室長
労働者代表	おおもりもとのり 大森 玄則	連合茨城副事務局長
	くろさわかずひと 黒澤 一仁	UAゼンセンカスミユニオン 中央執行委員長
	こさかゆうじ 小坂 祐之	電機連合茨城地方協議会事務局長
	ほしのゆき 星野 由記	電機連合茨城地方協議会 SMK労働組合茨城支部書記長
	みやした ゆういち 宮下 有一	JAM北関東常任執行委員 茨城县連事務局長
使用者代表	うりだひろし 瓜田 広	株式会社水戸京成百貨店 取締役 経理部長
	かとう ゆういち 加藤 祐一	一般社団法人茨城県経営者協会 専務理事
	ながい のりこ 永井 教子	株式会社永井ガラス代表取締役
	ふなき けんじょう 舟木 健生	株式会社舟木電業社代表取締役社長
	みずいで ひろし 水出 浩司	株式会社日立製作所エネルギービジネスユニット 日立事業所エネルギー総務部長

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。

## 茨城地方最低賃金審議会運営規程（案）

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののか、必要な事項について定めるものである。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を会長に通知するものとする。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

第6条 会議は、原則として、公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録又は会議の資料の一

部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し、公開するものとする。

4 前3項の規程は、小委員会等について準用する。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、その都度答申書又は議決書を茨城労働局長に提出するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

#### 附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

## 最低賃金審議会等の公開又は非公開の決定に関する手続（案）

茨城地方最低賃金審議会

### 1 会議（議事）について

- ① 会長は、審議会の会議の招集に先立って、招集する会議の審議内容、現在までの審議会の審議の状況及び今後の審議の展開などを考慮して、審議会運営規程第6条の規定に基づいて会議の公開又は非公開の扱いを決定する。  
この場合、会長は、必要に応じて、公開又は非公開の扱いについて、公・労・使各側委員の意見を聴取することができる。
- ② 会長は、各委員に対して、会議の招集通知の際に、会議の公開又は非公開の扱いについて併せて通知する。
- ③ 会長の決定に従って、審議会事務局は、会議を公開とする場合は、審議会の傍聴について原則として審議会の1週間前に公示する。
- ④ その他傍聴に関する事務等の取扱いについては、会長が別途定める。

### 2 会議資料について

- 会長は、審議会に提出された会議資料について、審議内容、現在までの審議の状況及び今後の審議の展開などを考慮して、審議会運営規程第7条第2項の規定に基づいて、その公開、非公開又は一部非公開の扱いを決定する。  
この場合、会長は、必要に応じて、公開等の扱いの決定に先立って、公・労・使各側委員の意見を聴取することができる。

### 3 議事録について

会長は、審議会の議事録について、審議内容、今までの審議の状況及び今後の審議の展開などを考慮して、審議会運営規程第7条第2項の規定に基づいて、その公開、非公開又は一部非公開の扱いを決定する。

この場合、会長は、必要に応じて、公開等の扱いの決定に先立って、公・労・使各側委員の意見を聴取することができる。

参考

## 公開・非公開の例

茨城地方最低賃金審議会

最低賃金審議会の会議等の公開、非公開の基本的な取り扱いについては、次表の扱いが考えられる。

	議事(会議)	議事録	議事要旨	会議資料
本審	公開 <sup>(注1)</sup>	公開 <sup>(注2)</sup>	公開	公開 <sup>(注2)</sup>
本金額審議	非公開	非公開	公開	公開 <sup>(注2)</sup>
本参考人陳述	公開 <sup>(注1)</sup>	公開 <sup>(注2)</sup>	公開	公開 <sup>(注2)</sup>
本実地視察	非公開	非公開	公開	公開 <sup>(注2)</sup>
専門部会	非公開	非公開	公開	公開 <sup>(注2)</sup>
小委員会	非公開	非公開	公開	公開 <sup>(注2)</sup>
全員協議会	非公開	非公開	公開	公開 <sup>(注2)</sup>

(注1)

以下の場合には、会議を非公開とする。

- ① 個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- ② 個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- ③ 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

(注2)

以下の場合には、議事録及び会議資料について、その一部を非公開とする。

- ① 個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- ② 個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- ③ 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

## 最低賃金審議会の傍聴に関する事務処理手続（案）

茨城地方最低賃金審議会

### 1 傍聴の公示、傍聴人等

- (1) 審議会傍聴の公示は、原則として審議会の1週間前に、茨城労働局掲示板に別添1により行う。
- (2) 傍聴人数は、若干名とする。
- (3) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨 及び 審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、FAX番号、所属（組合名または会社名）を記入のうえ、事務局に締切期限までに申し込むものとする。車椅子使用の傍聴希望者はその旨書き添えるものとする。なお、電話による申し込みは不可とする。
- (4) 傍聴の申込期限は、審議会開催日の3日前（土日祝日除く）の17時必着とする。
- (5) 申込み人数が会場の収容人員を超えた場合には、申込期限前でも断る場合がある。傍聴できない者にはその旨連絡する。

### 2 傍聴人の入場、整理等

- (1) 傍聴人には、本人確認のため、当日本人であることが分かるものの提示を求めることができる。
- (2) 傍聴人には、別添2の「傍聴にあたっての留意事項」を配布し説明を行う。その際、留意事項に反している者に対しては、その行為の中止を求め、当該行為を中止しない等留意事項の遵守が困難であると認められる場合は、入場を制限する。
- (3) 会場内において、留意事項に反する行為を行う者に対しては、会長が口頭で注意する。それでも当該行為を中止しない場合には、会長が、口頭又は別添3の文書により会場外への退去命令を行う。
- (4) 傍聴人が退去命令に従わない場合は、施設管理者に通報する。

### 3 傍聴人が意見の陳述を求めた場合の対応

- (1) 最低賃金審議会では、委員以外の者が意見を陳述することは認められない旨回答する。
- (2) その際、必要に応じて、意見聴取の手続（最低賃金法第25条第5項、6項、最賃則第11条第1項）について説明する。

# 月例経済報告

(令和3年6月)

—景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。—

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

令和3年6月24日

内 閣 府

	5月月例	6月月例
基調判断	<p>景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。</p> <p>先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>	<p>景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。</p> <p>先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>
政策態度	<p>政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対しては、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、10都道府県を対象に緊急事態措置、9県を対象にまん延防止等重点措置を実施しているところであり、引き続き、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。</u>さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、引き続き、感染状況や経済的な影響を注視しながら、予備費も活用して機動的に必要な支援策を講じていく。</p> <p>感染症対策、ワクチン接種に最優先に取り組みながら、ポストコロナも見据え、グリーン、デジタル、地方の所得向上など、強い経済をつくり上げ、さらに、少子化対策など長年の課題にも答えを出すべく、6月を目途に、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を取りまとめる。</p> <p>日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。</p>	<p>政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないと決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。あわせて、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現するため、6月18日に、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を閣議決定した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対しては、6月20日に緊急事態措置の区域から9都道府県を除外し、沖縄県を対象に緊急事態措置、10都道府県を対象にまん延防止等重点措置を実施している。引き続き、ワクチン接種の迅速な実行、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。</p> <p>日本銀行においては、6月18日、引き続き企業等の資金繰りを支援していく観点から、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの延長を決定した。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。</p>

	5月月例	6月月例
個人消費	このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている	このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている
設備投資	持ち直している	持ち直している
住宅建設	おおむね横ばいとなっている	底堅い動きとなっている
公共投資	高水準で底堅く推移している	高水準で底堅く推移している
輸出	緩やかな増加が続いている	緩やかな増加が続いている
輸入	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
貿易・サービス収支	黒字となっている	おおむね均衡している
生産	持ち直している	持ち直している
企業収益	感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している	感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している
業況判断	厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる	厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる
倒産件数	減少している	減少している
雇用情勢	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる
国内企業物価	緩やかに上昇している	上昇している
消費者物価	横ばいとなっている	横ばいとなっている

(注) 下線部は先月から変更した部分。

# 月例経済報告

令和3年6月

## 総論

### (我が国経済の基調判断)

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。

- ・個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、緩やかな増加が続いている。
- ・生産は、持ち直している。
- ・企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

### (政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。あわせて、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現するため、6月18日に、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を閣議決定した。

新型コロナウイルス感染症に対しては、6月20日に緊急事態措置の区域から9都道府県を除外し、沖縄県を対象に緊急事態措置、10都道府県を対象にまん延防止等重点措置を実施している。引き続き、ワクチン接種の迅速な実行、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、6月18日、引き続き企業等の資金繰りを支援していく観点から、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの延長を決定した。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

## 1. 消費・投資等の需要動向

### 個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指標等）を合成した消費総合指標は、4月は前月比0.8%減となった。個別の指標について最近の動きをみると、「家計調査」（4月）では、実質消費支出は前月比0.1%増となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」（4月）では、小売業販売額は前月比4.6%減となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は持ち直しの動きがみられる。一方、消費者マインドはこのところ持ち直しの動きに足踏みがみられる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、家電販売は、おおむね横ばいとなっている。新車販売台数は、供給面の影響により、弱含んでいる。旅行は、極めて低い水準が続くな、弱い動きとなっている。外食は、緊急事態宣言等の影響により、このところ弱い動きとなっている。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、持ち直しに向かうことが期待されるが、感染の動向による影響に十分注意する必要がある。

### 設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。需要側統計である「法人企業統計季報」（1～3月期調査、含むソフトウェア）でみると、2021年1～3月期は前期比0.4%減となった。業種別にみると、製造業は同0.5%増、非製造業は同0.9%減となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（国内向け出荷及び輸入）は、このところ増加している。ソフトウェア投資は、おおむね横ばいとなっている。

「日銀短観」（3月調査）及び「法人企業景気予測調査」（4～6月期調査）によると、全産業の2021年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業を中心に依然過剰感が残るもの、改善している。先行指標をみると、機械受注は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。建築工事費予定額は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、不透明感が残るもの、成長分野への対応等を背景に、機械投資を中心に持ち直し傾向が続くことが期待される。

### 住宅建設は、底堅い動きとなっている。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。持家の着工は、横ばいと

なっている。貸家の着工は、底堅い動きとなっている。分譲住宅の着工は、おおむね横ばいとなっている。総戸数は、4月は前月比0.3%増の年率88.3万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、底堅く推移していくと見込まれる。

### **公共投資は、高水準で底堅く推移している。**

公共投資は、高水準で底堅く推移している。4月の公共工事出来高は前月比2.1%減、5月の公共工事請負金額は同15.0%増、4月の公共工事受注額は同21.8%増となった。

公共投資の関連予算をみると、国の令和2年度一般会計予算では、補正予算において約2.4兆円の予算措置を講じており、補正後の公共事業関係費は、前年度を上回っている。令和3年度当初予算では、公共事業関係費について、一般会計では前年度当初予算比0.0%増としている。令和3年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比1.6%増としている。

先行きについては、関連予算の執行により、底堅く推移していくことが見込まれる。

### **輸出は、緩やかな増加が続いている。輸入は、持ち直しの動きがみられる。貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。**

輸出は、緩やかな増加が続いている。地域別にみると、アジア向けの輸出は、増加している。アメリカ、EU及びその他地域向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。また、感染症によるインバウンドへの影響については、5月の訪日外客数は、2019年対比99.6%減となった。先行きについては、海外経済が改善するなかで、増加傾向が続くことが期待される。ただし、感染の再拡大による海外経済のリスクに十分注意する必要がある。

輸入は、持ち直しの動きがみられる。地域別にみると、アジア、アメリカ及びEUからの輸入は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しに向かうことが期待されるが、感染の動向による影響に十分注意する必要がある。

貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

4月の貿易収支は、輸入金額が増加したことから、黒字幅が縮小した。また、サービス収支は、赤字幅が拡大した。

## **2. 企業活動と雇用情勢**

### **生産は、持ち直している。**

鉱工業生産は、持ち直している。鉱工業生産指数は、4月は前月比2.9%増となった。鉱工業在庫指数は、4月は前月比0.1%減となった。また、製造工業生産予測調査によると5月は同1.7%減、6月は同5.0%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は弱含んでいる。生産用機械は増加している。電子部品・デバイスは増加している。

生産の先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、半導体不足による影響や海外経済の下振れリスクに十分注意する必要がある。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第3次産業活動は、このところ個人向けサービス業を中心に弱さがみられ、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

**企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。倒産件数は、減少している。**

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。「法人企業統計季報」(1~3月期調査)によると、2021年1~3月期の経常利益は、前年比26.0%増、前期比5.6%増となった。業種別にみると、製造業が前年比63.2%増、非製造業が同10.9%増となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比41.2%増、中小企業が同1.6%増となった。

企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。「日銀短観」(3月調査)によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で上昇した。6月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」(5月調査)の企業動向関連DIによると、現状判断、先行き判断ともに上昇した。

倒産件数は、減少している。4月は477件の後、5月は472件となった。負債総額は、4月は840億円の後、5月は1,686億円となった。

**雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。**

完全失業率は、4月は前月比0.2%ポイント上昇し、2.8%となった。労働力人口及び就業者数は減少し、完全失業者数は増加した。

雇用者数は持ち直しの動きがみられる。新規求人倍率はこのところ横ばい圏内となっている。製造業の残業時間は持ち直している。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は持ち直しの動きがみられる。これらの結果、実質総雇用者所得は、持ち直しの動きがみられる。

「日銀短観」(3月調査)によると、企業の雇用人員判断は、製造業も不足超に転じ、引き続き全産業で不足超となっている。

加えて、足下の状況については、日次有効求人倍率や民間の求人動向は持ち直しの動きがみられるものの、水準は依然として低い。

こうしたことを行なうと、雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。

先行きについては、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

### 3. 物価と金融情勢

#### **国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、横ばいとなっている。**

国内企業物価は、上昇している。5月の国内企業物価は、前月比0.7%上昇した。輸入物価（円ベース）は、上昇している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、横ばいとなっている。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、政策等による特殊要因を除くベースで、横ばいとなっている。5月は、前月比では、連鎖基準、固定基準ともに0.1%上昇した。前年比では、連鎖基準で0.6%下落し、固定基準で0.2%下落した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.1%上昇し、前年比では連鎖基準で0.4%上昇した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、政策等による特殊要因を除くベースで、このところ緩やかに上昇している。5月は、前月比では、連鎖基準、固定基準ともに0.2%上昇した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.2%上昇した（内閣府試算）。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、5月は前月比1.1%ポイント下落し、74.9%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、政策等による特殊要因を除くベースで、横ばい圏内で推移することが見込まれる。

**株価（日経平均株価）は、28,500円台から29,400円台まで上昇した後、28,000円台まで下落し、その後28,800円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、109円台から110円台まで円安方向に推移した。**

株価（日経平均株価）は、28,500円台から29,400円台まで上昇した後、28,000円台まで下落し、その後28,800円台まで上昇した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、109円台から110円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.01%台から-0.04%台で推移した。ユーロ円金利（3ヶ月物）は、-0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.0%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況は改善しているものの、宿泊・飲食サービスなどでは依然厳しさがみられる。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比2.2%（5月）増加した。

マネタリーベースは、前年比 22.4%（5月）増加した。M2は、前年比 7.9%（5月）増加した。

（※ 5/27～6/22 の動き）

#### 4. 海外経済

世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。

先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2021年1～3月期のGDP成長率（第2次推計値）は、個人消費や設備投資が増加したことなどから、前期比で1.6%増（年率6.4%増）となった。

足下をみると、消費は着実に持ち直している。設備投資は緩やかに増加している。住宅着工は緩やかに増加している。

生産は足踏みがみられる。非製造業景況感は堅調に推移している。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はやや低下している。物価面では、コア物価上昇率は上昇している。貿易面では、財輸出は持ち直している。

6月15～16日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を0.00%から0.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は緩やかに回復している。

先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。

中国では、景気は緩やかに回復している。2021年1～3月期のGDP成長率は、前年同期比で18.3%増となった。消費は緩やかに持ち直している。固定資産投資は持ち直している。輸出は着実に増加している。生産はこのところ伸びがやや低下している。消費者物価上昇率はやや高まっている。

韓国では、景気は持ち直している。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.7%増（年率7.1%増）となった。台湾では、景気は回復している。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で8.9%増となった。

インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比でそれぞれ0.7%減、2.6%減となった。

インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で1.6%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、圏内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.3%減（年率1.3%減）となった。消費は弱い動きとなっているが、一部に持ち直しの動きがみられる。機械設備投資は持ち直している。生産はこのところ横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直しの動きがみられる。輸出は足踏みがみられる。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はこのところ低下している。

ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.8%減（年率7.0%減）となった。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.5%減（年率5.9%減）となった。消費は持ち直しの動きがみられる。設備投資は下げ止まりの兆しがみられる。生産は持ち直している。サービス業景況感は堅調に推移している。輸出は持ち直しの動きがみられる。失業率は低下している。コア物価上昇率はこのところ上昇している。

欧州中央銀行は、6月10日の理事会で、政策金利を0.00%で据え置くことを決定した。イングランド銀行は、5月5日の金融政策委員会で、政策金利を0.10%で据え置くことを決定した。

### **国際金融情勢等**

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカ、英国、ドイツ及び中国ではおおむね横ばいで推移した。短期金利についてみると、ユーロドル金利（3か月物）は、おおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ、英国及びドイツではおおむね横ばいで推移した。ドルは、ユーロに対して増価、ポンド及び円に対してやや増価した。原油価格（WTI）は大幅に上昇した。金価格は下落した。

## 地 域 經 濟 動 向

令和3年6月4日



内閣府政策統括官  
(経済財政分析担当)

## 目 次

1 概況

2 分野別の動き

3 地域別の動向

(1) 北海道

(2) 東北

(3) 北関東

(4) 南関東

(5) 甲信越

(6) 東海

(7) 北陸

(8) 近畿

(9) 中国

(10) 四国

(11) 九州

(12) 沖縄

(13) 景気ウォッチャー調査（令和3年4月調査）  
景気判断理由の概要

4 主要指標

5 参考資料

## 1 概況

### (1) 各地域の景況判断

地域別の景況判断（景気の変化方向）は以下のとおり。

- ・北海道地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・東北地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・北関東地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・南関東地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・甲信越地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・東海地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・北陸地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・近畿地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・中国地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・四国地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・九州地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。
- ・沖縄地域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、このところ弱い動きとなっている。



本報告書では、原則として下記の地域区分を採用している。ただし、下記地域区分によらない場合は備考にその旨を明記している。

地域名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬
	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野
東海	静岡、岐阜、愛知、三重
北陸	富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 各地域の景況判断と主要変更点

		北海道	東 北	北関東	南関東	甲信越	東 海
景況判断	3月 (前回)	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる
	6月 (今回)	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している
		↓	↓	↓	↓	↓	↓
鉱工業生産 (沖縄は観光)	3月	持ち直している	持ち直している	持ち直している	持ち直している	持ち直している	持ち直している
	6月	持ち直している	持ち直している	持ち直している	持ち直している	持ち直している	持ち直しの動きに足踏みがみられる
		→	→	→	→	→	↓
個人消費	3月	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる
	6月	このところサービス支出を中心に弱い動きとなってい	このところサービス支出を中心に弱い動きとなってい	このところサービス支出を中心に弱い動きとなってい	このところサービス支出を中心に弱い動きとなってい	このところサービス支出を中心に弱い動きとなってい	このところサービス支出を中心に弱い動きとなってい
		↓	↓	↓	↓	↓	↓
雇用情勢	3月	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる
	6月	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる
		→	→	→	→	→	→

(注) ↑は上方に判断を変更、→は変更なし、↓は下方に判断を変更。

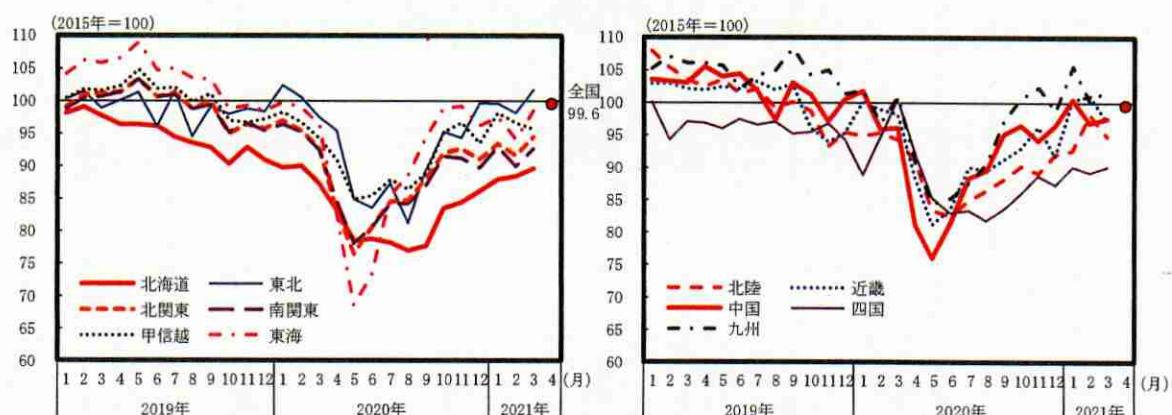
北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いていたが、このところ弱含んでいる
↓	↓	↓	↓	↓	↓
持ち直している	持ち直している	持ち直している	持ち直しの動きがみられる	持ち直している	このところ弱い動きとなっている
→	→	→	↑	→	→
このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる
↓	↓	↓	↓	↓	↓
感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる
→	→	→	→	→	→

## 2 分野別の動き

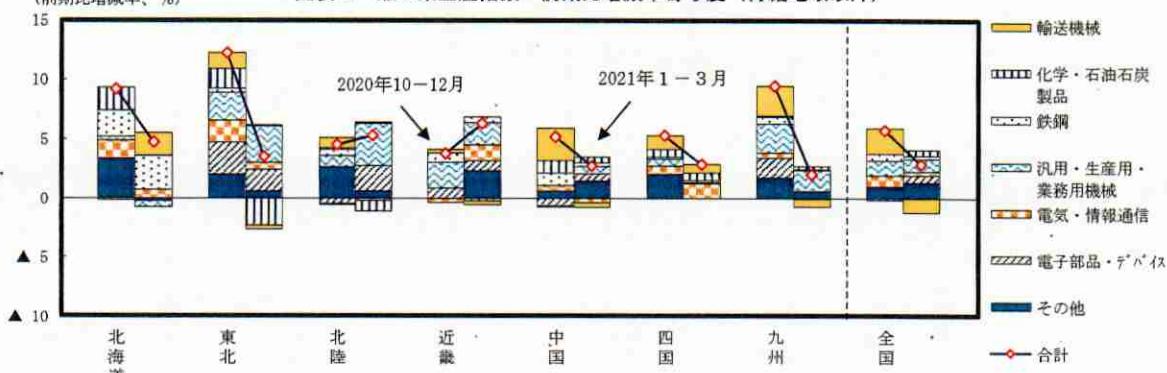
<生産>北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、北陸、近畿、中国、四国、九州は持ち直している。東海は持ち直しの動きに足踏みがみられる。

- 鉱工業生産指数（季節調整値）について、2021年1～3月期の動きをみると、東海（前期比▲1.4）はマイナスとなったものの、近畿（同6.3）、北陸（同5.3）などほぼすべての地域でプラスとなった。
- 汎用・生産用・業務用機械（半導体製造装置）や電子部品・デバイス（電子部品）の増加が上昇に寄与した地域がみられた（図表1～3）。
- 倒産件数は、多くの地域で減少している（図表4）。
- 4月、5月の宿泊施設稼働率は、感染拡大の影響等から、沖縄も含めて、全国的に、稼働率が低下している（図表5）。

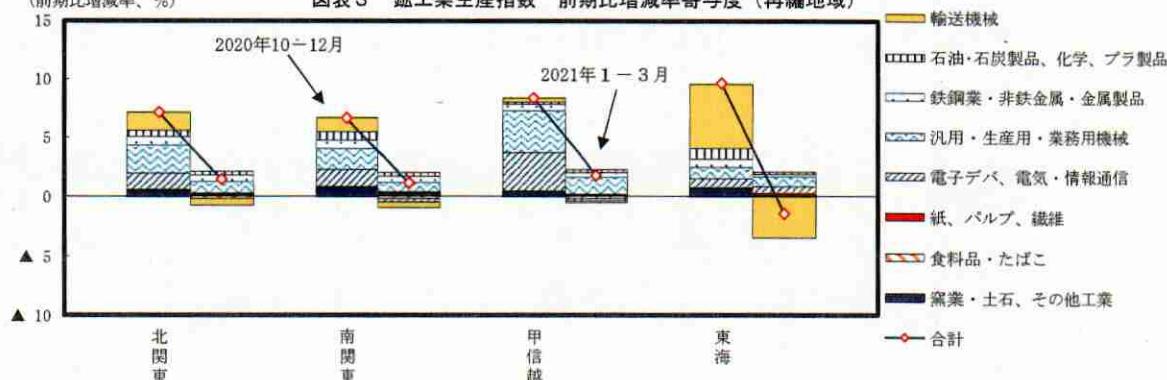
図表1 鉱工業生産指数（季節調整値）の推移



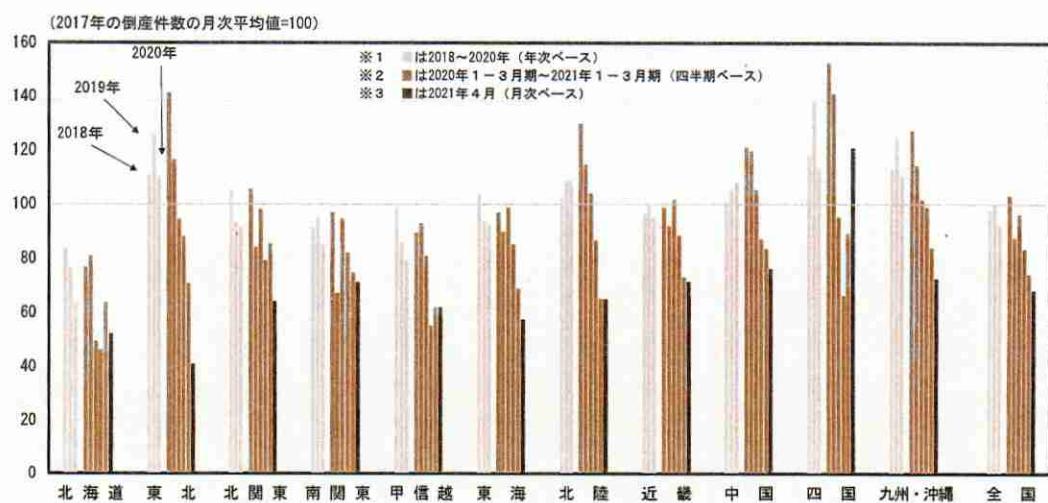
図表2 鉱工業生産指数 前期比増減率寄与度（再編地域以外）



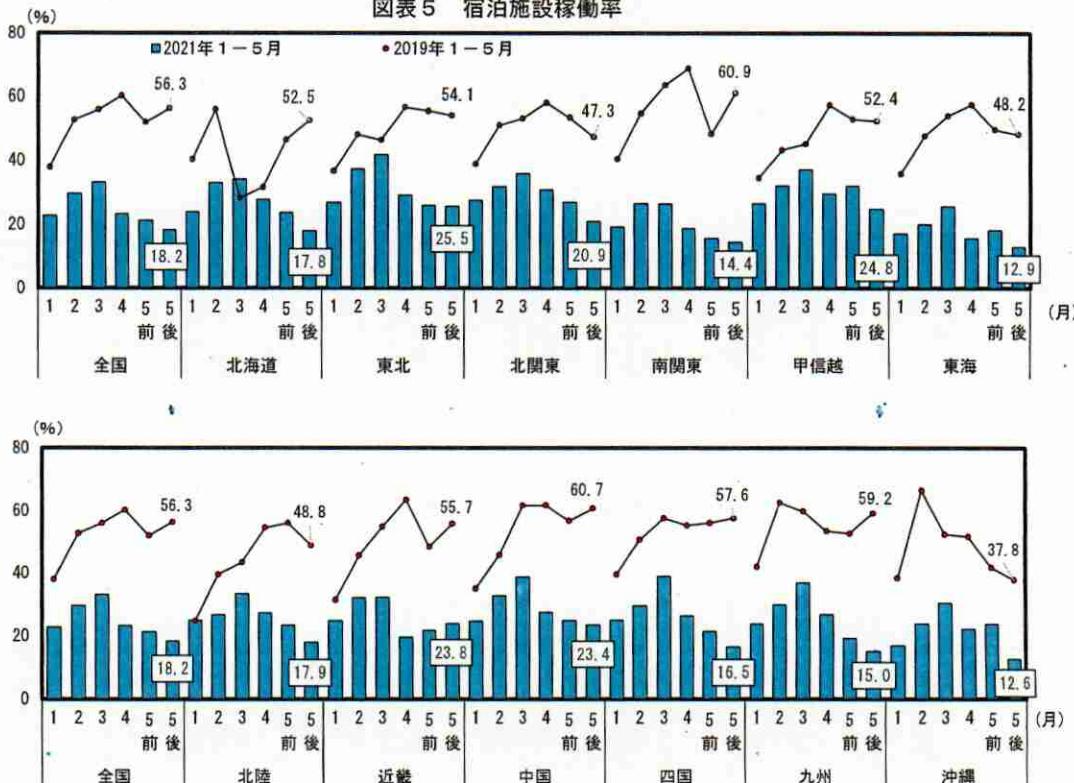
図表3 鉱工業生産指数 前期比増減率寄与度（再編地域）



図表4 地域別倒産件数（月次平均値）の推移



図表5 宿泊施設稼働率



（備考）図表1、2、3：経済産業省、各経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局「鉱工業生産動向」により作成。  
基準年は2015年。季節調整値。

北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」、東海は中部経済産業局の「管内鉱工業の動向」、関東経済産業局により内閣府にて算出。

図表1：全国の4月の値は速報値。その他地域の3月の値は速報値。

図表2：全国、東北、北陸、近畿の「汎用・生産用・業務用機械」は生産用機械、汎用・業務用機械を足したもの。

北海道の「汎用・生産用・業務用機械」は一般機械、全国、近畿、中国の「化学・石油石炭製品工業」は化学と石油・石炭製品を足したもの。全国、東北の「電気・情報通信工業」は電気機械と情報通信機械を足したもの。

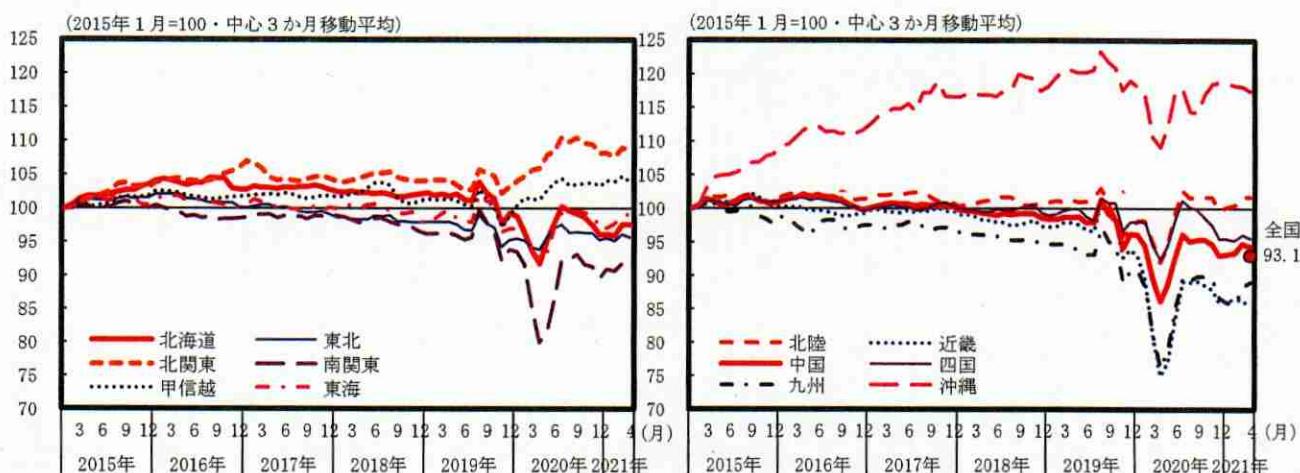
図表4：株式会社東京商工リサーチ提供データ及び「倒産月報」により作成。基準年は2017年。2018～2020年は、各年の月平均値。2020年1～3月期、4～6月期、7～9月期、10～12月期、2021年1～3月期は、各四半期ごとの月平均値。2021年4月は、月次の値。

図表5：公益財団法人九州経済調査協会「DATASALAD」により作成。5月前半は、5月1～15日、5月後半は16～31日。

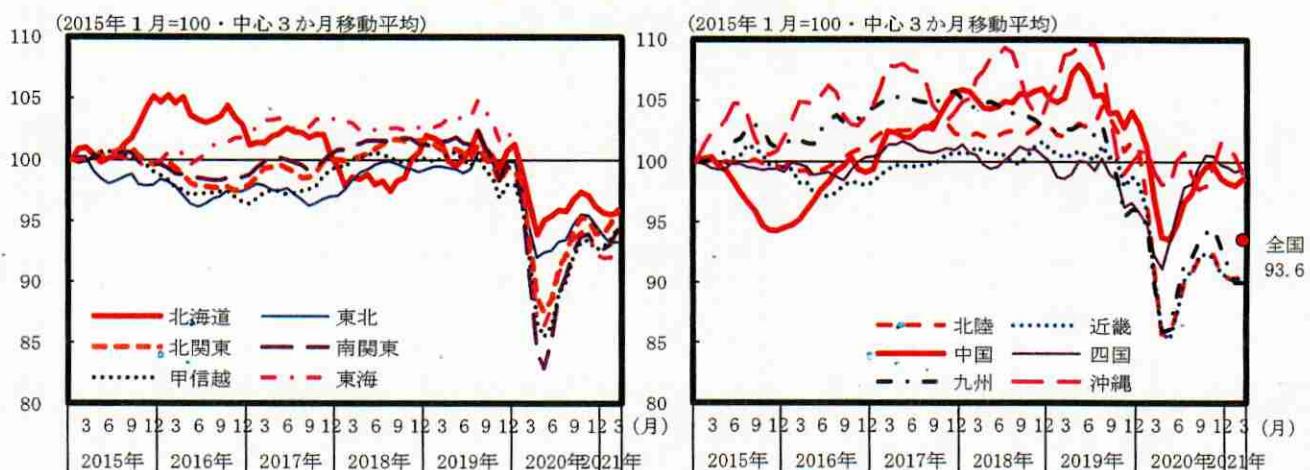
<消費>個人消費はこのところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

- 消費について、2021年1－3月期の百貨店・スーパー販売額（実質・季節調整値）の動きをみると、甲信越（前期比0.2）、沖縄（同▲0.2）等で全国（同▲1.4）を上回る一方、九州（同▲4.2）、四国（同▲2.3）等は下回った（図表1）。
- 地域別消費総合指数（実質・季節調整値）は、総じて1月、2月は低下したが、3月には上昇した（図表2）。
- カード支出に基づく消費動向をみると、財支出は底堅く、サービス支出は弱い動きとなっている（図表3）。

図表1 百貨店・スーパー販売額(実質・季節調整値)の推移



図表2 地域別消費総合指数(実質・季節調整値)の推移



(備考) 図表1：経済産業省「商業動態統計」、総務省「消費者物価指数」により作成し、内閣府にて季節調整。

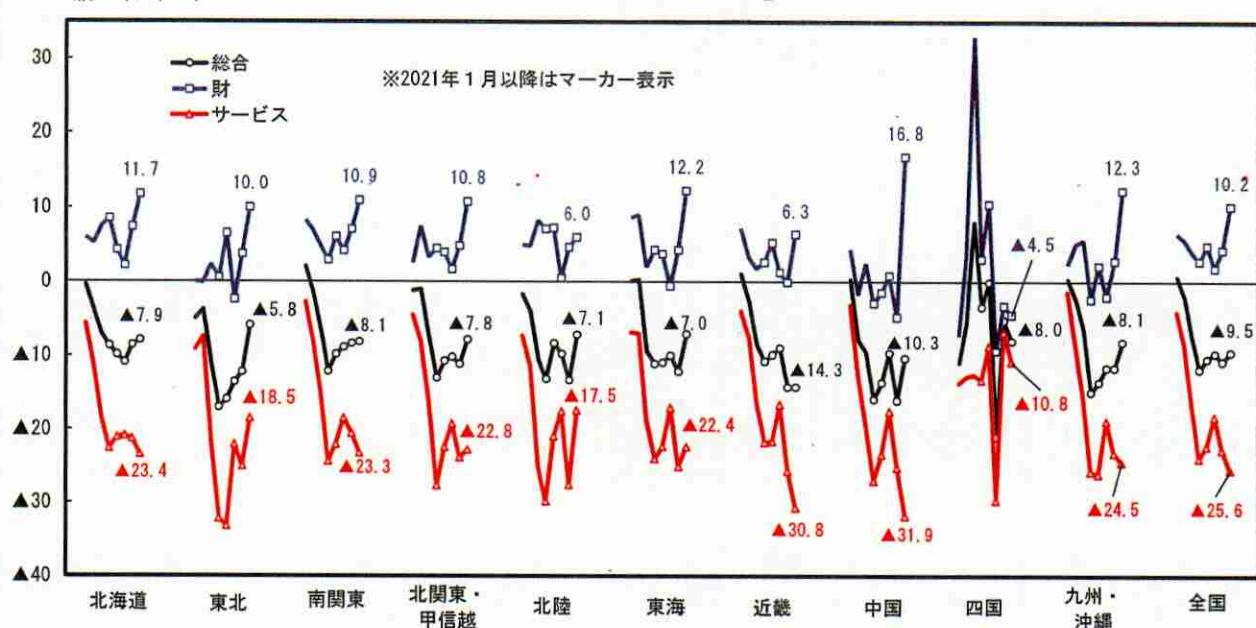
北関東、南関東、甲信越、北陸の消費者物価指数は、総務省「消費者物価指数」の各都道府県の県庁所在都市別の消費者物価指数を、総務省「国勢調査」の二人以上世帯数を用いて加重平均し、内閣府にて作成。なお、消費者物価指数は、総合指数による。直近月は速報値、2か月平均。

図表2：内閣府「地域別支出総合指数(RDEI)」により作成。季節調整値。

図表3 カード支出に基づく消費動向

(2020年10月～2021年4月(月次)、2021年5月前半(半月次))

## 【総合、財、サービス】



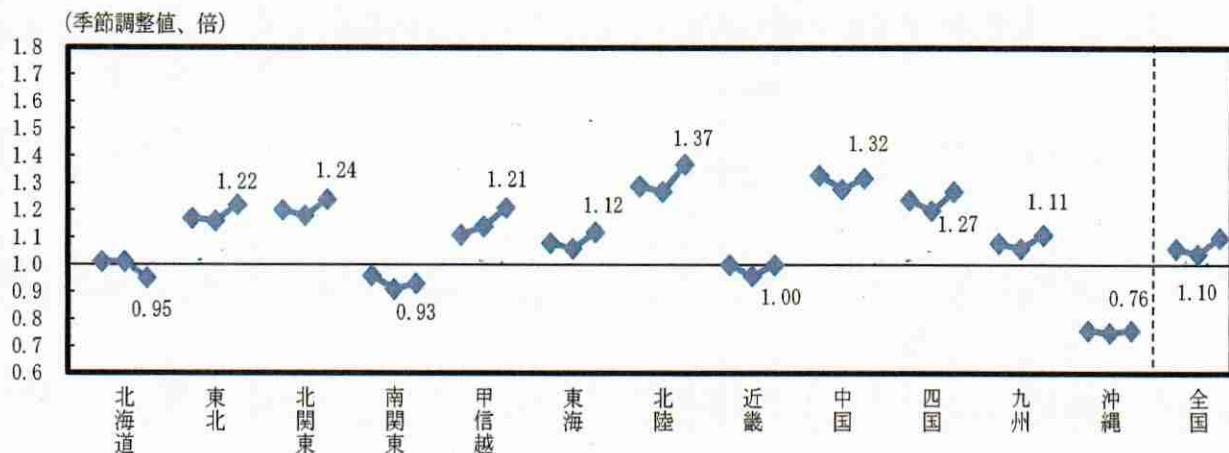
(備考) 1. 株式会社ナウキャスト、株式会社ジェーシーピー「JCB消費NOW」により作成。渡辺勢「クレジットカード支出金額の『一人当たり支出金額』と『支出者数』への分解』(2020年4月)の参考系列。

2. 2020年10月～2021年4月は月次データ、2021年5月前半は半月次データより作成。

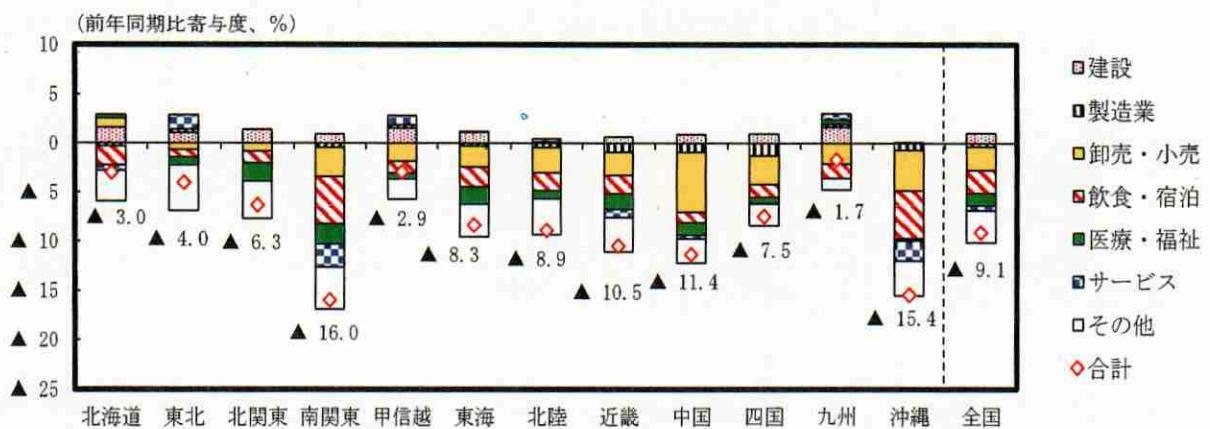
<雇用>雇用情勢は感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人数等の動きに底堅さもみられる。

- 雇用情勢について、2021年1－3月期の有効求人倍率（就業地別・季節調整値）をみると、北海道（1.01→0.95）は低下、その他の地域では上昇（図表1）。
- 新規求人数について、2021年1－3月期の動きをみると、全ての地域で減少。地域別の業種別寄与度をみると、建設は全ての地域で上昇したもの、卸売・小売、飲食・宿泊等、ほとんどの業種が減少（図表2）。
- 失業率をみると、南関東（前期差▲0.4）、北海道（同▲0.3）等で低下、東北、甲信越等で横ばい、沖縄（同0.4）、北関東（同0.2）等で上昇（図表3）。

図表1 有効求人倍率（就業地別）（2020年7-9月期→10-12月期→2021年1-3月期）



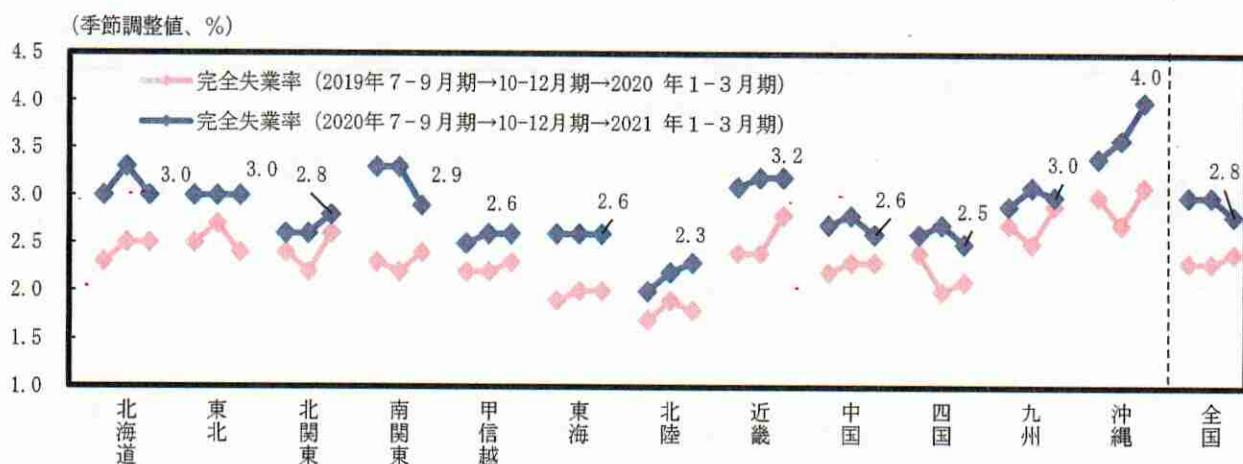
図表2 新規求人数の前年同期比産業別寄与度（2021年1-3月期）



(備考) 図表1：厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。

図表2：厚生労働省提供データにより作成（受理地別）。

図表3 完全失業率の推移

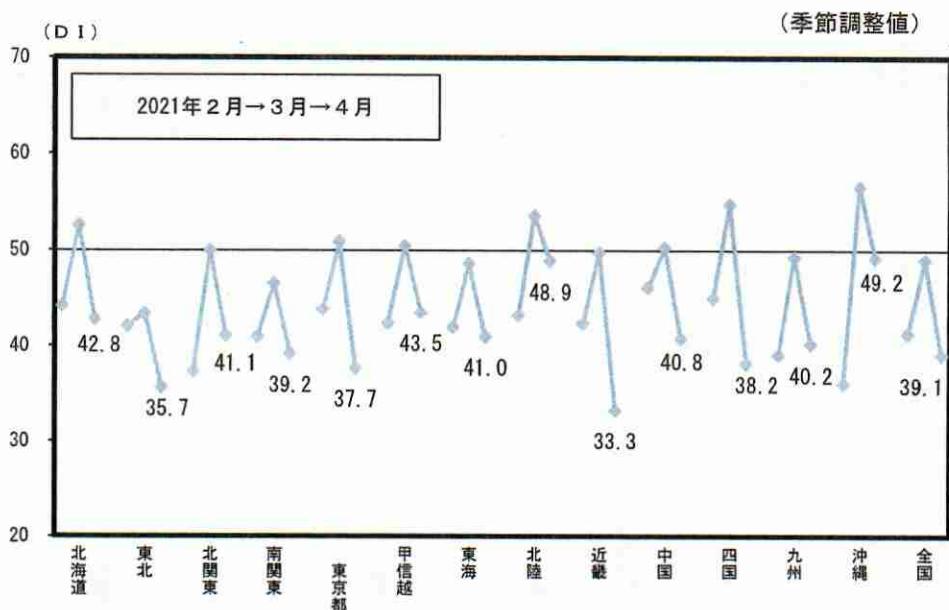


(備考) 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。季節調整値。

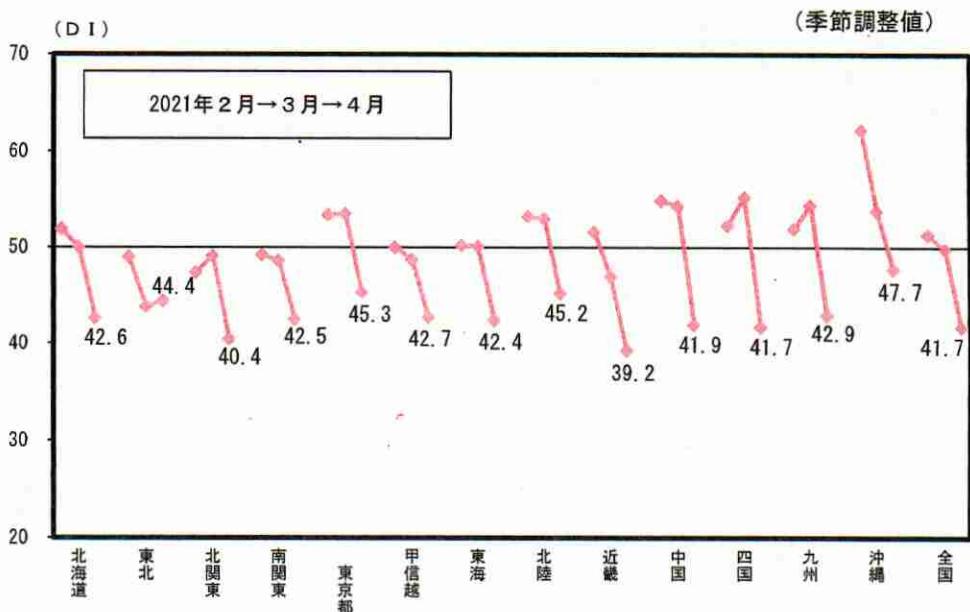
北関東、甲信越、北陸は、「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。甲信越、北陸、中国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

<足下の動き：景気ウォッチャー調査（令和3年4月調査）各地域の動向>

地域別 D I の推移（現状）



地域別 D I の推移（先行き）



(備考) 内閣府「景気ウォッチャー調査」（令和3年4月調査、調査期間：4月25日～30日）を基に作成。

## ○ 景気の現状判断DI（季節調整値）

前月と比較しての現状判断DI（各分野計）は、全国12地域で低下した。最も低下幅が大きかったのは四国（16.6ポイント低下）で、最も低下幅が小さかったのは北陸（4.7ポイント低下）であった。

景気の現状判断DI（各分野計）（季節調整値）

(D I)	年	2020		2021				(前月差)
		月	11	12	1	2	3	
全国			43.8	34.3	31.2	41.3	49.0	39.1 (-9.9)
北海道			28.3	26.7	29.6	44.2	52.6	42.8 (-9.8)
東北			48.0	35.2	34.4	42.1	43.4	35.7 (-7.7)
関東			39.7	31.7	29.5	40.0	47.5	39.8 (-7.7)
北関東			39.8	34.2	27.0	37.4	50.0	41.1 (-8.9)
南関東			39.7	30.7	30.5	41.0	46.6	39.2 (-7.4)
東京都			43.8	33.7	29.5	43.9	50.9	37.7 (-13.2)
甲信越			41.4	33.2	31.1	42.4	50.5	43.5 (-7.0)
東海			42.3	34.7	32.3	42.0	48.6	41.0 (-7.6)
北陸			48.5	37.6	32.8	43.2	53.6	48.9 (-4.7)
近畿			39.9	31.7	31.7	42.4	49.8	33.3 (-16.5)
中国			48.9	36.0	33.8	46.1	50.3	40.8 (-9.5)
四国			44.7	33.3	37.2	45.0	54.8	38.2 (-16.6)
九州			50.9	38.0	31.2	39.1	49.3	40.2 (-9.1)
沖縄			54.0	41.8	28.1	36.1	56.6	49.2 (-7.4)

## ○ 景気の先行き判断DI（季節調整値）

前月と比較しての先行き判断DI（各分野計）は、全国12地域中、1地域で上昇、11地域で低下であった。最も上昇幅が大きかったのは東北（0.6ポイント上昇）で、最も低下幅が大きかったのは四国（13.5ポイント低下）であった。

景気の先行き判断DI（各分野計）（季節調整値）

(D I)	年	2020		2021				(前月差)
		月	11	12	1	2	3	
全国			35.0	36.1	39.9	51.3	49.8	41.7 (-8.1)
北海道			28.3	32.6	43.0	51.9	50.0	42.6 (-7.4)
東北			35.5	34.8	40.5	49.0	43.8	44.4 (0.6)
関東			33.2	33.7	36.8	48.7	48.7	41.9 (-6.8)
北関東			34.1	35.4	35.4	47.4	49.1	40.4 (-8.7)
南関東			32.8	33.1	37.4	49.2	48.6	42.5 (-6.1)
東京都			33.7	34.9	42.7	53.4	53.5	45.3 (-8.2)
甲信越			31.7	34.7	45.1	50.0	48.7	42.7 (-6.0)
東海			34.0	37.3	38.1	50.2	50.1	42.4 (-7.7)
北陸			39.8	36.7	42.7	53.2	53.0	45.2 (-7.8)
近畿			33.9	37.6	38.4	51.6	46.9	39.2 (-7.7)
中国			39.9	36.1	41.9	54.9	54.3	41.9 (-12.4)
四国			34.7	35.2	42.2	52.3	55.2	41.7 (-13.5)
九州			36.0	40.1	43.6	51.9	54.4	42.9 (-11.5)
沖縄			41.7	40.7	38.0	62.2	53.8	47.7 (-6.1)

## 資料No. 7

本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2021年6月7日

日本銀行水戸事務所

# 茨城県金融経済概況

## 1. 要 旨

県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直しつつある。

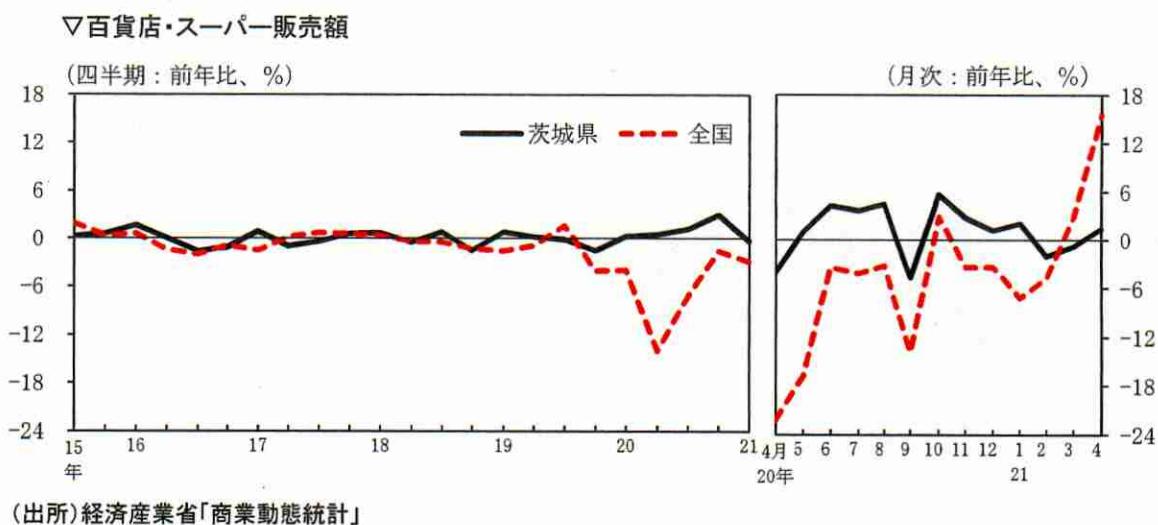
主要支出項目をみると、輸出は、海外経済が国・地域ごとにはばらつきを伴いつつ総じてみれば回復している中、回復している。国内需要の面では、個人消費は基調としては持ち直しつつあるが、感染症の影響からサービス消費を中心に一服感がうかがわれている。住宅投資は弱く、公共投資は減速している。設備投資をみると、3月企業短期経済観測調査結果（茨城県）では、2020年度は前年度を上回る見込みながら、2021年度は前年度を下回る計画となっている。このような内外需要を反映して、足もとの生産は回復している。この間、雇用・所得環境をみると、全体として弱い動きがみられている。

なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は低下した。

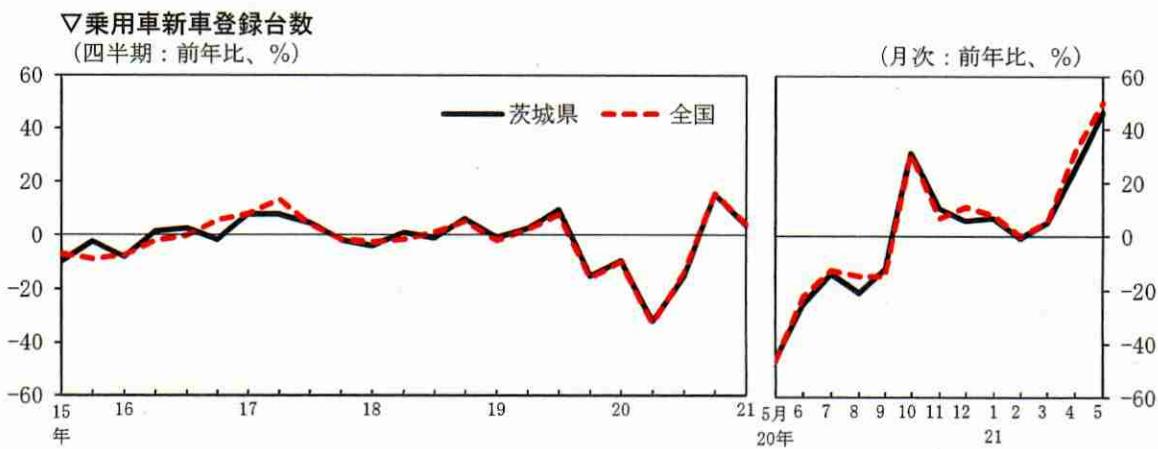
## 2. 実体経済

### (1) 個人消費

4月の百貨店・スーパー販売額は、3か月振りに前年を上回った。



5月の乗用車新車登録台数は、3か月連続で前年を上回った。



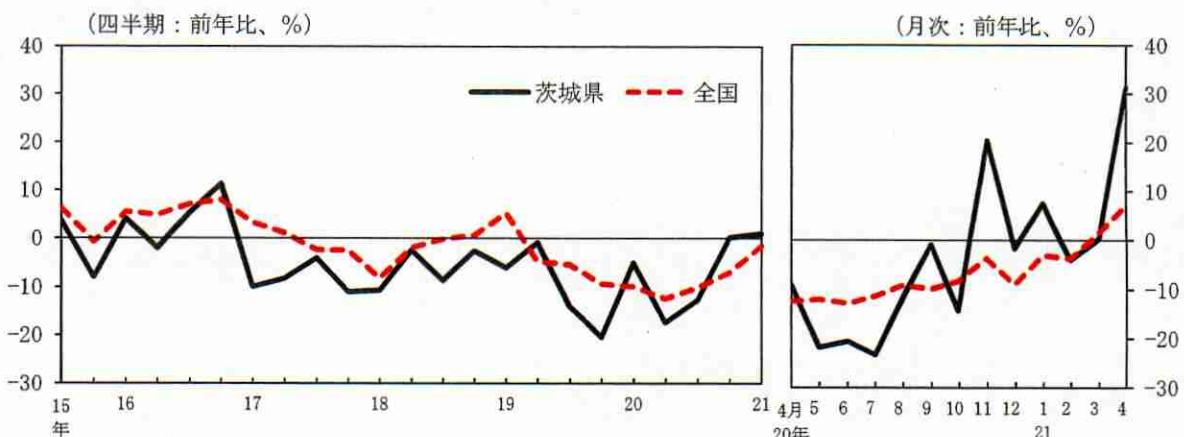
(出所)茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、  
全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」

最近の家電販売状況は、引き続き堅調な巣ごもり消費やテレワーク・教育関連需要などを受けて、全体では堅調。

## (2) 住宅投資

4月の新設住宅着工戸数は、貸家系が前年を下回ったものの、持家、分譲が前年を上回り、全体でも前年を上回った。

▽新設住宅着工戸数

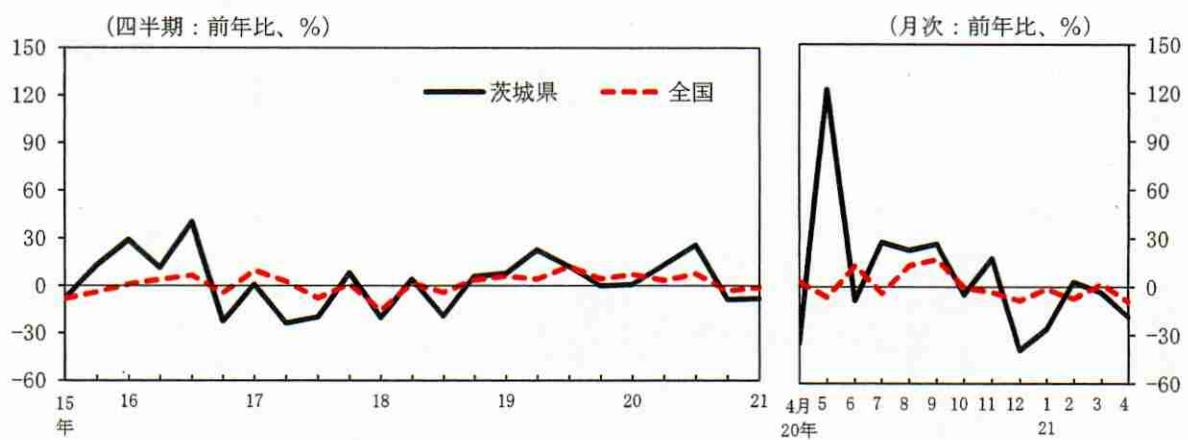


(出所)国土交通省「建築着工統計」

## (3) 公共投資

4月の公共工事請負金額は、2か月連続で前年を下回った。

▽公共工事請負金額

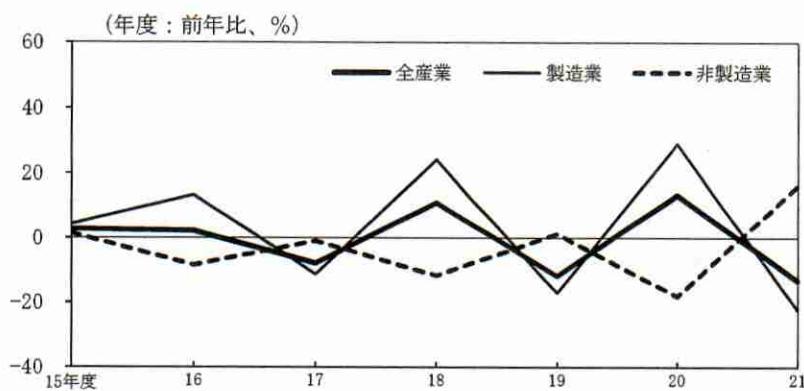


(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

#### (4) 設備投資

3月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2020年度の設備投資は、全体では引き続き前年度を上回る見込みとなっている。一方、2021年度は、前年度の大型投資の反動などから、全体では前年度を下回る計画となっている。ただし、一部に、前年度に凍結していた計画を復活させる動きのほか、デジタル化や事業再構築等に向けた投資計画が見受けられるなど、企業の前向きな投資スタンスもうかがわれる。

##### ▽設備投資



(出所)日本銀行水戸事務所

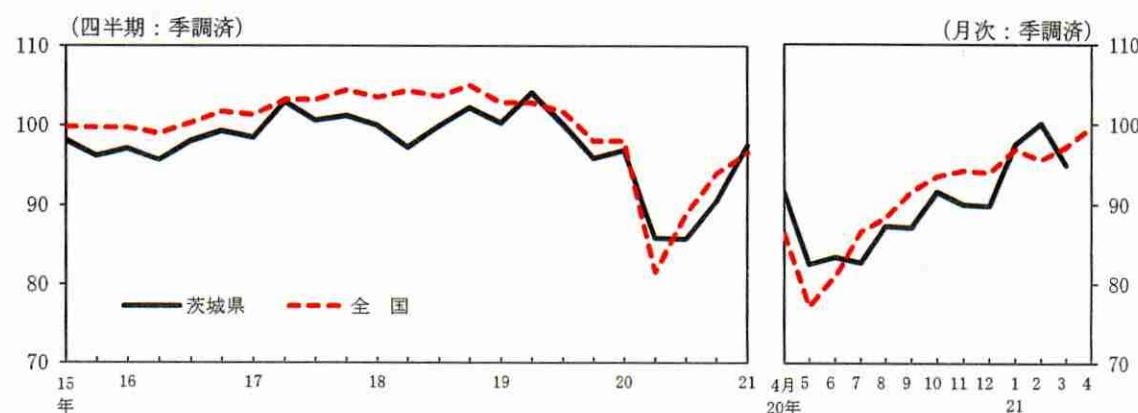
#### (5) 輸 出

海外経済が、国・地域ごとにばらつきを伴いつつ、総じてみれば回復している中、回復している。

#### (6) 生 産

3月の鉱工業生産指数(原指数)は、2か月連続で前年を上回った。足もとでは、海外経済の回復などを背景に、回復している。

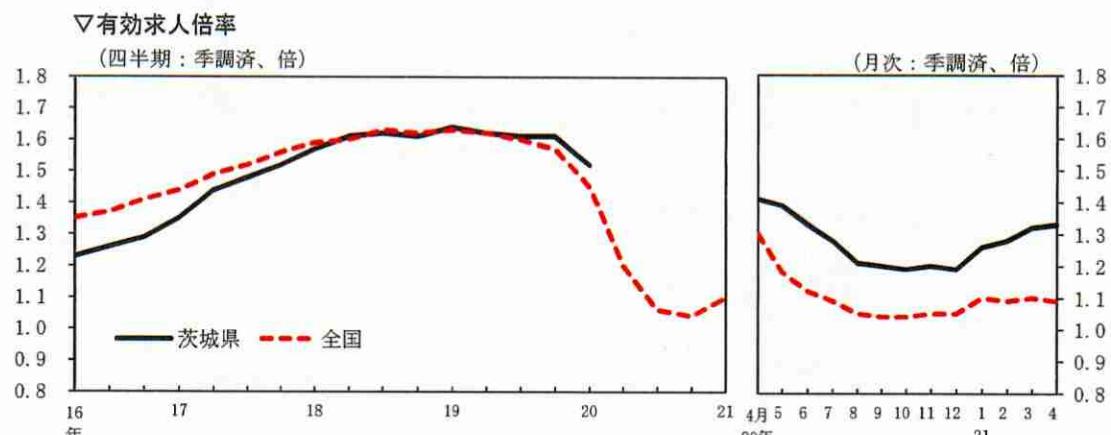
##### ▽鉱工業生産指数



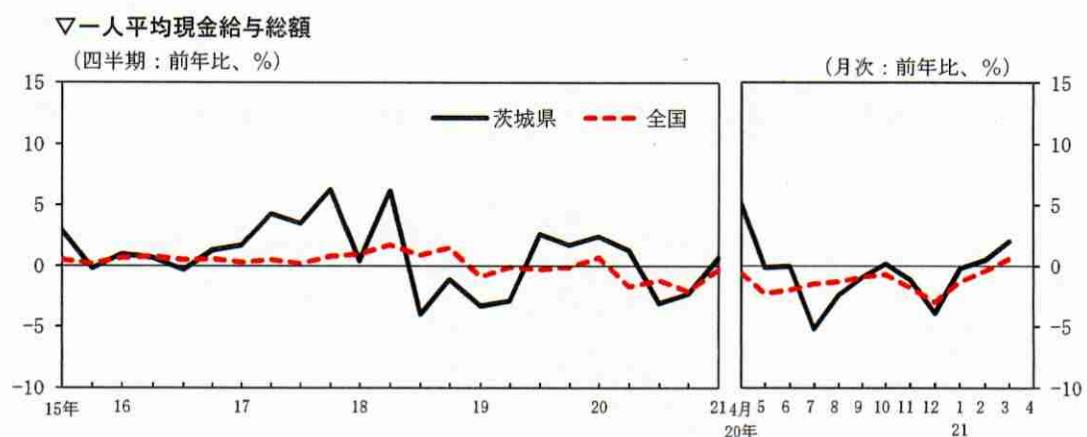
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指標」、経済産業省「鉱工業指標統計」

## (7) 雇用・所得環境

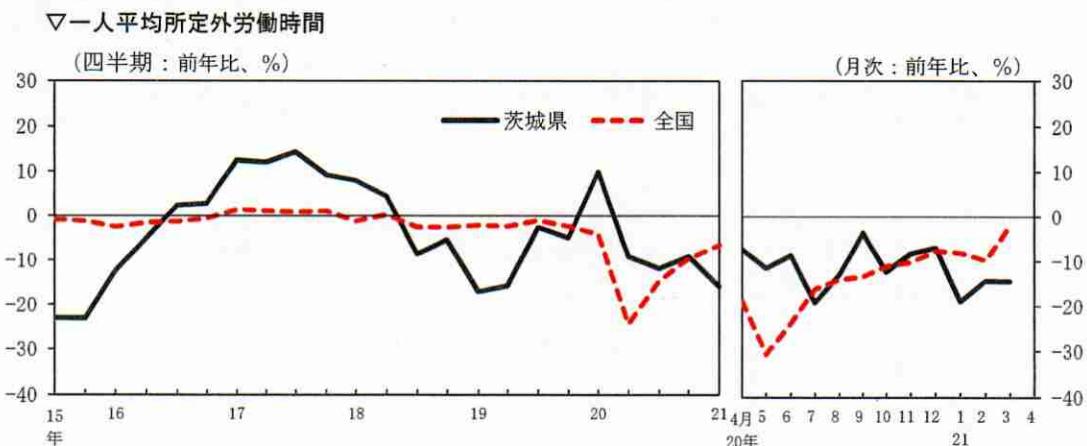
雇用・所得環境は、4月の有効求人倍率(季節調整済)は1.33倍と前月を上回った。3月の一人平均現金給与総額は前年を上回った一方、一人平均所定外労働時間は前年を下回った。足もとでは、製造業で生産の回復を受け労働需給が引き締まる動きがみられるものの、感染症の影響により、全体として弱い動きがみられている。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



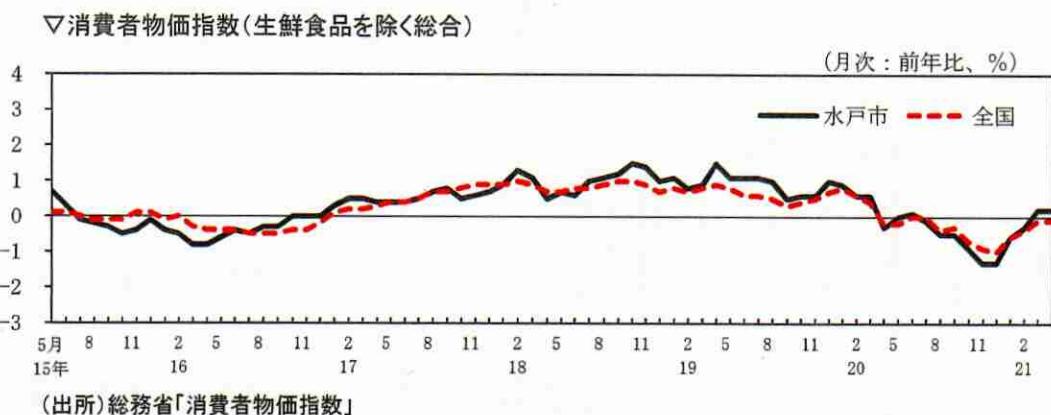
(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

## (8) 物 値

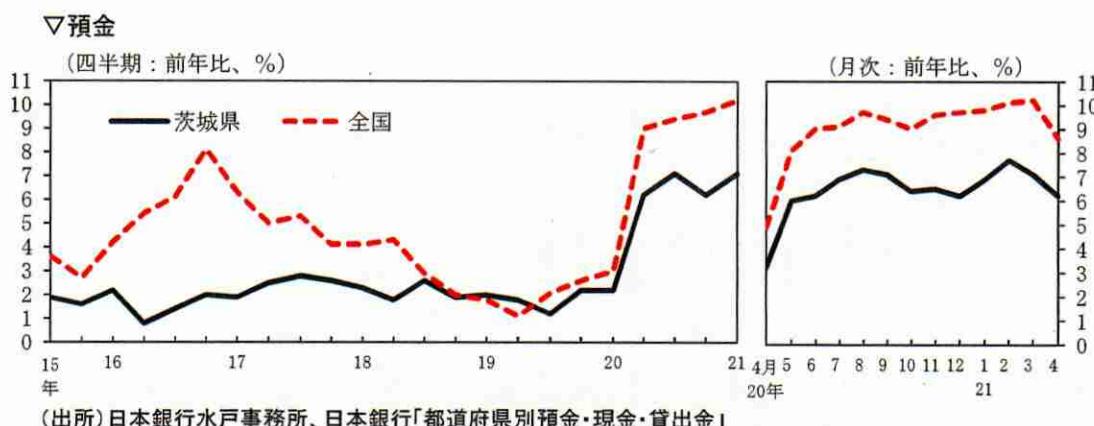
4月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、+0.2%と前年を上回った。



## 3. 金 融

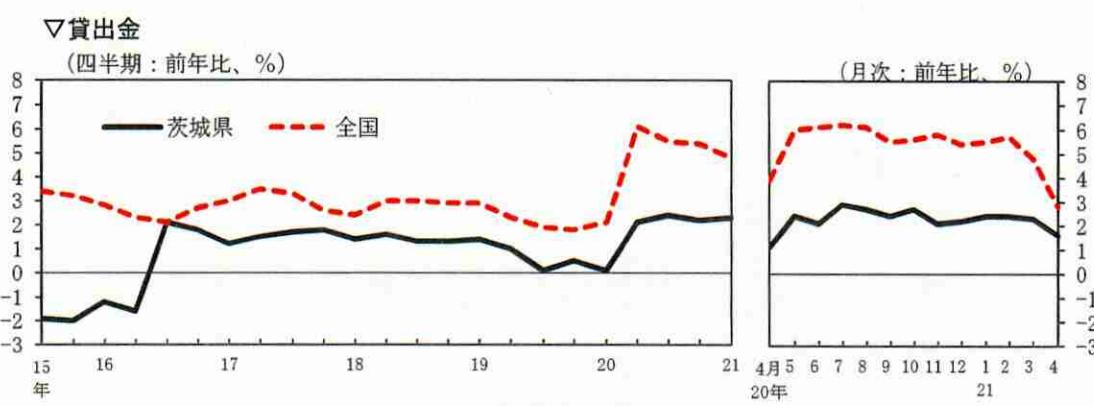
### (1) 預金

4月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、14兆6,057億円(前年比+6.2%)と前年を上回った。



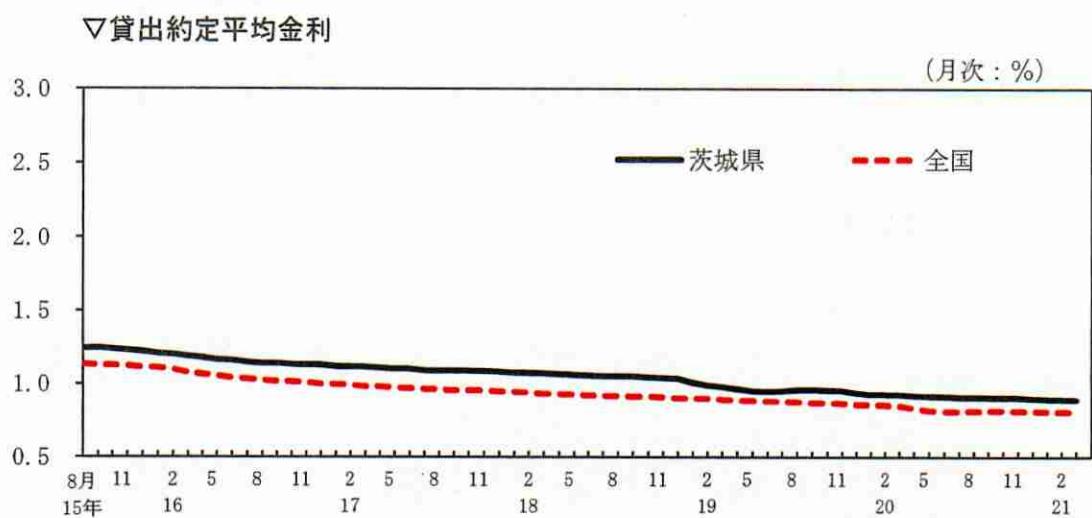
### (2) 貸出

4月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、6兆5,660億円(前年比+1.6%)と前年を上回った。



### (3) 貸出約定平均金利

3月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、  
0.891%と前月を下回った。



(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以 上

本資料に関する問い合わせ先:日本銀行水戸事務所  
TEL:029-224-2734(代表)

## I. 実体経済

### (1) 個人消費

	(前年比、%)								
	百貨店・スーパー販売額		個人消費関連						
	茨城県	全国	茨城県		乗用車新車登録台数			全国	
			普通・小型	軽自動車	普通・小型	軽自動車	普通・小型	軽自動車	
2019年	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 1.8	0.5	▲ 2.1	▲ 2.5	▲ 1.1	
2020年	1.3	▲ 6.6	▲ 11.2	▲ 13.6	▲ 6.3	▲ 11.4	▲ 12.2	▲ 10.0	
2020年 4~6月	0.5	▲ 14.0	▲ 32.1	▲ 32.4	▲ 31.6	▲ 32.9	▲ 31.8	▲ 35.0	
7~9月	1.2	▲ 7.2	▲ 15.3	▲ 20.6	▲ 4.0	▲ 14.1	▲ 17.2	▲ 8.2	
10~12月	3.0	▲ 1.6	15.2	17.4	11.1	15.4	15.2	15.6	
2021年 1~3月	▲ 0.3	▲ 2.9	3.7	1.7	7.7	4.2	2.2	7.9	
2020年 12月	1.2	▲ 3.4	5.9	7.5	3.0	10.9	8.2	16.7	
2021年 1月	2.1	▲ 7.2	6.8	6.2	7.8	7.8	8.0	7.3	
2月	▲ 2.0	▲ 4.8	▲ 0.6	▲ 2.9	4.0	0.0	▲ 2.7	4.7	
3月	▲ 0.8	2.9	5.1	2.3	10.8	5.2	2.3	10.9	
4月	p 1.4	p 15.5	25.1	19.6	36.4	31.5	26.3	41.7	
5月	n.a.	n.a.	46.4	31.7	86.3	50.0	34.1	88.8	
出 所	経済産業省		茨城県自動車販売店協会			日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会	

(注) 1. 既存店ベース。

2. p は速報値。

### (2) 住宅投資

	(前年比、%)				
	茨城県	新設住宅着工戸数			全 国
		持 家	貸家系	分 譲	
2019年	▲ 10.7	▲ 0.9	▲ 22.9	▲ 13.5	▲ 4.0
2020年	▲ 9.1	▲ 10.4	▲ 14.3	2.7	▲ 9.9
2020年 4~6月	▲ 17.3	▲ 16.8	▲ 28.0	▲ 1.2	▲ 12.4
7~9月	▲ 12.6	▲ 14.3	▲ 13.6	▲ 7.1	▲ 10.1
10~12月	0.2	2.1	▲ 10.5	10.4	▲ 7.0
2021年 1~3月	1.0	10.7	▲ 14.6	0.6	▲ 1.6
2020年 11月	20.4	3.0	4.2	94.3	▲ 3.7
12月	▲ 1.7	13.8	▲ 24.0	▲ 11.7	▲ 9.0
2021年 1月	7.5	13.8	1.7	0.4	▲ 3.1
2月	▲ 4.0	12.8	▲ 33.7	11.5	▲ 3.7
3月	0.3	6.5	▲ 6.1	▲ 6.1	1.5
4月	31.3	2.2	▲ 14.6	157.6	7.1
出 所	国土交通省				

(注) 貸家系は貸家と賃与住宅の合計。

(3) 公共投資

(前年比、%)

茨城県	公共工事請負金額					全 国	
	茨城県				市町村		
	うち 国	独立行政法人等	県				
2019年度	9.1	5.4	▲ 37.7	▲ 3.9	11.1	6.8	
2020年度	7.3	31.0	129.3	7.1	▲ 1.2	2.3	
2020年 4~6月	13.4	▲ 24.4	548.8	28.4	19.2	3.4	
7~9月	25.8	150.8	140.8	22.4	▲ 4.2	7.5	
10~12月	▲ 8.6	10.8	▲ 46.5	21.1	▲ 26.4	▲ 3.4	
2021年 1~3月	▲ 8.0	5.2	22.8	▲ 36.0	38.1	▲ 1.1	
2020年 11月	17.9	72.9	▲ 70.5	49.3	▲ 1.5	▲ 3.3	
12月	▲ 39.3	▲ 62.9	▲ 17.7	▲ 36.7	▲ 29.6	▲ 8.6	
2021年 1月	▲ 26.2	▲ 13.2	643.9	▲ 69.5	▲ 8.6	▲ 1.4	
2月	3.3	192.2	▲ 32.4	▲ 53.1	▲ 21.4	▲ 7.3	
3月	▲ 3.5	▲ 42.1	▲ 39.7	▲ 21.7	157.8	1.9	
4月	▲ 18.4	23.7	282.8	▲ 18.3	▲ 54.3	▲ 9.2	
出 所	東日本建設業保証茨城支店					東日本建設業保証	

(注) 1. 公共工事請負金額（茨城県）は工事場所ベース。

2. 公共工事請負金額（全国）は、北海道建設業信用保証（株）、東日本建設業保証（株）、西日本建設業保証（株）による請負金額の合計。

(4) 設備投資

(前年比、%)

茨城県	企業短期経済観測調査					全 国
	茨城県		全 国		製造業	非製造業
		製造業		製造業		
2019年度	▲ 11.7	▲ 17.0	1.3	1.6	1.9	1.4
2020年度（見込み）	13.4	29.1	▲ 18.1	▲ 5.7	▲ 5.2	▲ 6.0
修正率	▲ 7.0	▲ 7.3	▲ 6.2	▲ 2.6	▲ 3.1	▲ 2.3
2021年度（計画）	▲ 13.1	▲ 22.3	16.2	2.4	4.6	1.1
出 所	日本銀行水戸事務所			日本銀行		

(注) 1. ソフトウエア投資を含み、土地投資は含まない。

2. 修正率は前回調査からの変化率。

(5) 生産

(前年比、%)

	鉱工業指數 <季節調整済>										
	生産			出荷			在庫				
	茨城県		全国		茨城県		全国		茨城県		全国
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
2019年	99.8	▲ 0.1	101.1	▲ 3.0	98.6	▲ 0.9	100.2	▲ 2.7	101.0	3.2	101.7 1.2
2020年	90.1	▲ 9.7	90.6	▲ 10.4	89.4	▲ 9.3	89.6	▲ 10.6	84.8	▲ 16.0	93.2 ▲ 8.4
2020年 4~6月	85.8	▲ 17.0	81.5	▲ 20.3	83.8	▲ 17.2	80.4	▲ 20.3	95.4	▲ 7.5	100.8 ▲ 3.3
7~9月	85.7	▲ 14.5	88.8	▲ 13.0	85.1	▲ 14.5	87.8	▲ 13.5	91.3	▲ 11.4	97.6 ▲ 5.7
10~12月	90.5	▲ 5.5	93.9	▲ 3.5	92.0	▲ 3.7	93.0	▲ 3.5	86.7	▲ 16.0	96.0 ▲ 8.4
2021年 1~3月	97.5	▲ 0.3	96.6	▲ 1.0	95.0	▲ 1.2	94.9	▲ 1.4	88.7	▲ 12.8	94.8 ▲ 9.8
2020年 11月	90.0	▲ 6.2	94.2	▲ 4.1	90.5	▲ 5.4	93.5	▲ 4.1	88.7	▲ 14.8	95.4 ▲ 9.1
12月	89.8	▲ 4.8	94.0	▲ 2.9	92.1	▲ 3.0	92.9	▲ 3.2	86.7	▲ 16.0	96.0 ▲ 8.4
2021年 1月	97.5	▲ 5.0	96.9	▲ 5.3	95.3	▲ 4.2	95.6	▲ 5.3	89.3	▲ 15.4	95.1 ▲ 10.2
2月	100.1	0.7	95.6	▲ 2.0	97.6	▲ 4.3	94.4	▲ 3.2	91.3	▲ 10.9	94.4 ▲ 9.5
3月	95.0	2.9	97.2	3.4	92.2	4.1	94.8	3.4	88.7	▲ 12.8	94.8 ▲ 9.8
4月	n. a.	n. a.	p 99.6	p 15.4	n. a.	n. a.	p 97.3	p 15.7	n. a.	n. a.	p 94.7 p ▲ 9.8
出 所	茨城県	経済産業省	茨城県	経済産業省	茨城県	経済産業省	茨城県	経済産業省	茨城県	経済産業省	茨城県

(注) 1. 2015年=100。鉱工業指數の前年比は原指數の前年比。年ベースの指數は原指數。

2. p は速報値。

(6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

	有効求人倍率 (季節調整済・倍)		常用労働者数		一人平均現金給与総額		一人平均所定外労働時間	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
2019年	1.62	1.60	▲ 0.4	2.0	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 10.4	▲ 1.9
2020年	1.33	1.18	▲ 0.8	1.0	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 5.2	▲ 13.2
2020年 4~6月	—	1.20	▲ 0.8	0.9	1.3	▲ 1.7	▲ 9.1	▲ 24.4
7~9月	—	1.06	▲ 1.1	0.6	▲ 3.1	▲ 1.2	▲ 11.9	▲ 14.6
10~12月	—	1.04	▲ 1.7	0.7	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 9.1	▲ 9.6
2021年 1~3月	n. a.	1.10	▲ 0.8	0.6	0.7	▲ 0.3	▲ 15.9	▲ 6.6
2020年 11月	1.20	1.05	▲ 1.8	0.6	▲ 1.1	▲ 1.8	▲ 8.2	▲ 10.2
12月	1.19	1.05	▲ 1.9	0.6	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 6.9	▲ 7.6
2021年 1月	1.26	1.10	▲ 1.2	0.6	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 18.9	▲ 8.0
2月	1.28	1.09	▲ 1.1	0.6	0.5	▲ 0.4	▲ 14.3	▲ 9.7
3月	1.32	1.10	▲ 0.1	0.7	2.0	0.6	▲ 14.4	▲ 1.9
4月	1.33	1.09	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
出 所	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県

(注) 1. 有効求人倍率は、新規学卒者を除きパートタイムを含む。

2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2015年=100の指數で算出。事業所規模5人以上。

### (7) 物価

(前年比、%)

		消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)	
		水戸市	全 国
2019年		1.0	0.6
2020年		▲ 0.2	▲ 0.2
2020年	4月	▲ 0.3	▲ 0.2
	5月	0.0	▲ 0.2
	6月	0.1	0.0
	7月	▲ 0.1	0.0
	8月	▲ 0.5	▲ 0.4
	9月	▲ 0.5	▲ 0.3
	10月	▲ 0.9	▲ 0.7
	11月	▲ 1.3	▲ 0.9
	12月	▲ 1.3	▲ 1.0
2021年	1月	▲ 0.6	▲ 0.6
	2月	▲ 0.3	▲ 0.4
	3月	0.2	▲ 0.1
	4月	0.2	▲ 0.1
出 所		総務省	

(注) 2015年=100。

### (8) 企業倒産

(前年比、%)

		茨城県		
		件数(件)		前年比
		前年比	前年比	
2019年		128	0.8	16,287
2020年		118	▲ 7.8	11,103
2020年	4~6月	22	▲ 24.1	2,562
	7~9月	32	▲ 13.5	2,400
	10~12月	25	▲ 28.6	1,844
2021年	1~3月	32	▲ 17.9	2,330
2020年	11月	6	▲ 50.0	339
	12月	8	14.3	645
2021年	1月	11	▲ 15.4	716
	2月	10	0.0	670
	3月	11	▲ 31.3	944
	4月	5	▲ 44.4	424
出 所		東京商工リサーチ		

(注) 負債総額10百万円以上の企業倒産。

## II. 金融

### (1) 実質預金、貸出、貸出約定平均金利

(前年比、%、残高は億円)

(月中変化幅、%ポイント、%)

	実質預金		貸出		貸出約定平均金利 (総合、ストックベース)
	茨城県	全 国	茨城県	全 国	
2019年 12月	2.2	2.6	0.5	1.8	
2020年 3月	2.2	3.0	0.1	2.1	
6月	6.2	9.0	2.1	6.1	
9月	7.1	9.4	2.4	5.5	
2020年 11月	6.5	9.6	2.1	5.8	
12月	6.2	9.7	2.2	5.4	
2021年 1月	6.9	9.8	2.4	5.5	
2月	7.7	10.1	2.4	5.7	
3月	7.1	10.2	2.3	4.8	
4月 p	6.2	8.6 p	1.6	2.8	
4月末残高 p	146,057	9,001,241	p 65,660	5,378,659	
出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	

#### (注) 【実質預金、貸出】

- 「茨城県」は、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）の茨城県内店舗、および、県内に本店を置く信用金庫の全店舗。
- 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 「全国」は、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」（本行ホームページ掲載）の全国計。詳しくは「都道府県別預金・現金・貸出金」の注釈をご参照ください。
- p は速報値。

#### 【貸出約定平均金利】

- 「茨城県」は、茨城県内に本店を置く、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）、信用金庫の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの（総合・ストックベース）。
- 貸出金利、貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの。
- 「全国」は、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」（本行ホームページ掲載）における国内銀行の総合・ストックベース。詳しくは「貸出約定平均金利の推移」の注釈をご参照ください。
- 金利は3月末。

### (2) 銀行券

(億円)

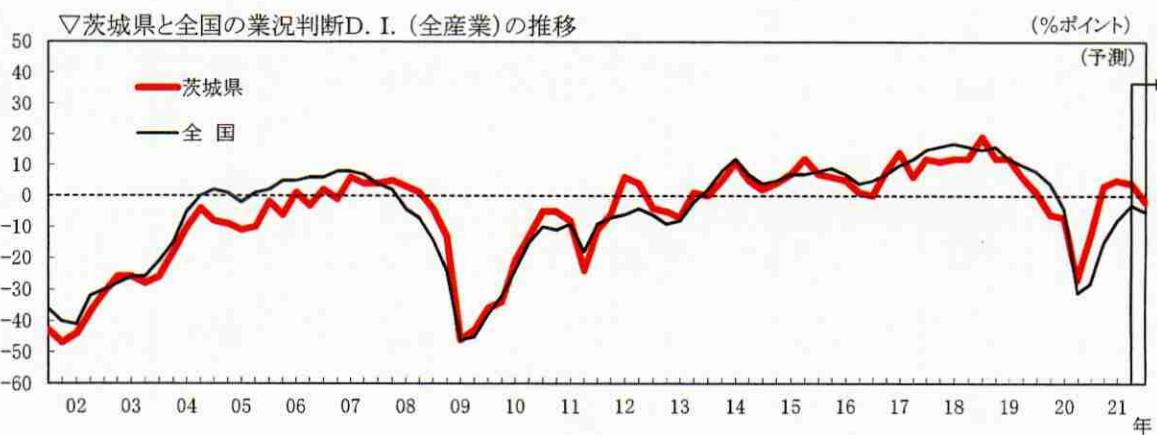
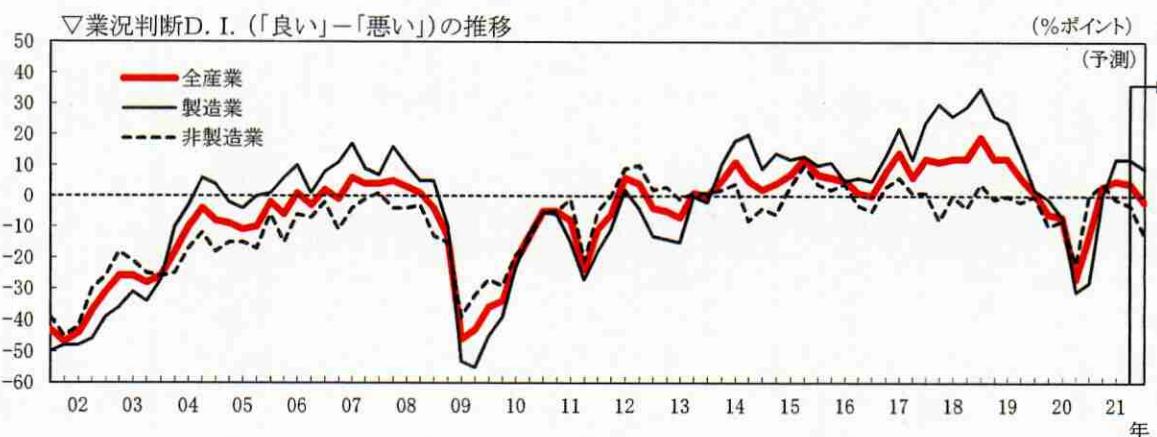
	発 行	還 収	発行・還収 (▲) 超		前年実績
			▲	超	
2019年	7,858	1,677	6,181	5,927	
2020年	7,838	1,067	6,770	6,181	
2020年 4~6月	2,552	309	2,242	1,437	
7~9月	1,494	108	1,385	1,407	
10~12月	2,515	100	2,414	2,439	
2021年 1~3月	1,518	224	1,294	727	
2020年 12月	1,442	33	1,408	1,500	
2021年 1月	197	130	66	▲ 93	
2月	600	54	545	393	
3月	721	39	682	427	
4月	708	31	676	812	
5月	363	82	281	368	
出 所	日本銀行水戸事務所				

## 2021年6月 企業短期経済観測調査結果（茨城県）

○調査時期 2021年6月 (回答期間 5月27日～6月30日)

○調査対象企業数

	全産業			うち中小企業		
	合計	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業
対象企業数	141社	69社	72社	75社	33社	42社
回答率	98.6%	97.1%	100.0%	98.7%	97.0%	100.0%



## ▽業況判断D.I.

	調査時期							21年3月		21年6月	
	19年6月	19年9月	19年12月	20年3月	20年6月	20年9月	20年12月	最近	先行き	最近	先行き
	全産業	6	1	▲6	▲7	▲27	▲13	3	5	▲8	4
製造業	14	2	▲1	▲7	▲31	▲28	0	12	0	12	9
非製造業	▲2	0	▲10	▲8	▲22	0	4	▲1	▲16	▲3	▲13

(注1) D.I. は、Diffusion Indexの略。

(注2) 判断D.I. は、「良い」(回答社数構成比%)－「悪い」(回答社数構成比%) (以下同じ)。

## I. 判断D. I.

### 1. 業況判断D. I. および業況判断の選択肢別社数構成比

(%ポイント、%)

	回答 企業数	調査時期							
		20年6月	20年9月	20年12月	21年3月		21年6月		
					最近	先行き	最近	先行き	
全産業	139	▲27	▲13	3	5	▲8	4	▲2	
製造業	67	▲31	▲28	0	12	0	12	9	
良い		13	10	19	26	16	27	22	
さほど良くない		43	52	62	60	68	58	65	
悪い		44	38	19	14	16	15	13	
化学	5	0	0	20	20	20	20	20	
窯業・土石	9	0	0	33	33	▲11	0	0	
鉄鋼	4	▲100	▲100	▲20	0	0	75	75	
非鉄金属	5	▲40	▲20	0	0	▲20	20	20	
食料品	5	60	60	40	40	40	20	20	
金属製品	6	▲50	▲50	▲33	▲50	▲16	▲50	▲16	
はん用・生産用 ・業務用機械	9	▲56	▲33	0	44	0	33	0	
電気機械	13	▲22	▲15	8	22	14	23	8	
輸送用機械	9	▲67	▲78	▲37	▲11	▲11	▲11	0	
非製造業	72	▲22	0	4	▲1	▲16	▲3	▲13	
良い		21	29	24	23	8	19	8	
さほど良くない		36	42	56	53	68	59	71	
悪い		43	29	20	24	24	22	21	
建設	12	0	0	8	17	▲17	8	▲9	
不動産・ 物品賃貸	5	0	0	20	0	20	0	0	
卸売	10	▲50	0	0	0	▲30	▲10	▲30	
小売	20	▲24	15	20	11	▲10	0	▲20	
運輸・郵便	5	▲20	0	▲40	0	0	20	20	
情報通信	3	33	33	33	33	0	33	0	
電気・ガス	3	▲33	0	0	0	▲33	0	0	
対事業所 サービス	5	40	20	0	0	0	20	20	
対個人 サービス	5	▲60	▲60	▲50	▲60	▲40	▲60	▲40	
宿泊・飲食 サービス	4	▲100	▲50	0	▲75	▲50	▲50	▲25	

(注)回答社数が3社未満の業種(紙・パルプ、その他製造業)については、業種別計数は非公表。

## 2. 需給・在庫・価格判断D. I.

		調査時期						(%ポイント)
		20年6月	20年9月	20年12月	21年3月		21年6月	
		最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	
国内での製商品・ サービス需給判断 「需要超過」－「供給超過」	全産業	▲32	▲26	▲17	▲22	▲24	▲16	▲19
	製造業	▲40	▲31	▲15	▲15	▲17	▲2	▲12
	非製造業	▲25	▲22	▲20	▲30	▲30	▲30	▲27
海外での製商品需給判断 「需要超過」－「供給超過」	製造業	▲42	▲28	0	▲3	▲2	19	8
製商品在庫水準判断 「過大」－「不足」	全産業	27	17	18	4		8	
	製造業	32	27	24	5		10	
	非製造業	20	4	8	5		4	
仕入価格判断 「上昇」－「下落」	全産業	5	16	13	26	27	31	32
	製造業	10	20	21	34	37	38	44
	非製造業	2	13	6	18	17	24	21
販売価格判断 「上昇」－「下落」	全産業	▲13	▲5	▲5	1	0	3	7
	製造業	▲14	▲6	▲4	0	0	1	7
	非製造業	▲13	▲4	▲4	1	0	5	7

## 3. 設備・雇用人員判断D. I.

		調査時期						(%ポイント)
		20年6月	20年9月	20年12月	21年3月		21年6月	
		最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	
生産・営業用設備判断 「過剰」－「不足」	全産業	10	4	1	▲1	▲1	▲1	▲5
	製造業	16	13	4	▲2	▲2	▲4	▲9
	非製造業	3	▲3	▲2	1	1	3	0
雇用人員判断 「過剰」－「不足」	全産業	▲2	▲6	▲16	▲17	▲20	▲19	▲22
	製造業	22	19	4	2	▲1	▲6	▲10
	非製造業	▲25	▲29	▲36	▲36	▲38	▲30	▲34

## 4. 企業金融関連判断D. I.

		調査時期						(%ポイント)
		20年6月	20年9月	20年12月	21年3月		21年6月	
		最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	
資金繰り判断 「楽である」－「苦しい」	全産業	▲5	0	5	7		9	
	製造業	▲10	▲6	▲3	6		12	
	非製造業	1	6	11	9		8	
金融機関の 貸出態度判断 「緩い」－「厳しい」	全産業	10	15	11	12		14	
	製造業	11	21	13	16		18	
	非製造業	10	11	11	9		10	
借入金利水準判断 「上昇」－「低下」	全産業	▲1	▲5	▲6	0	4	▲3	1
	製造業	2	▲7	▲7	▲1	2	▲9	▲4
	非製造業	▲3	▲3	▲5	1	7	1	5



# 茨城県の経済動向

## (令和3年1～3月期)

この資料は、茨城県の経済活動の主要項目分野に着目し、これまでに県が公表した経済指標データの数値に、国等の他機関のデータを加え、四半期ごとにまとめたものです。

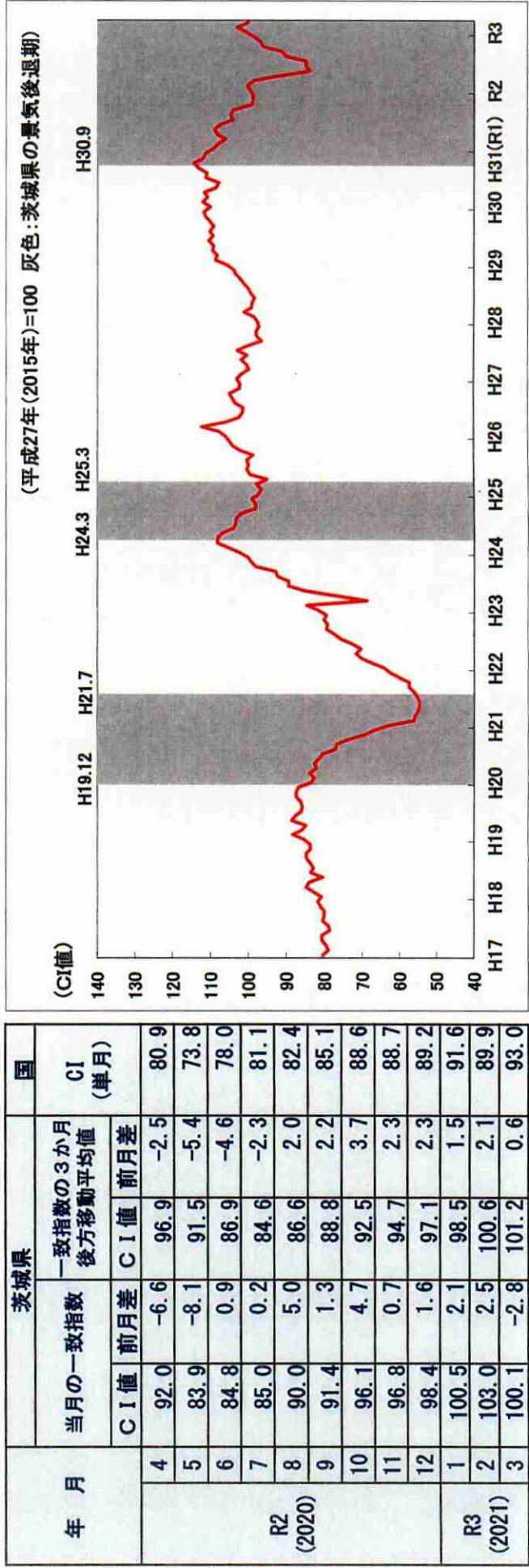
茨城県政策企画部統計課（企画分析G）  
TEL029-301-2642／FAX029-301-2669

## 景況

### ●茨城県景気動向指數

景気動向指數 (CI : 平成27年=100) 3月の一致指數は100.1で、前月差-2.8ポイントと10か月ぶりに低下したが、3か月後方移動平均値は101.2で、前月差+0.6ポイントと8月連續で上昇した。基調判断は「改善」を示している。国の景気動向指數 3月の一致指數は93.0で前月差+3.1ポイントと2か月ぶりに上昇し、基調判断は「改善」を示している。

#### <CI一致指數の推移>



(資料出所) 茨城県景気動向指數 (茨城県統計課) / 景気動向指數 (内閣府(令和3年5月26日公表値))

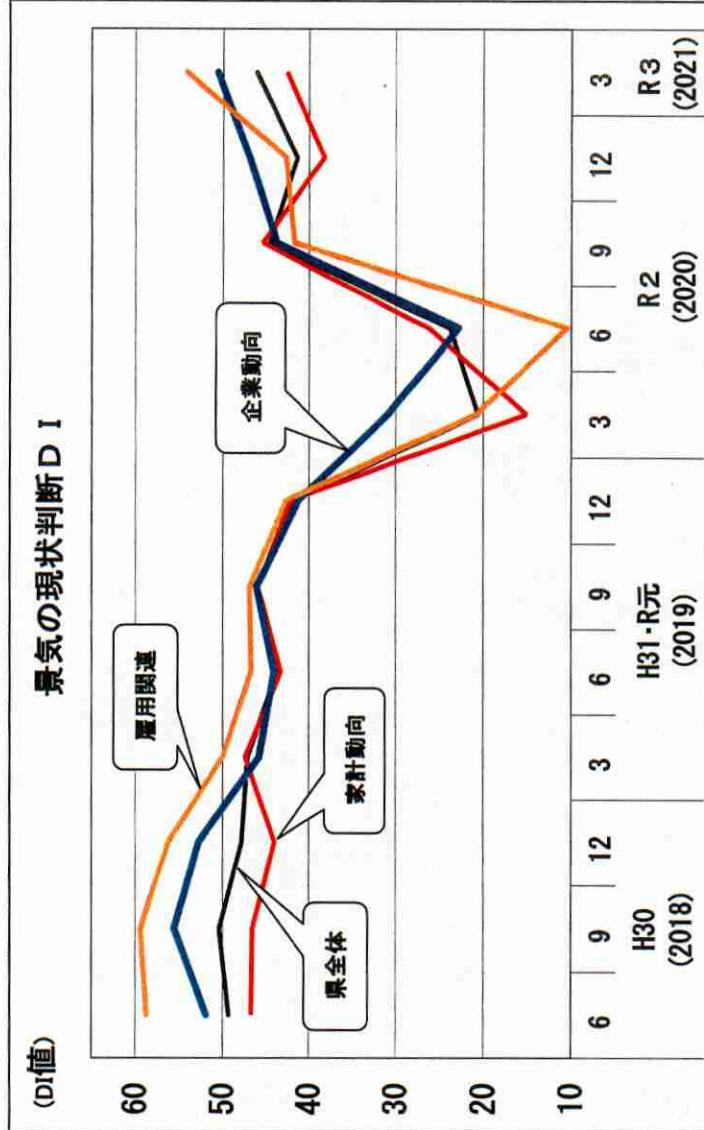
## ●茨城県景気ウォッチャー調査

※県内5地域ごとに60名、計300名を対象に3か月前と比較した現状（調査月）の景気判断を調査

景気ウォッチャー調査3月実施による現状判断DIは46.1で、前回調査から4.7ポイント上昇した。

### <景気の現状判断DI>

年	月	県全体	家計動向	企業動向	雇用関連
H30 (2018)	6	49.3	46.7	51.9	58.7
	9	50.4	46.6	55.6	59.4
	12	47.8	44.1	52.8	56.3
H31・R元 (2019)	3	47.1	47.4	45.8	50.0
	6	43.8	43.3	44.1	46.7
	9	46.1	46.0	46.1	46.9
	12	41.9	42.1	41.2	42.7
	3	20.6	15.1	30.8	20.8
R2 (2020)	6	23.8	26.3	22.8	10.4
	9	44.6	45.4	43.8	41.7
	12	41.4	38.2	46.9	42.7
R3 (2021)	3	46.1	42.6	50.6	54.2



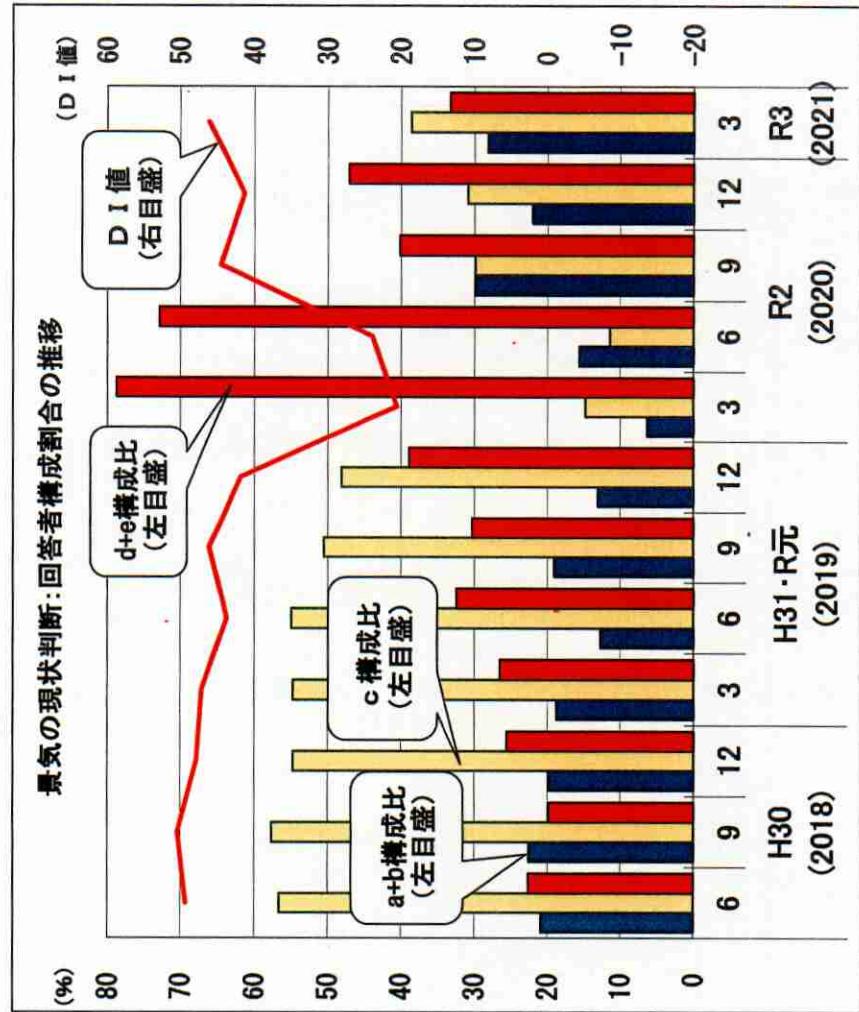
※DIは景気の方向性（景気が上向きか下向きか）をみるもので、DI値50が横ばいを表す。

（資料出所）茨城県景気ウォッチャー調査（茨城県統計課）

## ●茨城県景気ウォッチャー調査

<景気の現状判断:回答者構成割合の推移>

年 月	現状 判断	回答者構成比				
		D I 値 a	b	c	d	e
H30 (2018)	6	49.3	2.8	18.1	56.6	18.8
	9	50.4	3.5	19.1	57.6	15.3
	12	47.8	2.8	17.0	54.7	20.1
H31・R元 (2019)	3	47.1	1.4	17.4	54.7	21.3
	6	43.8	1.8	10.9	54.9	25.7
	9	46.1	1.0	18.1	50.5	24.7
	12	41.9	1.1	12.0	48.1	31.1
	3	20.6	1.8	4.6	14.8	32.0
R2 (2020)	6	23.8	3.2	12.5	11.4	22.4
	9	44.6	3.2	26.7	29.9	25.6
	12	41.4	5.3	16.7	30.9	32.6
R3 (2021)	3	46.1	2.1	26.1	38.6	20.4
						12.9

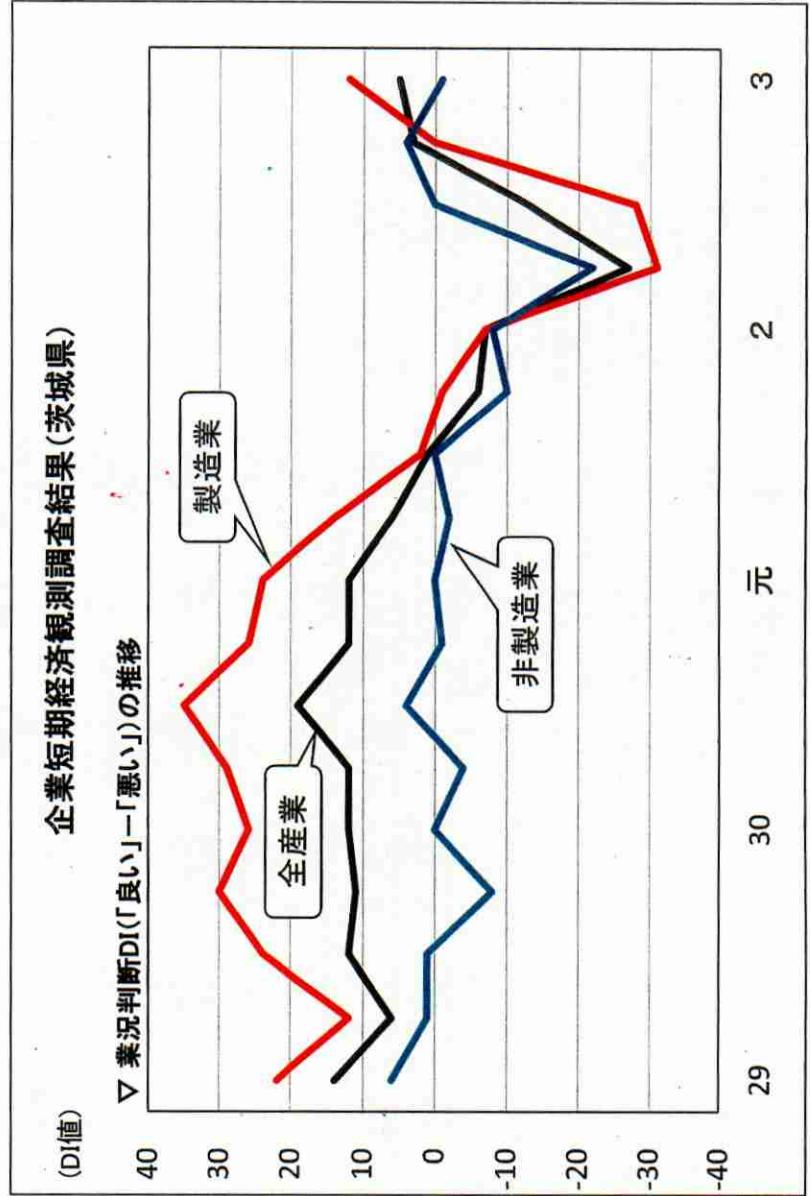


(資料出所) 茨城県景気ウォッチャー調査(茨城県統計課)

### ●企業短期経済観測調査（茨城県）

企業短期経済観測（茨城県）3月の「全産業」の業況判断DI（「良い」回答社数構成比＜%＞）－「悪い」回答社数構成比＜%＞）は5で、  
前期から+2ポイントと3期連続で上昇した。

調査対象時期	業況判断DI（茨城県）		
	全産業	製造業	非製造業
H29 (2017)	3	14	22
	6	6	12
	9	12	24
	12	11	30
	3	12	26
H30 (2018)	6	12	29
	9	19	35
	12	12	26
	3	12	24
H31・R元 (2019)	6	6	14
	9	1	2
	12	-6	-1
	3	-7	-7
R2 (2020)	6	-27	-31
	9	-13	-28
	12	3	0
R3 (2021)	3	5	12

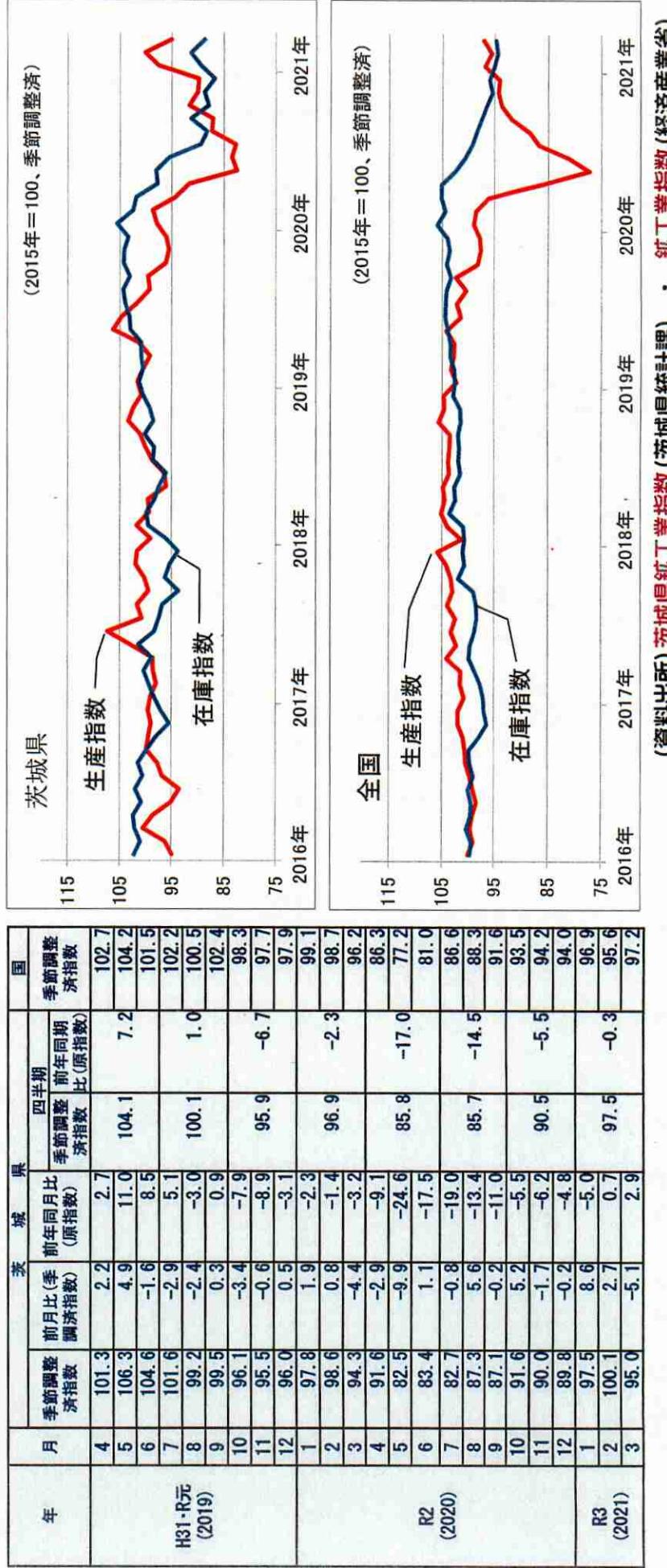


（資料出所）企業短期経済観測調査（日本銀行水戸事務所）

## 生産

### ●茨城県鉱工業指數

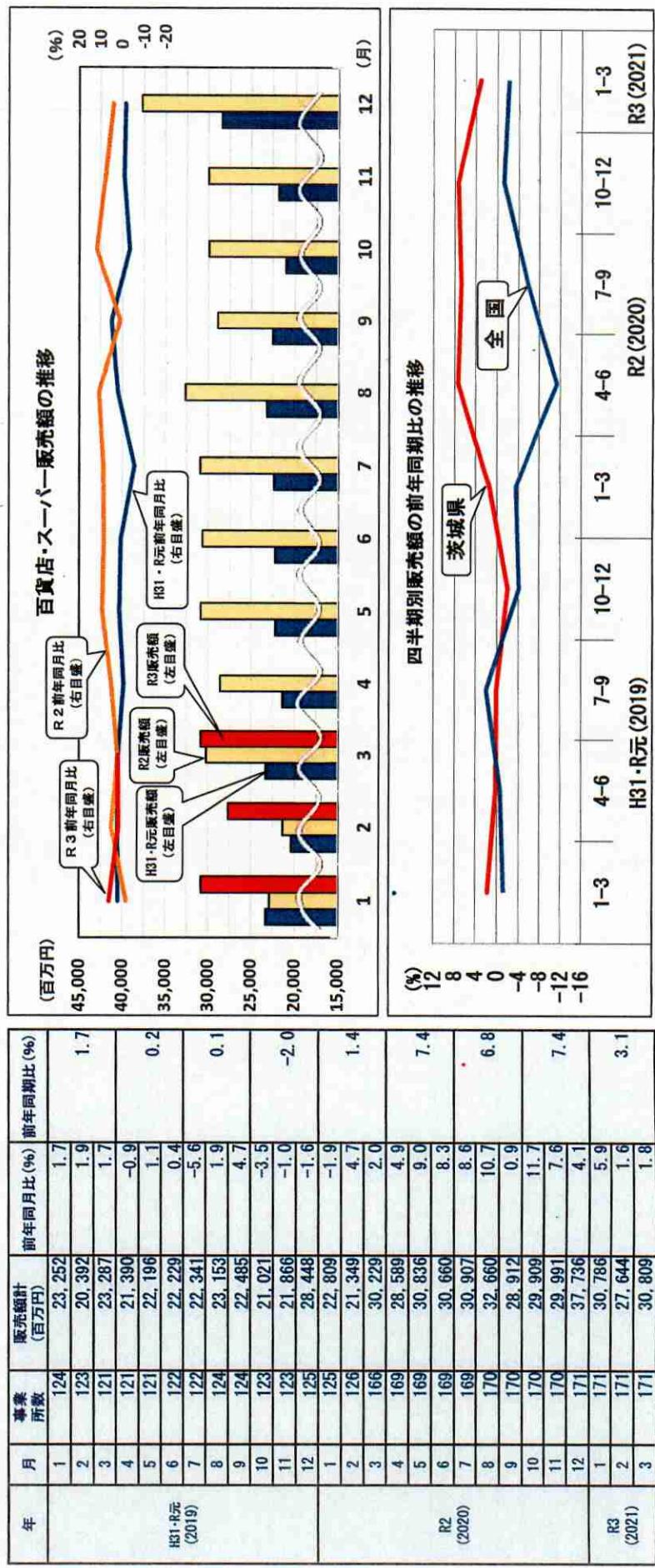
鉱工業生産指數(平成27年=100)3月は95.0で、前月比-5.1%と3か月ぶりに低下し、前年同月比（原指數）は+2.9%と2か月連続で前年水準を上回った。四半期ベース（1～3月）は97.5で、前期比+7.7%と2期連続で上昇した。全国の鉱工業生産指數3月は97.2で、前月比+1.7%と2か月ぶりに上昇した。



## 消費

### ●百貨店・スーパー販売額(合計)

百貨店・スーパー販売額 3月の前年同月比は+1.8%と14か月連続で前年水準を上回った。  
四半期ベース(1~3月)でも、前年同期比+3.1%と5期連続で前年水準を上回った。

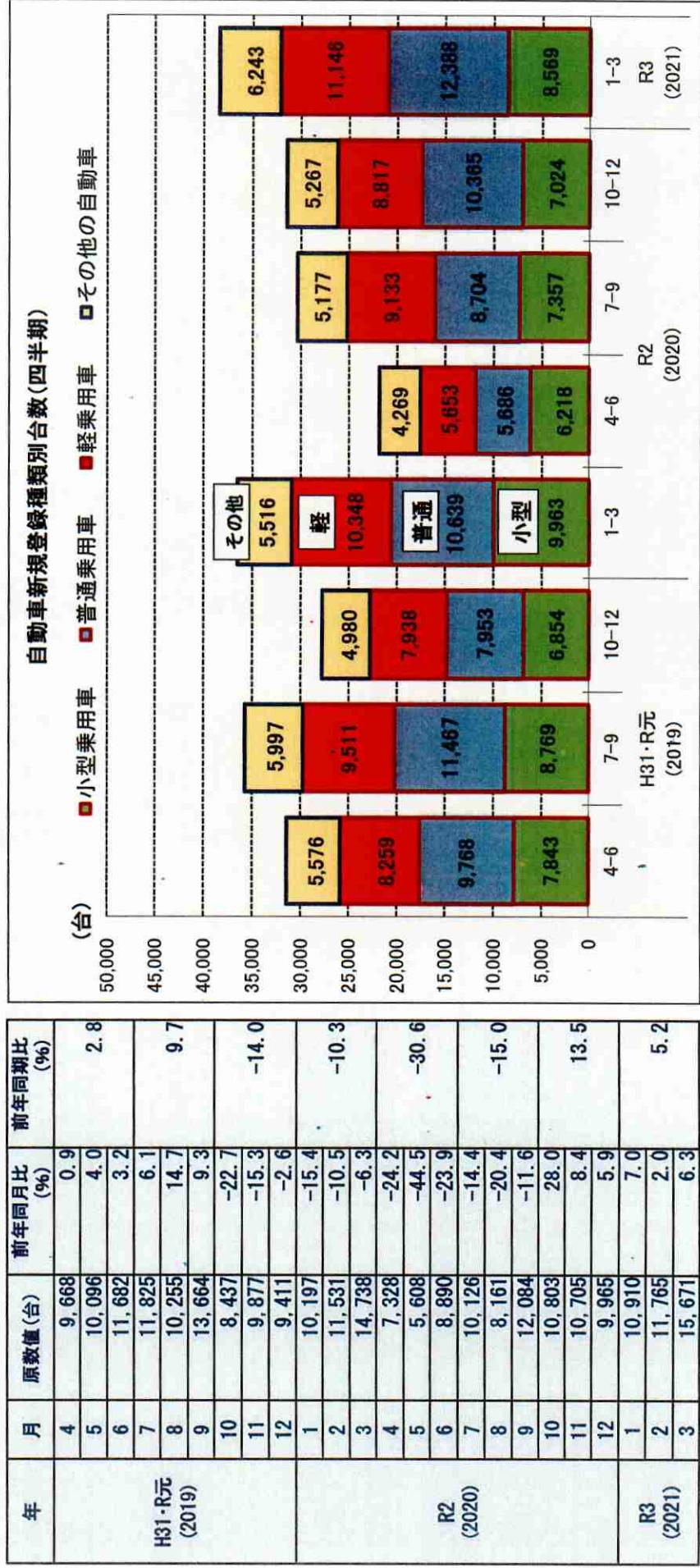


(資料出所) 商業動態統計(経済産業省)

※商業動態統計は、令和2年3月分から調査対象事務所の標準替え及び抽出方法の変更が行われております。  
令和2年2月以前の公表値とは連動していません。(前年同月比、前年同期比は水準調整されています。)

## ●自動車新規登録台数

自動車新規登録台数3月は、前年同月比+6.3%と6か月連続で前年水準を上回った。  
四半期ベース（1～3月）でも、前年同期比+5.2%と2期連続で前年水準を上回った。

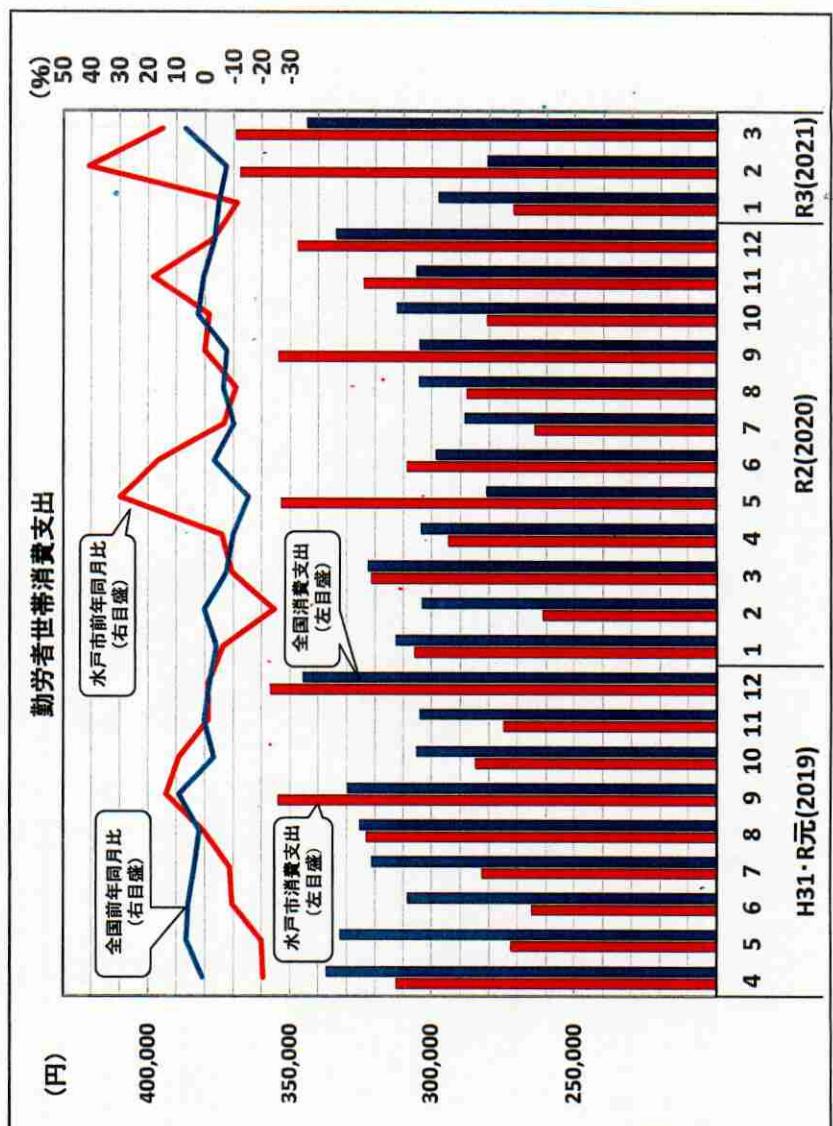


(資料出所) 新車登録台数(前年同月対比表(茨城県自動車販売店協会)

## ●二人以上世帯の勤労者世帯消費支出

二人以上世帯の勤労者世帯消費支出3月(水戸市)は、前年同月比+14.9%と2か月連続で前年水準を上回った。  
全国の二人以上世帯の勤労者消費支出3月は、前年同月比+6.7%と4か月ぶりに前年水準を上回った。

年	月	水戸市		全国	
		消費支出 (原数値:円)	前年同月比 (%)	消費支出 (原数値:円)	前年同月比 (%)
H31・R元 (2019)	4	312,538	-20.7	337,164	0.7
	5	272,295	-20.0	332,273	6.4
	6	265,069	-9.6	308,425	5.6
	7	282,534	-8.7	321,190	3.6
	8	323,133	0.5	325,516	1.7
	9	354,217	13.4	329,655	8.9
	10	284,766	9.0	305,197	-3.2
	11	274,784	-1.1	303,986	0.2
	12	356,890	-1.3	345,370	-1.6
	1	305,832	-6.4	312,473	-4.1
	2	261,248	-24.5	303,166	0.1
	3	321,338	-9.5	322,461	-7.6
R2 (2020)	4	294,164	-5.9	303,621	-9.9
	5	353,229	29.7	280,883	-15.5
	6	308,615	16.4	298,367	-3.3
	7	264,053	-6.5	288,622	-10.1
	8	287,898	-10.9	304,458	-6.5
	9	354,149	0.0	304,161	-7.7
	10	280,784	-1.4	312,334	2.3
	11	324,147	18.0	305,404	0.5
	12	347,301	-2.7	333,777	-3.4
	1	271,522	-11.2	297,629	-4.8
	2	367,677	40.7	280,781	-7.4
	3	369,173	14.9	344,055	6.7



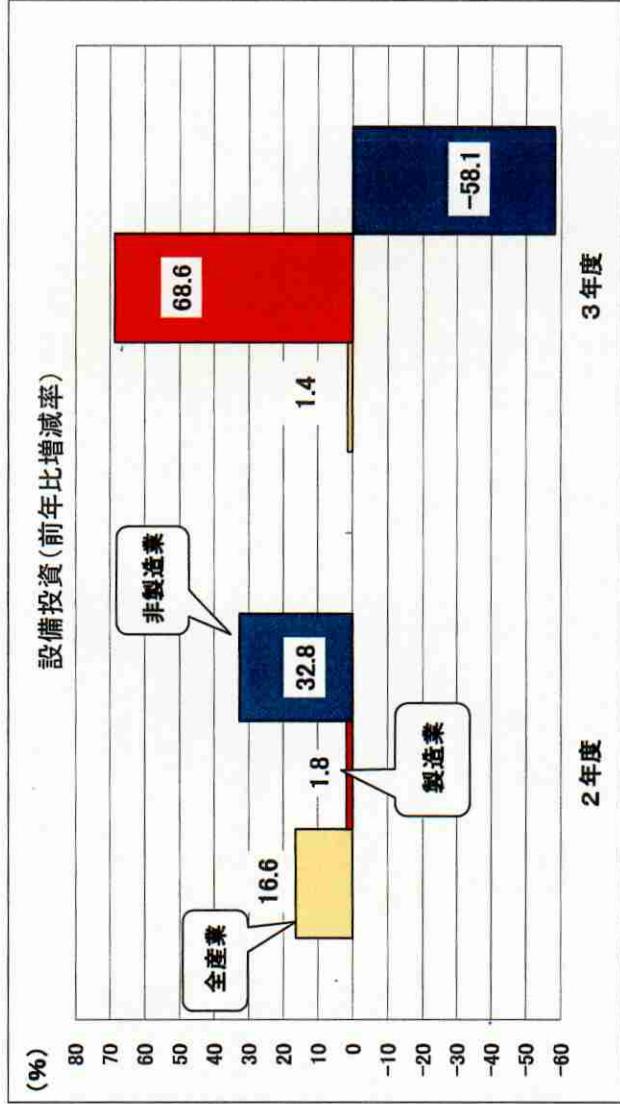
(資料出所) 家計調査(総務省)

## 民間設備投資 ●法人企業景気予測調査

法人企業景気予測調査1～3月期調査結果では、2年度の「設備投資」は全規模・全産業ベースで前年比+16.6%の増加見込みとなっている。これを規模別にみると、大企業は+21.0%、中堅企業は+0.7%、中小企業は-25.8%であり、業種別にみると製造業は+1.8%、非製造業は+32.8%の見込みとなっている。

<設備投資> ※除く土地購入費、含むソフトウェア投資額

	回答企業数	前年比増減率(%)		3年度 前回調査 結果
		2年度	3年度	
全 産 業	191	145	16.6	16.0
大 企 業	38	37	21.0	19.4
中 堅 企 業	38	34	0.7	3.8
中 小 企 業	115	74	-25.8	-23.4
製 造 業	71	60	1.8	13.9
非 製 造 業	120	85	32.8	18.2

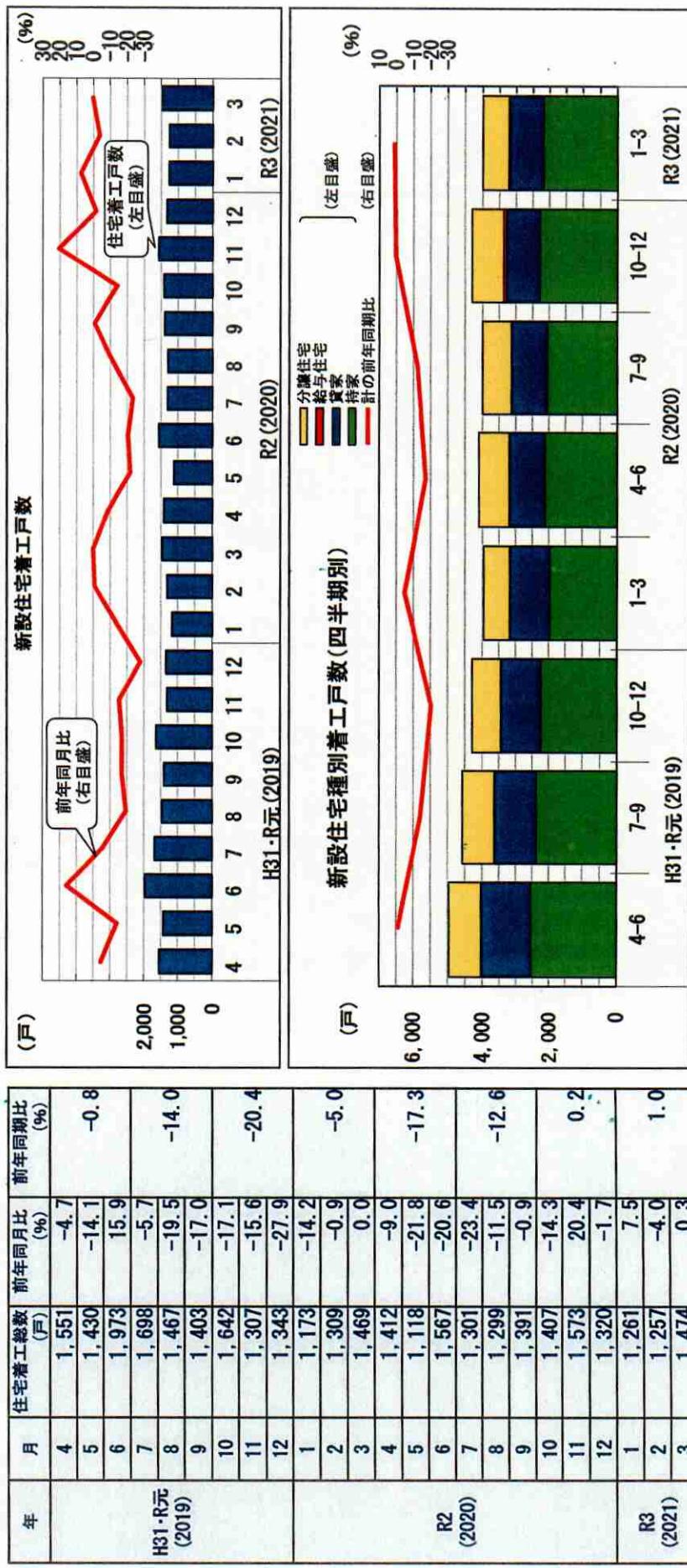


(資料出所) 法人企業景気予測調査(関東財務局水戸財務事務所)

## 建設投資

### ●新設住宅着工戸数

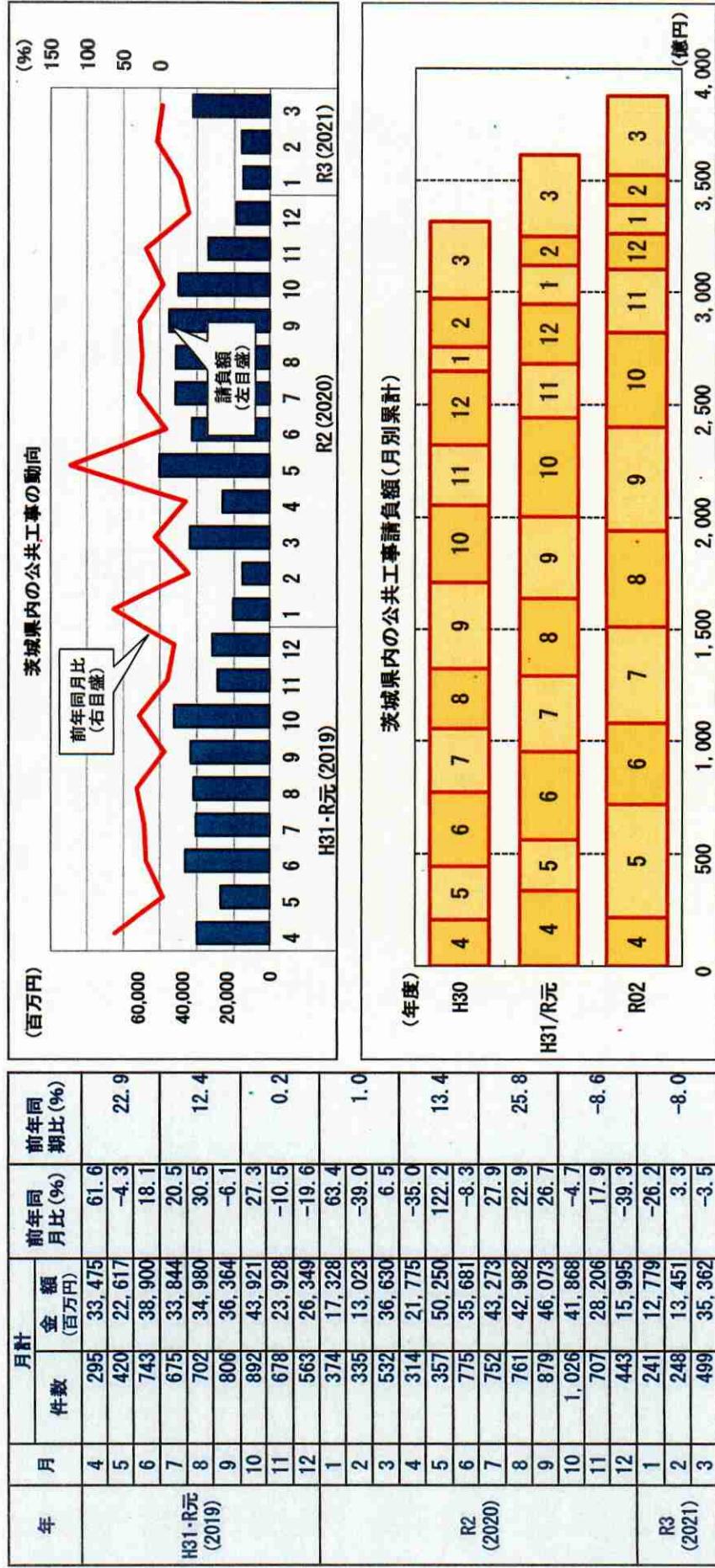
新設住宅着工戸数(1～3月)では、前年同期比+0.3%と2か月ぶりに前年水準を上回った。  
四半期ベース(1～3月)では、前年同期比+1.0%と2期連続で前年水準を上回った。



(資料出所) 建築着工統計調査(国土交通省)

## ●公共工事請負額

公共投資の動向を公共工事請負額からみると、3月は前年同月比-3.5%と2か月ぶりに前年水準を下回った。四半期ベース（1～3月）でも、前年同期比-8.0%と2期連続で前年水準を下回った。

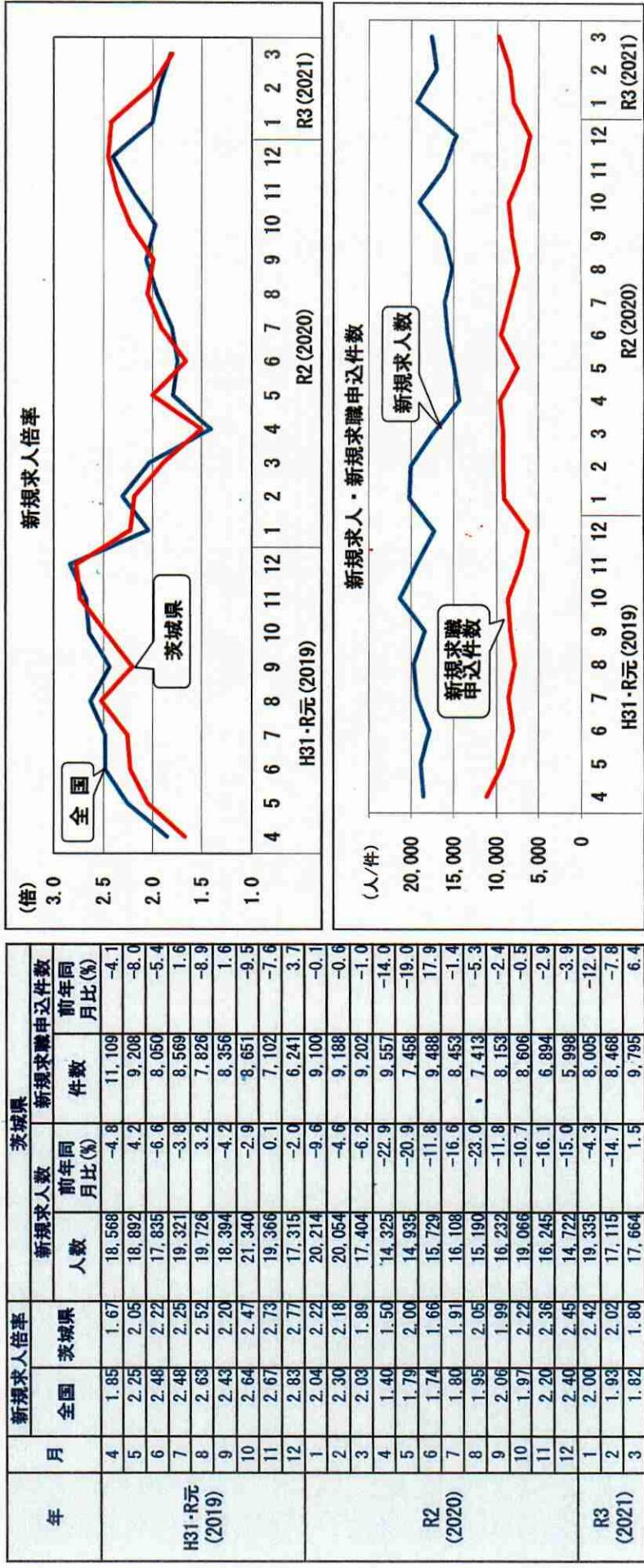


(資料出所) 茨城県内の公共工事の動向 (東日本建設業保証株式会社茨城支店)

## 雇用・労働

### ●新規求人倍率・新規求人数・新規求職申込件数

新規求人倍率3月は1.80倍と95か月連続で1倍を上回った。  
新規求人数3月は、前年同月比+1.5%と16か月ぶりに前年水準を上回った。  
新規求職申込件数3月は、前年同月比+6.4%と9か月ぶりに前年水準を上回った。

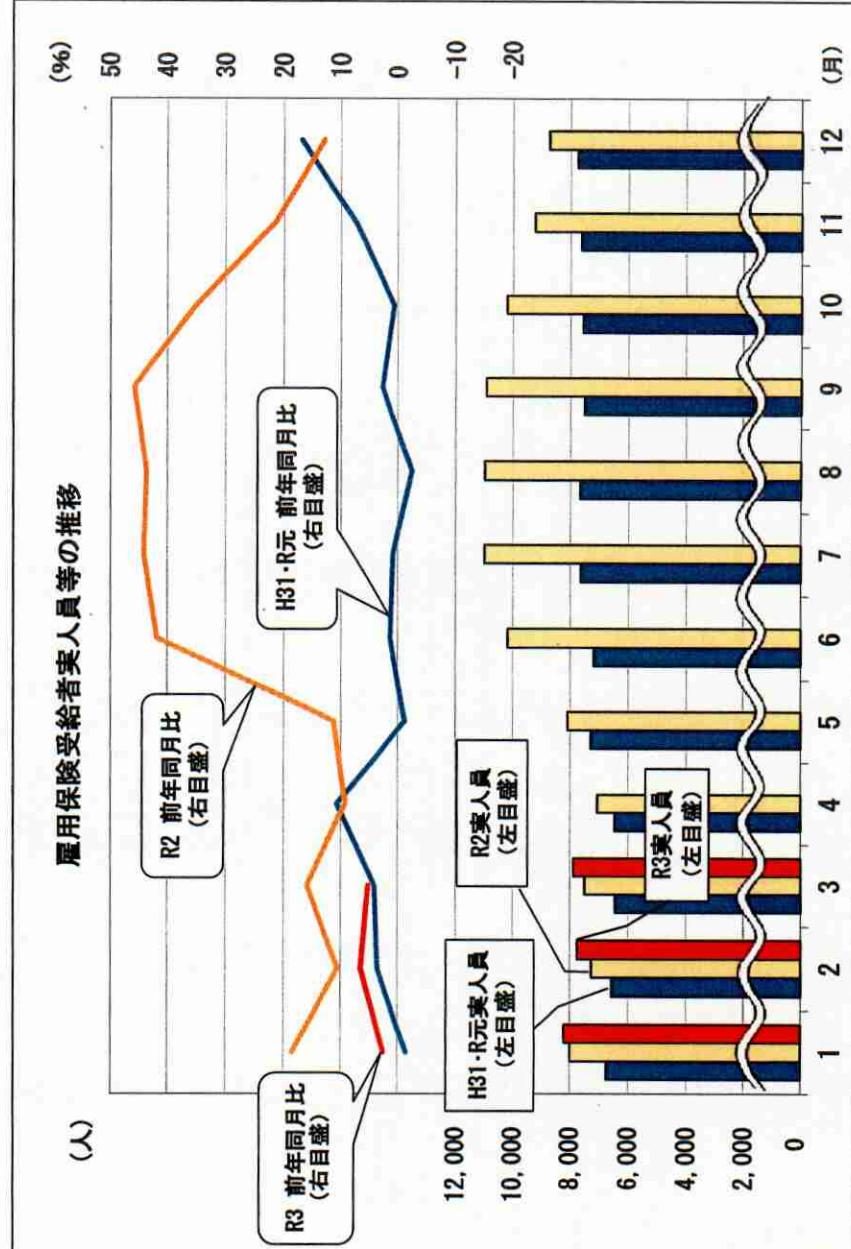


(資料出所) 一般職業紹介状況(厚生労働省) · 県内の雇用情勢の概況(茨城労働局)

## ●雇用保険受給者実人員

雇用保険受給者実人員 3 月は、前年同月比 +5.3% と 19か月連続で前年水準を上回った。

年	月	雇用保険受給者実人員(人)	前年同月比(%)	前年同期比(%)
H31・R元 (2019)	1	6,747	-1.5	-
	2	6,573	3.6	2.0
	3	6,452	4.1	-
	4	6,468	10.7	-
	5	7,275	-1.2	3.1
	6	7,184	1.3	-
	7	7,635	0.8	-
	8	7,646	-2.5	0.3
	9	7,498	2.7	-
	10	7,555	0.6	-
	11	7,603	7.3	7.9
	12	7,738	16.8	-
	1	7,992	18.5	-
R2 (2020)	2	7,259	10.4	15.0
	3	7,477	15.9	-
	4	7,063	9.2	-
	5	8,090	11.2	21.1
	6	10,183	41.7	-
	7	10,998	44.0	-
	8	10,973	43.5	44.4
R3 (2021)	9	10,926	45.7	-
	10	10,202	35.0	-
	11	9,231	21.4	23.0
	12	8,737	12.9	-
	1	8,199	2.6	-
R3 (2021)	2	7,736	6.6	4.8
	3	7,874	5.3	-

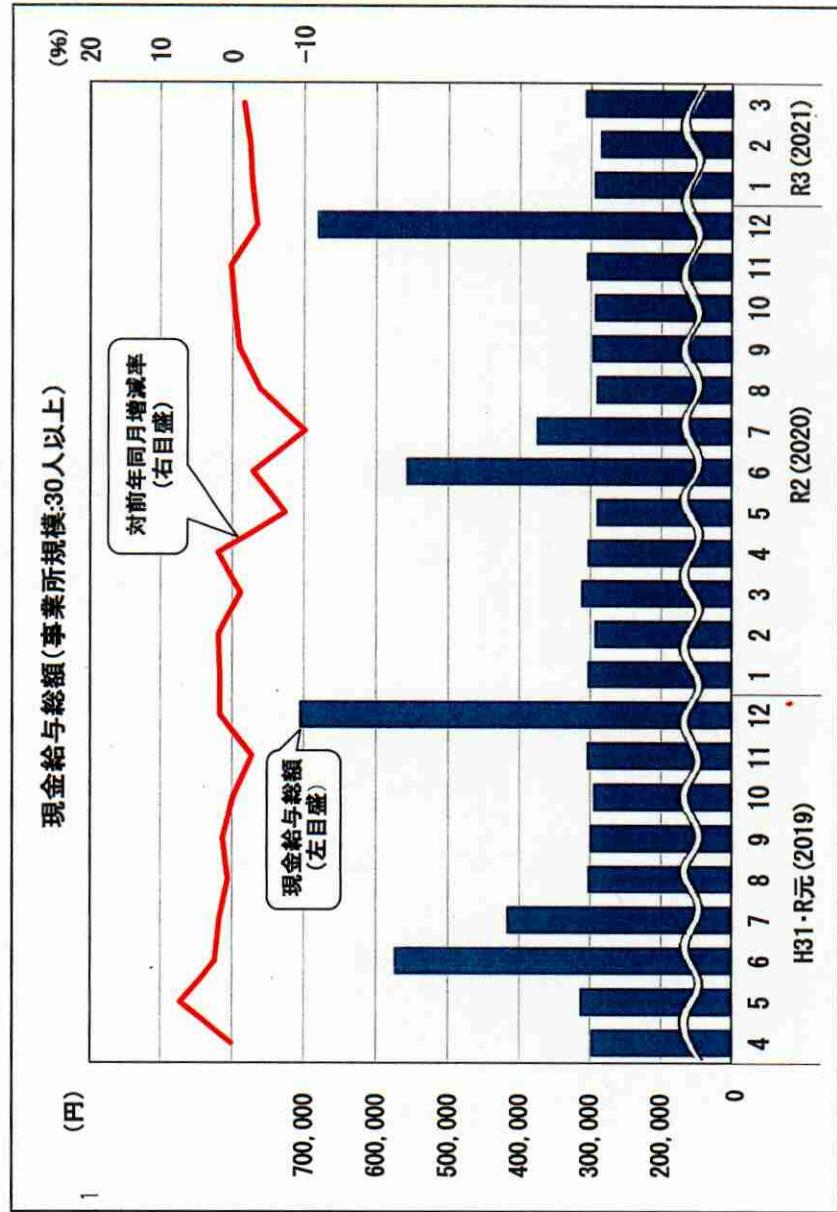


(資料出所) 県内の雇用情勢の概況(茨城県労働局)

## ●常用労働者の1人平均現金給与総額

常用労働者の現金給与総額（規模30人以上） 3月は、対前年同月増減率－1.5%と4か月連続で前年水準を下回った。

年	月	現金給与 総額(円)	対前年同月 増減率(%)
H31・R元 (2019)	4	296,642	0.1
	5	312,433	7.3
	6	572,386	2.4
	7	416,105	1.8
	8	301,587	0.6
	9	298,968	1.3
	10	293,729	-0.1
	11	303,405	-2.6
	12	704,966	1.7
	1	301,913	1.7
	2	292,303	1.9
	3	311,706	-1.1
R2 (2020)	4	302,665	2.0
	5	289,447	-7.3
	6	556,831	-2.7
	7	374,221	-10.1
	8	290,398	-3.7
	9	296,363	-0.9
	10	292,454	-0.3
R3 (2021)	11	304,287	0.2
	12	681,419	-3.3
	1	293,845	-2.6
	2	285,564	-2.3
R3・R元(2019)		306,958	-1.5



※「対前年同月増減率」は、指標から算出している。

(資料出所) 毎月勤労統計調査地方調査月報(茨城県統計課)

## 参考

### ●同時期の国内経済の動向（内閣府「月例経済報告」令和3年5月26日）

#### 総論（我が国経済の基調判断）

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

- ・個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。
- ・公共投資は、高水準で底堅く推移している。
- ・輸出は、緩やかな増加が続いている。輸入は、持ち直しの動きがみられる。貿易・サービス収支は、黒字となっている。
- ・生産は、持ち直している。
- ・企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

### ●同時期の各機関の経済動向基調判断

#### 【日本銀行「経済・物価情勢の展望」（令和3年4月27日）】

わが国の景気は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。

#### 【日本銀行水戸事務所「茨城県金融経済概況」（令和3年5月12日）】

県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、サービス消費を中心引き続き厳しい状況にあるが、基調としては持ち直しつつある。

#### 【関東財務局水戸財務事務所「茨城県の経済情勢報告」（令和3年4月28日）】

県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある。





資料No. 12

2021年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)

2021年5月28日

(一社)日本経済団体連合会

[第1回集計]

業種	2021年			2020年	
	社数	回答・妥結額	アップ率	妥結額	アップ率
非鉄・金属	8	5,688	1.80	5,866	1.85
食品	6	5,642	1.72	5,733	1.75
織維	14	6,390	2.00	7,547	2.38
紙・パルプ	5	4,837	1.59	5,999	1.98
印刷	1	—	1.98	—	2.20
化学	8	5,131	1.49	5,045	1.47
鉄鋼	9	3,742	1.27	3,835	1.30
機械金属	2	6,373	2.06	6,977	2.28
電機	9	5,837	1.73	6,326	1.88
自動車	15	7,075	2.08	7,622	2.25
造船	5	5,814	1.88	6,660	2.18
建設	3	10,561	2.13	10,282	2.10
商業	1	—	1.82	—	1.91
私鉄	2	(従) 3,416	1.06	6,830	2.09
貨物運送	1	—	1.32	—	1.31
総平均	89	6,040 ( 5,708 )	1.82 ( 1.79 )	6,745 ( 6,080 )	2.03 ( 1.91 )
製造業平均	82	6,242 ( 5,598 )	1.88 ( 1.78 )	6,762 ( 5,956 )	2.05 ( 1.90 )
非製造業平均	7	4,869 ( 7,001 )	1.42 ( 1.88 )	6,648 ( 7,534 )	1.93 ( 2.00 )

(注)1)調査対象は、原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要21業種大手249社

2)19業種136社(54.6%)の回答を把握しているが、うち47社は平均金額不明などのため集計から除外

3)平均欄の( )内は一社あたりの単純平均

4)(従)は従業員平均(一部組合員平均を含む)

5)集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる

6)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む

7)2020年の妥結額・アップ率は、2021年の集計企業の数値(同対象比較)

2021年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)

2021年6月11日

(一社)日本経済団体連合会

[第1回集計]

業種	2021年			2020年			
	社数	回答額 (了承・妥結含)	アップ率	社数	回答額 (了承・妥結含)	アップ率	
製造業	鉄鋼・非鉄金属	11社	4,758円	1.78%	11社	4,576円	1.75%
	機械金属	48	4,835	1.82	42	4,828	1.83
	電気機器	5	4,565	1.86	8	6,120	2.37
	輸送用機器	7	4,597	1.81	7	4,033	1.58
	化学生	10	5,457	1.99	13	4,297	1.62
	紙・パルプ	6	3,846	1.64	5	4,668	1.82
	窯業	5	4,335	1.60	4	4,981	1.81
	織維	15	2,885	1.33	4	4,437	1.77
	印刷・出版	4	5,636	1.75	7	5,302	1.72
	食品	9	4,720	1.98	13	4,812	1.95
	その他製造業	23	4,344	1.58	14	4,576	1.66
製造業平均		143	4,647	1.76	128	4,836	1.83
			(4,376)	(1.72)		(4,519)	(1.73)
非製造業	商業	17	4,175	1.66	15	4,368	1.71
	金融	2	6,716	2.81	1	—	1.37
	運輸・通信	25	3,512	1.43	26	2,879	1.21
	土木・建設	8	4,227	1.64	8	5,228	1.80
	ガス・電気	6	3,894	1.31	11	5,016	1.75
	その他非製造業	11	5,474	2.28	12	4,259	1.74
非製造業平均		69	4,110	1.64	73	3,865	1.53
			(4,027)	(1.63)		(3,961)	(1.57)
総平均		212	4,444	1.72	201	4,471	1.72
			(4,263)	(1.69)		(4,317)	(1.68)

(注) 1)本調査は、地方別経済団体の協力により、従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施

2)17業種224社(29.7%)の回答を把握しているが、うち12社は平均金額不明等のため、集計より除外

3)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む

4)製造業平均、非製造業平均、総平均欄の( )内の数値は、単純平均

5)2020年の数値は、2020年6月12日付第1回集計結果

6)集計社数が1社の場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる

2021年6月4日（金）

《問い合わせ先》  
総合政策推進局長 富田 珠代  
直通電話 03 (5295) 0517  
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

## 多岐にわたる「働き方の見直し」の具体的取り組み内容を公表 ～2021春季生活闘争 第6回回答集計結果について～

連合2021春季生活闘争につきまして、6月1日（火）午前10時時点での第6回回答集計を行いましたので、概要を報告いたします。

### 【概要】

#### ○働き方の見直しの具体的な内容<sup>(\*)</sup>が明らかに

総労働時間の短縮、勤務間インターバル制度の導入、テレワーク制度にかかる規定と手当等の新設、65歳までの定年制の延長、職場におけるハラスメント対策など、職場の実態に応じた様々な取り組みが前進した。

(\*) 詳細は、P29「2021春季生活闘争および通年（2020年9月～）における「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直しとジェンダー平等・多様性の推進に向けた具体的な取り組み内容（2021年4月末時点）」をご参照ください。

#### ○第6回回答集計においても、賃上げの流れは継続

月例賃金改善を要求した5,655組合（昨年同時期比498組合増）のうち、4,275組合（同67組合増・解決率75.5%）が妥結し、賃上げ要求・妥結とともに昨年同時期を上回った。妥結内容が確認できる2,460組合のうち48.1%が賃金改善分を獲得、98.4%が定昇相当分を確保しており、賃上げの流れは継続している。

今後の回答集計結果公表予定

7月5日（月） 6月末時点集計結果（第7回）※最終

連合HP掲載

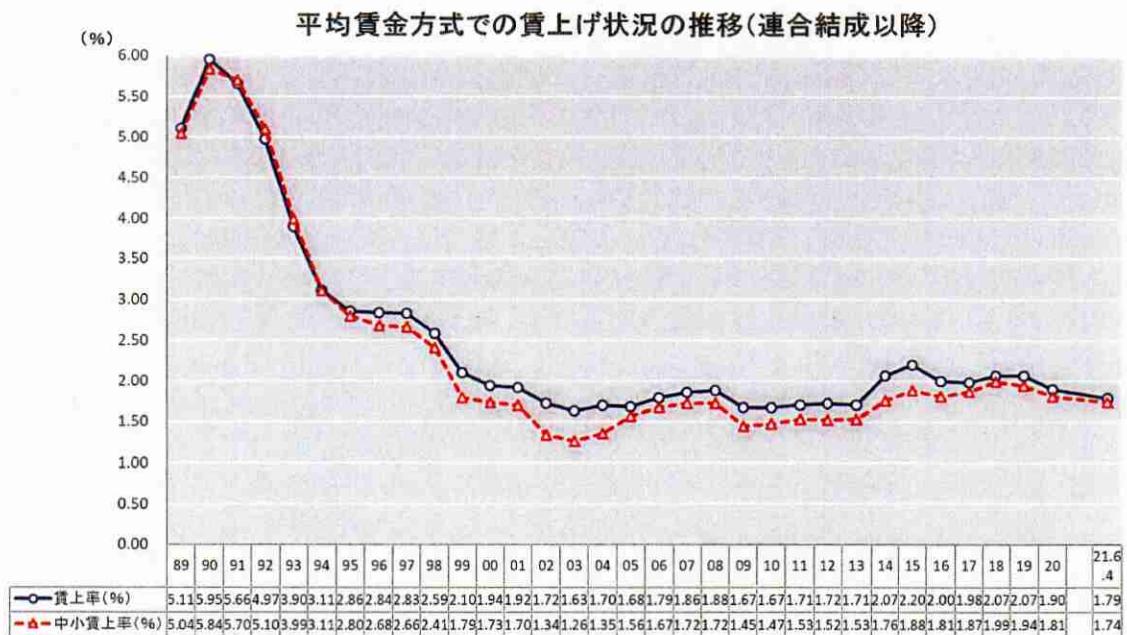
2021春季生活闘争

検索







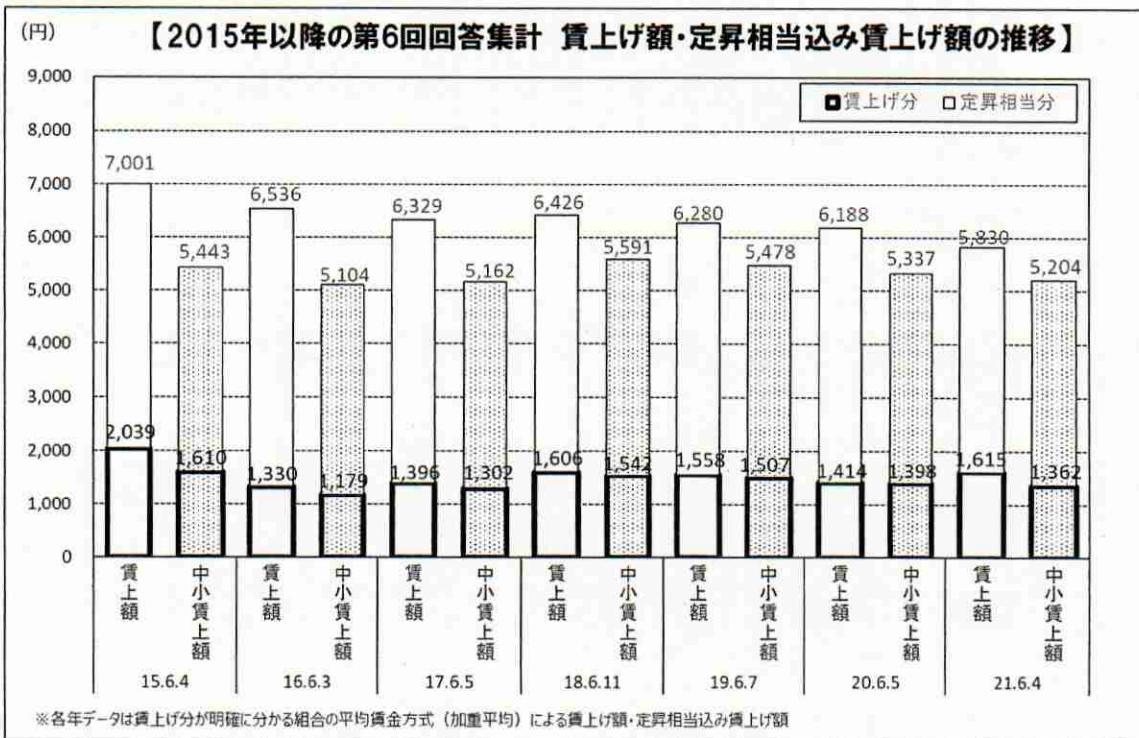
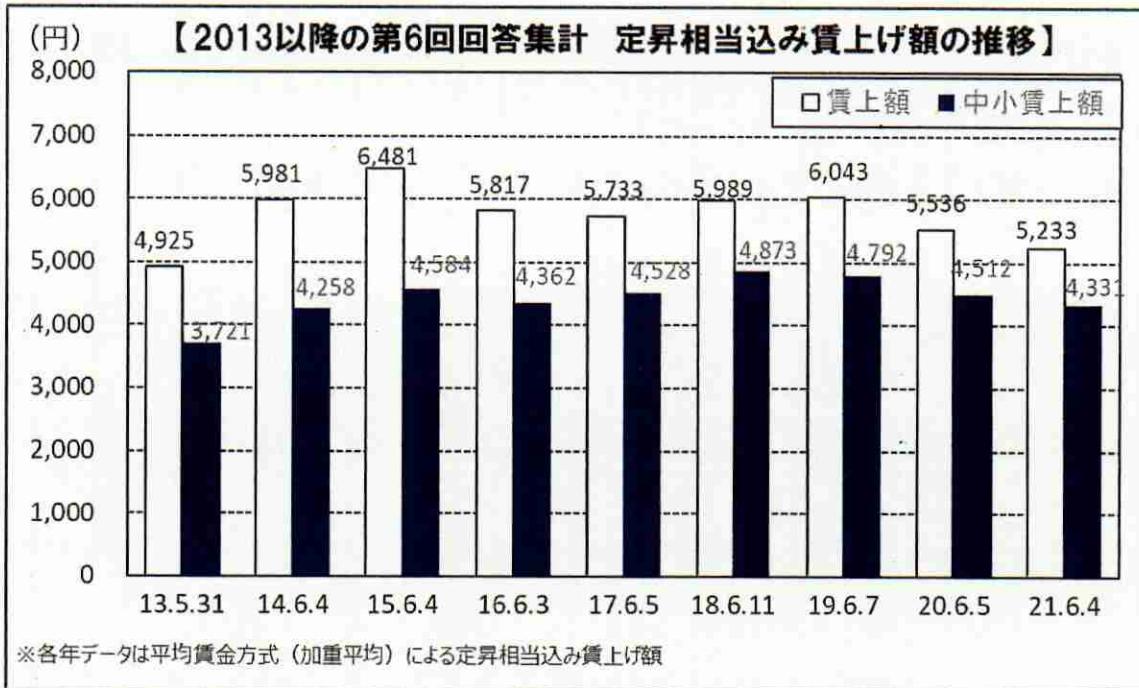


(注)1989~2019年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。



\*各年データは平均賃金方式（加重平均）による定期相当込み賃上げ率











茨城労働局発表  
令和3年6月29日(火)  
午前10時30分解禁

報道関係者 各位

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課  
課長 清水 いずみ  
課長補佐 綿引 次男  
電話 029-224-6218

県内の雇用情勢の概況(令和3年5月分)

基調判断

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しており、一部に持ち直しの動きが見られるところであるが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を引き続き注視していく必要がある。」

- 有効求人倍率(季節調整値)は、1.33倍となり、前月と同水準となりました。

⇒資料 P3、P4、P5 (1.33倍は全国14番目)

※ 有効求人数(季節調整値)は、49,688人で前月より **0.2%増**で、**3か月連続の増加**。

※ 有効求職者数(季節調整値)は、37,243人で前月より **0.1%減**で、**3か月振りの減少**。

- 新規求人倍率(季節調整値)は、1.93倍となり、前月より **0.33ポイント下回り**ました。

⇒資料 P4、P5

- 正社員有効求人倍率(原数值)は、0.93倍となり、前年同月と比べ **0.03ポイント上回り**ました。

(※17か月振りの増加)

⇒資料 P6、P9

- 新規求人(原数值)は、前年同月に比べ **4.3%減**で、**3か月振りの減少**となりました。

これを産業別でみると、前年同月比で「サービス業(21.6%増・424人増)」、「製造業(17.8%増・288人増)」などで**増加**しました。

一方、「卸売業、小売業(56.6%減・1,906人減)」などは**減少**しました。

⇒資料 P4、P5、P7、P8、P11

- 新規求職者(原数值)は、前年同月に比べ **7.5%増**で、**3か月連続の増加**となりました。

新規求職を雇用形態別にみると、「パートタイムを除く常用」が前年同月に比べ **3.7%増加**、「常用的パートタイム」は同比 **14.0%増加**しました。

⇒資料 P4、P5、P6、P11

- 失業の動き(雇用保険業務)

雇用保険失業給付受給資格決定件数は、前年同月に比べ **15.7%減**、**3か月振りの減少**となりました。

雇用保険受給者実人員は、前年同月に比べ **0.1%増**で、**21か月連続の増加**となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者数は、前年同月に比べ **10.0%減**、うち事業主都合離職者数は同比 **41.9%減**。

雇用保険被保険者資格取得者数は、前年同月に比べ **14.7%減**。

⇒資料 P10

※新規学卒者は除く

## 【最近の雇用失業情勢 資料目次】

- P 3 ..... 有効求人倍率、求人・求職の推移（季節調整値）  
受給資格決定件数、受給者実人員の推移
- P 4 ..... 一般職業紹介状況推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 5 ..... 第1表 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 6 ..... 第2表 雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）
- P 7 ..... 第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況
  - ① 主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）
  - ② 主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）
- P 8 ..... 第4表 産業別一般新規求人状況（パートを含み、新規学卒者を除く）
- P 9 ..... 第5表 正社員求人・求職の状況
- P 10 ..... 第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況
- P 11 ..... 第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 12 ..... 【別途資料1】一般職業紹介状況一覧表
- P 13 ..... 【別途資料2】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 14 ..... 【別途資料3】都道府県別有効求人倍率（季節調整値）
- P 15 ..... ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について

### ～用語の解説～

#### 【職業紹介関係】

\*新規求人数……ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。

\*有効求人数……「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数。

\*新規求職者数……ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数。

\*有効求職者数……「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職者数」の合計数。

\*求人倍率……求職者数に対する求人数の割合。

→新規求人倍率：新規求人数÷新規求職者数      →有効求人倍率：有効求人数÷有効求職者数

なお、求人倍率の「季節調整値」とは、1年を周期として繰り返す季節的変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12までの1年分のデータが集まつた段階で過去の全データが修正の対象となり、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）

→正社員有効求人倍率：正社員の有効求人数÷パートタイムを除く常用の有効求職者数

ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

\*就職件数……県内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数。

\*充足数……県内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国のハローワークで紹介、就職が確認された件数。

\*一般……以下のパートタイム以外の就業形態

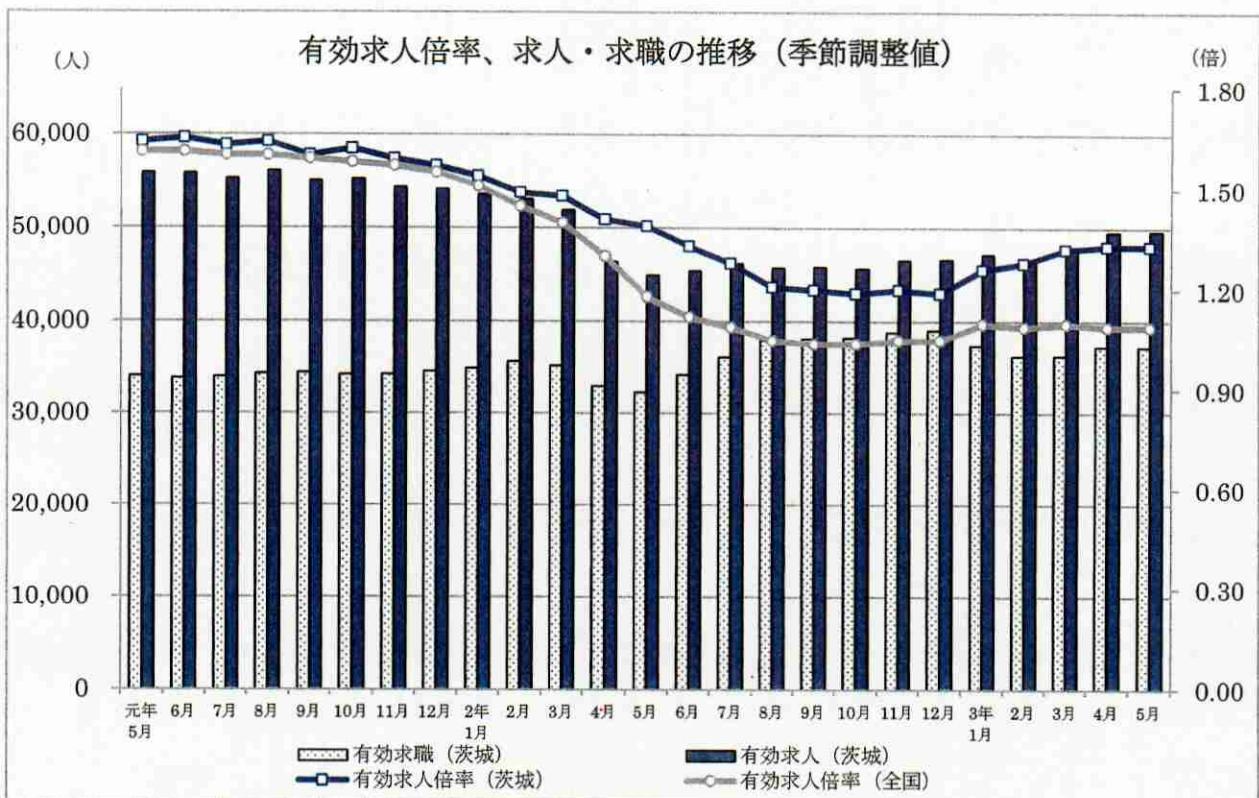
\*パートタイム……一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べ短い就業形態

\*常用……雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの

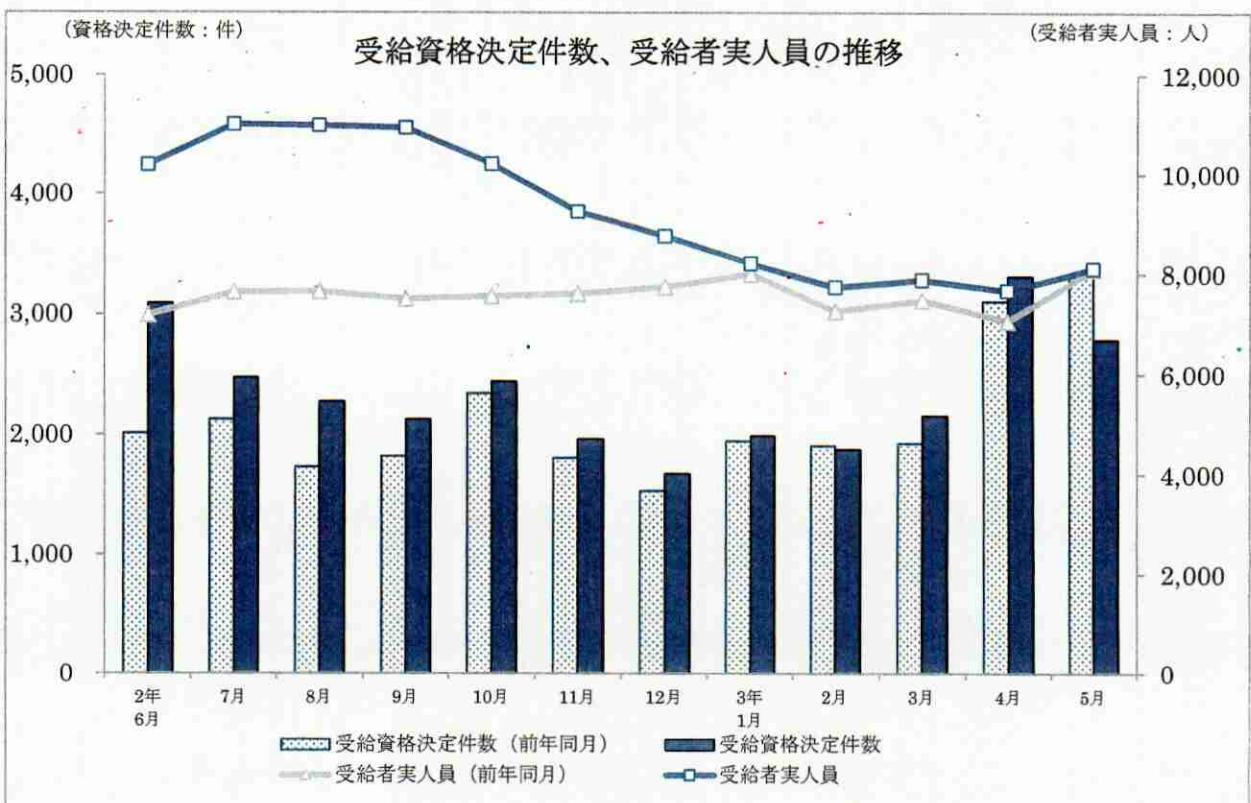
#### 【雇用保険関係】

\*受給資格決定件数……受付した離職票を審査して、失業給付を受ける資格が有ると決定した件数。

\*受給者実人員……失業給付を実際に受けた受給資格者の数。



(注) 令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。





第1表 一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和3年5月

項目	年月	3年	3年	2年	対前月増減率、差(%、ポイント)	対前年同月増減率、差(%、ポイント)
		5月	4月	5月		
全数	1 月間有効求職者数 (人)	39,586	40,137	34,260	▲ 1.4	15.5
	2 新規求職申込件数 (件)	8,018	11,428	7,458	▲ 29.8	7.5
	3 月間有効求人数 (人)	46,697	49,334	42,310	▲ 5.3	10.4
	4 新規求人数 (人)	14,290	18,475	14,935	▲ 22.7	▲ 4.3
	5 就職件数 (件)	2,204	2,637	1,684	▲ 16.4	30.9
	6 充足数 (人)	2,112	2,611	1,574	▲ 19.1	34.2
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)	1.18	1.23	1.23	▲ 0.05	▲ 0.05
	季節調整値	1.33	1.33	1.39	0.00	▲ 0.06
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)	1.78	1.62	2.00	0.16	▲ 0.22
	季節調整値	1.93	2.26	2.16	▲ 0.33	▲ 0.23
常用	9 就職率(5/2×100) (%)	27.5	23.1	22.6	4.4	4.9
	10 充足率(6/4×100) (%)	14.8	14.1	10.5	0.7	4.3
	11 月間有効求職者数 (人)	39,437	39,991	34,085	▲ 1.4	15.7
	12 新規求職申込件数 (件)	7,984	11,377	7,426	▲ 29.8	7.5
	13 月間有効求人数 (人)	41,826	43,585	37,693	▲ 4.0	11.0
	14 新規求人数 (人)	12,735	16,346	12,770	▲ 22.1	▲ 0.3
	15 就職件数 (件)	2,011	2,411	1,577	▲ 16.6	27.5
	16 充足数 (人)	1,938	2,399	1,480	▲ 19.2	30.9
	17 有効求人倍率(13/11) (倍)	1.06	1.09	1.11	▲ 0.03	▲ 0.05
	18 新規求人倍率(14/12) (倍)	1.60	1.44	1.72	0.16	▲ 0.12
	19 就職率(15/12×100) (%)	25.2	21.2	21.2	4.0	4.0
	20 充足率(16/14×100) (%)	15.2	14.7	11.6	0.5	3.6

(注) 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2 ▲は減少である。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

令和3年5月

項目	年月	3年	3年	2年	対前月増減率、差 (%、ホーポイント)	対前年同月 増減率、差 (%、ホーポイント)
		5月	4月	5月		
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 (人)	23,813	24,355	21,709	▲ 2.2	9.7
	2 新規求職申込件数 (件)	4,837	6,543	4,665	▲ 26.1	3.7
	3 月間有効求人数 (人)	26,364	26,868	23,088	▲ 1.9	14.2
	4 新規求人数 (人)	8,187	9,923	7,620	▲ 17.5	7.4
	5 就職件数 (件)	1,052	1,313	892	▲ 19.9	17.9
	6 充足数 (人)	1,016	1,283	799	▲ 20.8	27.2
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)	1.11	1.10	1.06	0.01	0.05
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)	1.69	1.52	1.63	0.17	0.06
	9 就職率(5/2×100) (%)	21.7	20.1	19.1	1.6	2.6
	10 充足率(6/4×100) (%)	12.4	12.9	10.5	▲ 0.5	1.9
正社員	11 月間有効求人数 (人)	22,045	22,525	19,589	▲ 2.1	12.5
	12 新規求人数 (人)	6,642	8,212	6,317	▲ 19.1	5.1
	13 就職件数 (件)	840	1,069	716	▲ 21.4	17.3
	14 充足数 (人)	814	1,053	658	▲ 22.7	23.7
	15 有効求人倍率(11/1) (倍)	0.93	0.92	0.90	0.01	0.03
	16 充足率(14/12×100) (%)	12.3	12.8	10.4	▲ 0.5	1.9
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数 (人)	15,624	15,636	12,376	▲ 0.1	26.2
	18 新規求職申込件数 (件)	3,147	4,834	2,761	▲ 34.9	14.0
	19 月間有効求人数 (人)	15,462	16,717	14,605	▲ 7.5	5.9
	20 新規求人数 (人)	4,548	6,423	5,150	▲ 29.2	▲ 11.7
	21 就職件数 (件)	959	1,098	685	▲ 12.7	40.0
	22 充足数 (人)	922	1,116	681	▲ 17.4	35.4
	23 有効求人倍率(19/17) (倍)	0.99	1.07	1.18	▲ 0.08	▲ 0.19
	24 新規求人倍率(20/18) (倍)	1.45	1.33	1.87	0.12	▲ 0.42
	25 就職率(21/18×100) (%)	30.5	22.7	24.8	7.8	5.7
	26 充足率(22/20×100) (%)	20.3	17.4	13.2	2.9	7.1

(注) 1 ▲は減少である。

2 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。



第4表 産業別一般新規求人状況(パートを含み、新規学卒者を除く)

産業	令和3年 5月	令和3年 4月	令和2年 5月	対前年同月差 (人)	対前年同月比 (%)
合計	14,290	18,475	14,935	▲ 645	▲ 4.3
A, B 農、林、漁業(01~04)	167	207	162	5	3.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業(05)	8	5	17	▲ 9	▲ 52.9
D 建設業(06~08)	1,324	1,685	1,351	▲ 27	▲ 2.0
06 総合工事業	819	894	754	65	8.6
E 製造業(09~32)	1,904	2,375	1,616	288	17.8
09 食料品製造業	425	550	638	▲ 213	▲ 33.4
10 飲料・たばこ・飼料製造業	21	14	11	10	90.9
11 繊維工業	35	22	21	14	66.7
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	21	67	26	▲ 5	▲ 19.2
13 家具・装備品製造業	2	23	11	▲ 9	▲ 81.8
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	50	68	52	▲ 2	▲ 3.8
15 印刷・同関連業	38	24	27	11	40.7
16 化学工業	93	95	42	51	121.4
17 石油製品・石炭製品製造業	0	4	0	0	-
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	166	205	168	▲ 2	▲ 1.2
19 ゴム製品製造業	18	21	8	10	125.0
21 窯業・土石製品製造業	89	148	79	10	12.7
22 鉄鋼業	55	48	25	30	120.0
23 非鉄金属製造業	23	38	7	16	228.6
24 金属製品製造業	265	291	169	96	56.8
25 はん用機械器具製造業	95	141	52	43	82.7
26 生産用機械器具製造業	101	136	24	77	320.8
27 業務用機械器具製造業	62	114	44	18	40.9
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	65	36	23	42	182.6
29 電気機械器具製造業	128	135	63	65	103.2
30 情報通信機械器具製造業	12	20	9	3	33.3
31 輸送用機械器具製造業	108	95	47	61	129.8
25~31 < 輸出型産業 小計 >	571	677	262	309	117.9
20, 32 その他の製造業	32	80	70	▲ 38	▲ 54.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	2	12	7	▲ 5	▲ 71.4
G 情報通信業(37~41)	219	327	180	39	21.7
39 情報サービス業	205	317	176	29	16.5
H 運輸業、郵便業(42~49)	820	972	732	88	12.0
I 卸売業、小売業(50~61)	1,459	2,406	3,365	▲ 1,906	▲ 56.6
50~55 卸売業	314	404	312	2	0.6
56~61 小売業	1,145	2,002	3,053	▲ 1,908	▲ 62.5
J 金融業、保険業(62~67)	143	63	33	110	333.3
K 不動産業、物品販貸業(68~70)	145	156	93	52	55.9
L 学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	333	343	304	29	9.5
M 宿泊業、飲食サービス業(75~77)	373	540	261	112	42.9
76 飲食店	280	430	207	73	35.3
N 生活関連サービス業、娯楽業(78~80)	547	948	524	23	4.4
O 教育、学習支援業(81、82)	198	291	168	30	17.9
P 医療、福祉(83~85)	3,993	5,137	3,745	248	6.6
83 医療業	1,133	1,418	989	144	14.6
85 社会保険・社会福祉・介護事業	2,831	3,698	2,733	98	3.6
Q 複合サービス事業(86、87)	80	101	137	▲ 57	▲ 41.6
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	2,388	2,666	1,964	424	21.6
91 職業紹介・労働者派遣業	1,132	1,241	811	321	39.6
92 その他の事業サービス業	1,054	1,038	941	113	12.0
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97~98・99)	187	241	276	▲ 89	▲ 32.2

(注)平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。▲は減少を表す。



第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況

	雇用保険被保険資格取得・喪失状況					雇用保険受給状況					
	①資格 取得者数	前年比	②資格 喪失者数	前年比	③②のうち 事業主都合 離職者数	前年比	④受給 資格決定 件数	前年比	⑤受給者 実人員	前年比	
平成28年度	141,361 (11,780)	8.4	122,771 (10,231)	1.8	6,586 (549)	▲ 5.5	27,052 (2,254)	▲ 6.9	7,934	▲ 6.4	
平成29年度	143,533 (11,961)	1.5	125,496 (10,458)	2.2	5,833 (486)	▲ 11.4	25,572 (2,131)	▲ 5.5	7,277	▲ 8.3	
平成30年度	140,156 (11,680)	▲ 2.4	130,296 (10,858)	3.8	5,966 (497)	2.3	25,227 (2,102)	▲ 1.4	7,001	▲ 3.8	
令和元年度	138,637 (11,553)	▲ 1.1	129,024 (10,752)	▲ 1.0	6,985 (582)	17.1	24,994 (2,082)	▲ 0.9	7,444	6.3	
令和2年度	131,336 (10,945)	▲ 5.3	122,760 (10,230)	▲ 4.9	7,292 (608)	4.4	28,484 (2,374)	14.0	9,184	23.4	
令和2年	4月	17,143	▲ 25.3	22,755	▲ 1.9	1,498	▲ 5.4	3,108	13.3	7,063	9.2
	5月	19,170	8.3	11,323	0.0	787	73.7	3,309	6.9	8,090	11.2
	6月	14,268	19.0	9,136	▲ 2.3	676	41.7	3,092	53.8	10,183	41.7
	7月	9,430	▲ 16.7	9,579	▲ 11.3	542	▲ 2.7	2,472	16.2	10,998	44.0
	8月	7,970	▲ 18.4	8,331	▲ 9.7	427	▲ 12.7	2,274	31.4	10,973	43.5
	9月	9,095	▲ 1.0	8,670	▲ 2.5	521	30.9	2,127	16.8	10,926	45.7
	10月	9,978	▲ 5.3	11,004	▲ 0.2	636	▲ 13.5	2,441	4.3	10,202	35.0
	11月	8,764	▲ 9.6	7,428	▲ 12.0	433	16.7	1,964	8.7	9,231	21.4
	12月	8,128	▲ 3.3	7,105	▲ 4.6	447	19.2	1,673	9.1	8,737	12.9
令和3年	1月	8,222	▲ 7.2	9,802	▲ 7.5	395	▲ 34.8	1,991	2.3	8,199	2.6
	2月	9,202	8.7	8,057	▲ 2.8	482	13.1	1,877	▲ 1.6	7,736	6.6
	3月	9,966	2.0	9,570	▲ 8.4	448	▲ 13.0	2,156	11.8	7,874	5.3
	4月	18,790	9.6	22,148	▲ 2.7	1,421	▲ 5.1	3,312	6.6	7,665	8.5
	5月	16,344	▲ 14.7	10,189	▲ 10.0	457	▲ 41.9	2,791	▲ 15.7	8,099	0.1

(注1)各年度の( )及び各年度の受給者実人員は月平均の数値。▲は減少を表す。

(注2)令和2年4月分以降は速報値であり、修正があり得る。







## 令和3年5月分 都道府県別有効求人倍率(季節調整値)

都道府県	有効求人倍率	対前月差
全国	1.09	0.00
北海道	1.02	-0.05
青森	1.01	0.00
岩手	1.21	0.05
宮城	1.29	0.02
秋田	1.48	0.13
山形	1.26	0.03
福島	1.23	-0.01
茨城	1.33	0.00
栃木	1.03	0.02
群馬	1.22	0.03
埼玉	0.94	0.00
千葉	0.88	0.03
東京	1.12	-0.02
神奈川	0.78	0.02
新潟	1.30	0.04
富山	1.40	0.02
石川	1.36	0.01
福井	1.77	0.00
山梨	1.25	0.06
長野	1.32	0.02
岐阜	1.36	0.03
静岡	1.08	0.07
愛知	1.16	0.04
三重	1.17	0.06
滋賀	0.92	0.01
京都	1.09	0.04
大阪	1.10	0.00
兵庫	0.94	0.01
奈良	1.21	0.03
和歌山	1.13	0.05
鳥取	1.39	0.05
島根	1.48	0.06
岡山	1.41	-0.01
広島	1.34	0.03
山口	1.35	0.07
徳島	1.22	0.08
香川	1.34	-0.01
愛媛	1.31	0.02
高知	1.09	0.02
福岡	1.07	0.04
佐賀	1.18	0.02
長崎	1.04	0.00
熊本	1.36	0.07
大分	1.16	0.02
宮崎	1.34	0.04
鹿児島	1.29	0.08
沖縄	0.75	0.04

順位	都道府県	有効求人倍率
1	福井	1.77
2	秋田	1.48
2	島根	1.48
4	岡山	1.41
5	富山	1.40
6	鳥取	1.39
7	石川	1.36
7	岐阜	1.36
7	熊本	1.36
10	山口	1.35
11	広島	1.34
11	香川	1.34
11	宮崎	1.34
14	茨城	1.33
15	長野	1.32
16	愛媛	1.31
17	新潟	1.30
18	宮城	1.29
18	鹿児島	1.29
20	山形	1.26
21	山梨	1.25
22	福島	1.23
23	群馬	1.22
23	徳島	1.22
25	岩手	1.21
25	奈良	1.21
27	佐賀	1.18
28	三重	1.17
29	愛知	1.16
29	大分	1.16
31	和歌山	1.13
32	東京	1.12
33	大阪	1.10
34	京都	1.09
34	高知	1.09
36	静岡	1.08
37	福岡	1.07
38	長崎	1.04
39	栃木	1.03
40	北海道	1.02
41	青森	1.01
42	埼玉	0.94
42	兵庫	0.94
44	滋賀	0.92
45	千葉	0.88
46	神奈川	0.78
47	沖縄	0.75

地域別	有効求人倍率	対前月差
北海道	1.02	-0.05
東北	1.24	0.03
南関東	0.97	0.00
北関東・甲信	1.23	0.02
北陸	1.39	0.02
東海	1.17	0.05
近畿	1.05	0.01
中国	1.38	0.03
四国	1.25	0.02
九州	1.12	0.04



資料No. 15

令和2年度 地域別最低賃金改定状況

	結審日	都道府県	ランク	2年の額	元年の額	引上げ額	目安額	備考
1	8月5日	東京	A	1013円	1013円	0円	-	
2	8月5日	神奈川	A	1012円	1011円	1円	-	
3	8月20日	大阪	A	964円	964円	0円	-	
4	8月5日	愛知	A	927円	926円	1円	-	
5	8月5日	埼玉	A	928円	926円	2円	-	
6	8月5日	千葉	A	925円	923円	2円	-	
7	8月7日	京都	B	909円	909円	0円	-	
8	8月5日	兵庫	B	900円	899円	1円	-	
9	8月4日	静岡	B	885円	885円	0円	-	
10	8月5日	三重	B	874円	873円	1円	-	
11	8月21日	広島	B	871円	871円	0円	-	
12	8月5日	滋賀	B	868円	866円	2円	-	
13	8月5日	栃木	B	854円	853円	1円	-	
14	8月5日	茨城	B	851円	849円	2円	-	
15	8月5日	富山	B	849円	848円	1円	-	
16	8月5日	長野	B	849円	848円	1円	-	
17	8月12日	山梨	B	838円	837円	1円	-	
18	8月11日	北海道	C	861円	861円	0円	-	
19	8月4日	岐阜	C	852円	851円	1円	-	
20	8月3日	福岡	C	842円	841円	1円	-	
21	8月5日	奈良	C	838円	837円	1円	-	
22	8月7日	群馬	C	837円	835円	2円	-	
23	8月5日	岡山	C	834円	833円	1円	-	
24	8月11日	石川	C	833円	832円	1円	-	
25	8月6日	福井	C	830円	829円	1円	-	
26	8月4日	新潟	C	831円	830円	1円	-	
27	8月11日	山口	C	829円	829円	0円	-	
28	8月5日	和歌山	C	831円	830円	1円	-	
29	8月3日	宮城	C	825円	824円	1円	-	
30	8月5日	香川	C	820円	818円	2円	-	
31	8月7日	徳島	C	796円	793円	3円	-	
32	8月6日	福島	D	800円	798円	2円	-	
33	8月3日	島根	D	792円	790円	2円	-	
34	8月7日	愛媛	D	793円	790円	3円	-	
35	8月7日	山形	D	793円	790円	3円	-	
36	8月7日	岩手	D	793円	790円	3円	-	
37	8月5日	秋田	D	792円	790円	2円	-	
38	8月7日	青森	D	793円	790円	3円	-	
39	8月6日	鳥取	D	792円	790円	2円	-	
40	8月5日	大分	D	792円	790円	2円	-	
41	8月6日	佐賀	D	792円	790円	2円	-	
42	8月7日	高知	D	792円	790円	2円	-	
43	8月5日	熊本	D	793円	790円	3円	-	
44	8月7日	鹿児島	D	793円	790円	3円	-	
45	8月7日	長崎	D	793円	790円	3円	-	
46	8月7日	宮崎	D	793円	790円	3円	-	
47	8月7日	沖縄	D	792円	790円	2円	-	

# 資料No. 16

2021年3月1日

茨城県労働局

局長 小奈 健男 様

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク  
共同代表／佐藤正剛 広岡法淨 笠井弘子 寺山早苗  
江東区亀戸7-8-9 松基ビル2階 下町ユニオン内  
Tel. 03-3638-3369 Fax. 03-5626-2423

茨城ユニオン 執行委員長 小林賢一  
土浦市川口1-3-117 B-307  
Tel. 029-827-0966



## 要 請 書



日頃からのご活躍に敬意を表します。

当ネットワークは、北海道から鹿児島までの77のコミュニティ・ユニオン、2万人が参加する個人加盟の労働組合のネットワークです。全国各地で「あらゆる働き方に権利を！」を掲げて、パートタイム労働者や派遣労働者、外国人・移住労働者など非正規雇用労働者をはじめ働く者の労働相談や組合づくり、権利運動に力を入れて取り組んでいます。

当労働組合は、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークに加盟する茨城ユニオンです。

私たちは、今期の最低賃金改定の議論、審議を前に、コロナ禍だからこそ最低賃金大幅引き上げが喫緊の課題であることから以下のとおり要請いたします。

### 記

最低賃金は昨年10月からの改訂により全国平均で時給902円、最高額は東京都の時給1013円、最低額は7県の792円となっています。1日8時間働けば人間らしく生活できる賃金水準からいえば、まだまだ大幅な引き上げが必要です。医療費や保険料が免除になる生活保護に比べても大変厳しい生活を強いられます。病気になってしまった、たちまち生活が困窮してしまいます。時給1500円で1日8時間、月20日働けば月額24万円。せめてこれぐらいの収入がなければ、子どもを産み育てることさえできません。21世紀の日本で「貧困問題」が社会問題となっています。貧困の拡大、少子化に対して、生存権、基本的人権を守るために最低賃金の大幅な引き上げは将来を見据えたところの重要な社会的課題です。

また、地域間格差は時給221円と依然として大きなものがあります。企業の形も大きく変わり、様々な業種で系列化が進み、個人商店が減少してきました。どこの地域でも全

国展開する系列のコンビニ、スーパー、洋服店、フード店など画一化が進み、物流も同様に、サービスやモノの値段に違いがなくなっています。商品価格は全国どこでも同じなのに、同じ仕事に従事しても働く地域が違うというだけで時給が異なる。こんなおかしな話はありません。その結果、政府が進める地方創生に逆行し、賃金水準の高い他地域への労働者、ひいては企業の流出、人手不足と過疎化の大きな要因ともなっており、地域経済を疲弊させています。一極集中、地域経済の空洞化の解消のためにも地域間格差を解消させなければなりません。

さらには、最賃大幅引き上げを実効あるものとするための中小企業・産業支援の対策もあわせて必要です。私たちは、最低賃金の大幅引き上げ要求の中で、中小企業への社会保険料・雇用保険料の減免措置や雇用安定の支援金などの支援策もあわせて求めています。現政権の周辺には「生産性を上げ、中小零細企業を淘汰する」といった主張があります。私たちはそういった最低賃金引き上げを企業再編のための手段とするような主張に組することはできません。

現在、コロナ禍において、小売店の店員、運送配達員、福祉・介護サービス従事者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多く存在します。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引き上げは不可欠です。イギリスや米国では、コロナ禍で働いていることへの高い評価として賃金、一時金、最低賃金を引き上げています。他方、解雇や雇い止めが増えています。コロナ休業も続いている。雇用保険や休業手当は賃金の4～6割程度です。ここにおいても、賃金の引き上げ、底上げが必要です。

以上、コロナ禍だからこそ、あらためて、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、ならびに最低賃金法第1条「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ことに立ち返り、以下、要請します。

- 1 コロナ禍を理由に最低賃金引き上げに歯止めをかけることなく、積極的に大幅引き上げに向け尽力されたい。
- 2 最低賃金の地域間格差の解消を、低水準額に合わせるのではなく、高水準額に合わせての実現にむけて尽力されたい。
- 3 次期改定にあたり、県最低賃金時給を1000円以上に引き上げ、速やかに1500円の実現にむけて尽力されたい。

以上

2021年3月2日

茨城労働局長  
小奈 健男 殿

茨城県労働組合総連合  
議長 白石 勝巳

## 労働者の権利を守る立場での労働行政改善と労働行政の 拡充のための人員増、最賃引き上げを求める要請書

日頃より、茨城県内における労働者の賃金・労働条件の改善等にご尽力されている貴労働局に対し、敬意を表します。また、私たち茨城県労働組合総連合（略称 茨城労連）の活動にご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、1年以上続くコロナ禍の中で、非正規雇用労働者は賃金が上がらず、解雇されるといった状態に追い込まれています。中央審議会の目安が公表されない中で、茨城県の最低賃金は2020年10月から2円引き上げの851円になりました。

私たち茨城労連は、コロナ禍にあっても「8時間働けば人間らしい普通の生活ができる」と健全な日本社会の実現を要求しています。つきましては、以下の事項を要請するとともに、文書で回答していただくことを要請いたします。

### 記

1. 憲法14条1項の精神に立ち、「すべての働く人々を対象に、性別や雇用形態による差別」を禁止するよう本省に要請すること。
  - (1) コロナ禍にあっても、「同一労働同一賃金」、均等待遇を実現するために、正社員と非正規社員の基本給、昇給、賞与、役職手当、福利厚生施設の使用等の格差をなくすように、昨年の最高裁判結果を知らせながら、県内の企業を指導すること。
  - (2) 「労働契約法」における無期雇用契約への転換制度を広く労働者に知らせ、労働者からの申し入れに応じない事業主に対しては指導すること。
  - (3) 法や「指針」にもとづいて、パワハラ根絶のための取り組みを強化すること。また、時間制限のない、同席者を認めない「指導」はパワハラであることを周知すること。
2. 最低賃金の引き上げについて
  - (1) 「最低賃金法」を改正し、8時間働けば生計費を確保できる金額水準（時給1500円）と全国一律制を法に明記するよう本省に要請すること。
  - (2) 全国一律最低賃金制度を設けるよう本省に要請すること。当面、茨城県内で働く労働者の最低賃金を当面時給1000円以上とするよう県内の企業を指導すること。
  - (3) 広範な事業所で円滑に実施されるよう、中小企業に対する助成措置の拡充、中小企業振興策、官公需優先の発注を本省に要請すること。
  - (4) 最低賃金を知らせるポスターをコンビニエンスストアやファストフード店などに貼り出し、より多くの人に周知できるようにすること。また、ポスターの張り出し期間は半年以上とするよう要請すること。
  - (5) 昨年の茨城地方最低賃金審議会の本審の最後のまとめで田中会長が検討を約束した茨城地方最低賃金審議会専門部会の傍聴を認め、議事録も公開すること。
3. コロナ対策として、労働局が現在取り組んでいる労働者や小規模事業者に対する支援事業を明らかにすること。
4. 労働者の労働条件確保、雇用の安定、健康と安全にかかる労働基準監督や職業紹介等を担当する貴労働局内の正規職員を増員し、労働行政の充実を図るよう本省に要請すること。

以上。

2021年3月8日

茨城労働局

局長 小奈 健男 様

日本労働組合総連合会茨城県連合会

会長 内山 裕

## 雇用・労働行政に関する要請

雇用の安定と安心して働く労働環境づくりの各事業に最大の努力を継続されている貴職及び貴局職員の皆様に衷心より敬意を表します。また、連合茨城の諸活動に対する、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

2019年末から顕在化した新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会・経済環境を変化させ続けています。2回の緊急事態宣言の発令により、外出自粛や店舗の休業・営業時間の短縮が要請されたことによる需要減少は、地域経済に大きな影響を与えています。また、私たちは新しい生活様式（フィジカルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗い消毒、3密回避等）による徹底した感染対策を実践中ですが、11月以降の新規感染者の感染拡大状況は第3波の様相を呈しています。

日本経済についても、日本の抱える構造課題に加え、米中貿易摩擦などによるグローバル経済環境の悪化、コロナ禍の影響による全世界的な経済活動の停滞、雇用情勢の悪化、感染症予防と収入不安による消費マインドの低下などにより、本年4-6月期のGDPは戦後最大の落ち込みとなりました。6月以降、経済活動の再開により抑制されていた需要が徐々に戻りつつあるものの、リーマンショック時とは異なり、コロナ禍は人の往来を抑制しており、観光・飲食・鉄道・航空など特定の産業に依然として大きな影響を与えています。今後の見通しも、感染症の抑制、ワクチンの普及状況、グローバル経済の動向の影響もあり、極めて不透明な状況になると認識しています。

また、今回のコロナ禍は、中小企業や有期・短時間・契約等労働者など経営基盤やセーフティネットが脆弱な層ほど深刻な影響を受けています。こうした状況を克服し、将来世代に希望がつながる持続可能な社会を実現していくためには、経済・社会の責任を担う政労使が、あらゆる機会を通じて対話を重ねることが重要であると考えます。

今後、感染症対策とともに経済を再生していく過程においては、雇用の確保を大前提に、社会全体で雇用を維持・創出すると同時に、「底上げ」「底支え」

による所得の向上と社会基盤を支える中小企業や有期・短時間・契約等労働者の「格差是正」を実現することで、将来不安を払拭し、個人消費の喚起、内需を拡大させていくことが不可欠であります。その基盤となるのは、ニューノーマルの中で、公務・民間、企業規模、雇用形態にかかわらず、安心・安全に働くことのできる職場環境を整備し、個々人のニーズにあった多様な働き方の仕組みを整えることであり、分配構造の転換につながり得る賃上げを実現していくことを訴えてまいります。

2021春季生活闘争においても、生産性三原則にもとづく「賃上げ」「働き方の見直し」を求めるとともに、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」に一体的に取り組むことや、誰もが安心・安全に働くことのできる環境整備を求めてまいります。とりわけ、「賃上げ」については、「底支え」「格差是正」の観点を重視し、労働組合の有無にかかわらず、一人ひとりの働きの価値が重視され、その価値に見合った処遇が担保される社会の実現を目指します。そのためにも、生産性三原則にもとづく労使の様々な取り組みをいまだ届いていない組織内外に広く波及させていくための構造と「賃金水準」にこだわり引き上げを求めてまいります。

つきましては、貴職におかれましても、要請事項の趣旨をご理解いただくとともに、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上

## 要請事項

### I. 就用の安定・確保、就用創出対策の強化について

1. 正規、パート・派遣・有期雇用労働者を問わず雇用問題については、県内の雇用情勢等の動きを的確に把握し、国や自治体、経営者団体等と連携した雇用対策に万全を期すこと。
2. 労働者が安心して働き続けられるための労働関係法遵守の徹底を行うこと。特に、裁量労働・休日労働・深夜労働・時間外規制・就労規則明示・有期労働契約などの労働基準法問題の啓発を強化すること。  
また、違反事業者については公表や指導・勧告・告発を行うこと。
3. 新型コロナウイルス感染症に伴う離職を余儀なくされた失業者やパート・派遣・有期雇用労働者等への雇用対策として、次の雇用までの短期の雇用・就業機会の提供と、正規雇用に向けた雇用機会の創出について、茨城県やハローワーク等との連携を図りながら積極的に取り組むこと。  
また、妊娠・出産、育児・介護、不妊治療等による離職することなく、安心して働き続けられる環境整備に向けて、育児・介護休業法をはじめ関係法令の周知徹底をはかる。  
国や県、地方自治体、企業における両立支援制度の情報提供や相談窓口の設置などを促進する。
4. 茨城県と茨城労働局は、雇用対策協定を平成28年3月24日に締結しているが、職業訓練を必要とする者が確実に職業訓練を受講できるよう、公的職業訓練（公共職業訓練、求職者支援訓練）への誘導を強化する。
5. 労働相談体制への支援や労働教育講座の開催等の充実・強化をはかる。

### II. 労働条件等の格差是正について

1. 2021春季生活闘争において、社会全体に賃上げを促す観点とそれぞれの産業全体の「底上げ」「底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から、月例賃金の絶対額の引上げにこだわり、名目賃金のミニマム水準の確保と到達目標水準をクリアすること、すなわち「賃金水準の追求」を取り組んでいる。
- 2020年より、広く社会全体に賃上げを促す観点と企業内で働くすべて

の労働者のセーフティネットを強化していく観点、加えて中小組合や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」へと引き上げていく観点から、「底上げ」「底支え」「格差是正」を次のとおり定義することとした。

<連合茨城 2021 春季生活闘争における賃金要求指標>

底上げ	定期昇給相当（賃金カーブ維持相当）分（2%）の確保を大前提に、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組むことで、2%程度の賃上げを実現し、感染症対策と経済の自律的成長の両立をめざす。																	
	企業規模間格差	雇用形態間格差																
到達目標水準	2021 到達目標水準 <table border="1"><tr><td>20 歳</td><td>182,200</td></tr><tr><td>25 歳</td><td>224,500</td></tr><tr><td>30 歳</td><td>258,800</td></tr><tr><td>35 歳</td><td>286,100</td></tr><tr><td>40 歳</td><td>307,700</td></tr><tr><td>45 歳</td><td>324,600</td></tr><tr><td>50 歳</td><td>338,200</td></tr><tr><td>55 歳</td><td>349,500</td></tr></table>	20 歳	182,200	25 歳	224,500	30 歳	258,800	35 歳	286,100	40 歳	307,700	45 歳	324,600	50 歳	338,200	55 歳	349,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>昇給ルールを導入する。</li> <li>昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととする。</li> <li>水準については、「勤続 17 年相当で時給 1,700 円・月給 280,500 円以上となる制度設計をめざす」</li> </ul>
20 歳	182,200																	
25 歳	224,500																	
30 歳	258,800																	
35 歳	286,100																	
40 歳	307,700																	
45 歳	324,600																	
50 歳	338,200																	
55 歳	349,500																	
格差是正	2021 ミニマム水準 (茨城県の最低ライン) <table border="1"><tr><td>20 歳</td><td>171,600</td></tr><tr><td>25 歳</td><td>196,500</td></tr><tr><td>30 歳</td><td>216,000</td></tr><tr><td>35 歳</td><td>231,100</td></tr><tr><td>40 歳</td><td>242,400</td></tr><tr><td>45 歳</td><td>250,900</td></tr><tr><td>50 歳</td><td>257,400</td></tr><tr><td>55 歳</td><td>262,600</td></tr></table>	20 歳	171,600	25 歳	196,500	30 歳	216,000	35 歳	231,100	40 歳	242,400	45 歳	250,900	50 歳	257,400	55 歳	262,600	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業内最低賃金協定 1,100 円以上</li> </ul>
20 歳	171,600																	
25 歳	196,500																	
30 歳	216,000																	
35 歳	231,100																	
40 歳	242,400																	
45 歳	250,900																	
50 歳	257,400																	
55 歳	262,600																	
底支え	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業内のすべての労働者を対象に協定を締結する。</li> <li>締結水準は、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、「時給 1,100 円以上<sup>1</sup>」をめざす。</li> </ul>																	

<sup>1</sup> 2017 連合リビングウェイジ（単身者時給 1,045 円）（別紙 1）および 2017 年賃金センサス高卒初任給（時給 982 円）を総合勘案し算出

・毎月労働統計調査地方調査において、年齢別給与総額（全体計・産業別）の開示または調査開始への検討をお願いしたい。

2. 茨城地方最低賃金審議会での適正な地域別最低賃金改定に向け側面から支援するとともに、中小企業支援策についても周知徹底を図る。また、最低賃金に関する周知・広報については、従来の取り組みの他にSNS発信強化をお願いしたい。
3. 男女間賃金格差は、勤続年数や管理職比率の差異が主要因であり、固定的性別役割分担意識等による仕事の配置や配分、教育・人材育成における男女の偏りなど人事・賃金制度および運用の結果がそのような問題をもたらしている。

改正女性活躍推進法にもとづく事業主行動計画策定指針に「男女間賃金の差異」について把握の重要性が明記されたことを踏まえ、男女別の賃金実態の把握と分析を行うとともに、問題点の改善と格差是正に向けた取り組みを進める。

### Ⅲ. 政策・制度の実現に向けた取り組み

「2020年度重点政策」の実現を春季生活闘争の労働諸条件改善の取り組みとともに運動の両輪として引き続き推し進める。「働くことを軸とする安心社会一まもる・つなぐ・創り出すー」の実現に向けた政策課題について、政府・政党・各議員への働きかけ、審議会対応、「連合アクション」などを通じた世論喚起など、連合本部・構成組織・地方連合会が一体となって幅広い運動を展開する。with/afterコロナにおける連合運動を踏まえ、各種取り組みを推進する。

- 1) 企業間における公正・適正な取引関係の確立に向けた取り組み
- 2) 税による所得再分配機能の強化に向けた取り組み
- 3) すべての人が安心して働き暮らせるよう、社会保障制度の充実・確保に向けた取り組み（年金、医療・介護、子ども・子育て支援など）
- 4) 意欲ある高齢者が安心して働くことのできる環境整備に向けた取り組み
- 5) 改正法の趣旨を踏まえた女性活躍推進とハラスメント対策のさらなる取り組み
- 6) 教育の機会均等実現に向けた教育の無償化・奨学金の拡充に向けた取り組み

#### IV. 「すべての労働者の立場に立った働き方」の見直し

現下の雇用情勢は、コロナ禍の影響により悪化が続いている、当面は最悪の事態を回避すべく、緊急的な雇用対策を政策面・運動面から継続していくが、日本は構造的に生産年齢人口が減少の一途をたどっており、今後の経済が再生していく過程において「人材の確保・定着」と「人材育成」に向けた職場の基盤整備が重要であることに変わりはない。

したがって、健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、「社会生活の時間」の充実を含めたワーク・ライフ・バランス社会の実現、個々人の状況やニーズにあった働き方と処遇のあり方など職場の基盤整備に向けた取り組みを推進することから、下記の連合指針の趣旨について様々な機会を通じて啓発することをお願いしたい。

##### 1. 長時間労働の是正

###### i : 豊かな生活時間とるべき労働時間の確保

すべての働く者が「生きがい」「働きがい」を通じて豊かに働くことのできる社会をめざし、すべての労働者が豊かで社会的責任を果たしうる生活時間の確保と、「年間総実労働時間 1800 時間」の実現に向けた労働時間短縮の取り組みによる安全で健康に働くことができる職場の中で最大限のパフォーマンスが発揮できる労働時間の実現とを同時に追求していく。

###### ii : 改正労働基準法に関する取り組み

時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法等の職場への定着をはかるため、次に取り組む。

- ① 36協定の点検・見直し（限度時間を原則とした締結、休日労働の抑制、過半数労働組合・過半数代表者のチェック等）および締結に際しての業務量の棚卸しや人員体制の見直し
- ② すべての労働者を対象とした労働時間の客観的な把握と適正な管理の徹底
- ③ 年次有給休暇の 100%取得に向けた計画的付与の導入等の労使協議の実施および事業場外みなしや裁量労働制の適正な運用に向けた取り組み（労使協定・労使委員会、健康・福祉確保措置の実施状況、労働時間の状況の点検）の徹底

##### 2. すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み

雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」であることを踏まえ、すべての労働者の雇用の安定に向けて取り組む。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等により影響を受けている産業・企業については、政府・地方自治体等の助成金・補助金などを最大限活用し、雇用の維持・確保を優先して労使で協議を行う。

その際、急激な事業変動の影響を受けやすいことから、有期・短時間・派遣労働者に加え、障がい者、新卒内定者の雇用維持についても、同様に労使で協議する。

- ①有期雇用労働者の雇用の安定に向け、労働契約法18条の無期転換ルールの内容周知や、無期転換回避目的や、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由とした安易な雇止めなどが生じていないかの確認、通算期間5年経過前の無期転換の促進などを進めること。
- ②派遣労働者について、職場への受入れに関するルール（手続き、受入れ人数、受入れ期間、期間制限到来時の対応など）の協約化・ルール化をはかるとともに、直接雇用を積極的に受け入れるよう事業主に働きかけを行う。

### 3. 職場における均等待遇実現に向けた取り組み

同一労働同一賃金の法規定が2021年4月より中小企業も含めて完全施行されることを踏まえ、すべての労働組合は、職場の有期・短時間・派遣労働者の労働組合への加入の有無を問わず、以下に取り組む。無期転換労働者についても、法の趣旨にもとづき同様の取り組みを進める。

#### i : 有期・短時間労働者に関する取り組み

- ①正規雇用労働者と有期・短時間で働く者の労働条件・待遇差の確認
- ②（待遇差がある場合）賃金・一時金や各種手当等、個々の労働条件・待遇ごとに、その目的・性質に照らして正規雇用労働者との待遇差が不合理となっていないかを確認
- ③（不合理な差がある場合）待遇差のは是正
- ④有期・短時間労働者の組合加入とその声を踏まえた労使協議の実施
- ⑤有期・短時間労働者への待遇に関する説明の徹底

#### ii : 派遣労働者に関する取り組み

- ①派遣先労働組合の取り組み
  - a)正規雇用労働者と派遣労働者の労働条件・待遇差を確認する

- b) 派遣先均等・均衡待遇が可能な水準での派遣料金設定や派遣元への待遇情報の提供など、事業主に対する必要な対応を求める
  - c) 食堂、休憩室、更衣室など福利厚生施設などについて派遣労働者に不利な利用条件などが設定されている場合は、是正を求める
- ② 派遣元労働組合の取り組み
- a) 待遇情報の共有や待遇決定方式に関する協議を行う
  - b) 待遇決定方式にかかわらず比較対象労働者との間に不合理な格差等がある場合には、是正を求める
  - c) 有期・短時間である派遣労働者については、上記1)の取り組みについて確認（比較対象は派遣元の正規雇用労働者）
  - d) 派遣労働者の組合加入およびその声を踏まえた労使協議の実施
  - e) 派遣労働者への待遇に関する説明の徹底

#### 4. 60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み

健康寿命の延伸等を背景に「人生100年時代」と言われる中、高齢者の就業意欲が高まりを見せていることに加え、世界に類を見ないスピードで超少子高齢化・労働力人口減少が進むわが国においては、高齢期でも年齢にかかわりなく就労を希望する者全員が自身の能力を最大限発揮し、高いモチベーションをもって働き続けることができる基盤整備は焦眉の課題である。したがって、以下の取り組みを進めていく。

i : 基本的な考え方

- ① 60歳～65歳までの雇用確保のあり方
  - ・ 65歳までの雇用確保は、希望者全員が安定雇用で働き続けることができ、雇用と年金の接続を確実に行う観点から、定年引上げを基軸に取り組む。
  - ・ なお、継続雇用制度の場合であっても、実質的に定年引上げと同様の効果が得られるよう、65歳までの雇用が確実に継続する制度となるよう取り組む。あわせて、将来的な65歳への定年年齢の引上げに向けた検討を行う。
- ② 65歳以降の雇用（就労）確保のあり方
  - ・ 65歳以降の就労希望者に対する雇用・就労機会の提供については、原則として、希望者全員が「雇用されて就労」できるように取り組む。
  - ・ 高齢期においては、労働者の体力・健康状態その他の本人を取り巻く環境がより多様となるため、個々の労働者の意思が反映されるよう、働き方の選択肢を整備する。

③高齢期における処遇のあり方

- ・年齢にかかわりなく高いモチベーションをもって働くことができるよう、働きの価値にふさわしい処遇の確立とともに、労働者の安全と健康の確保をはかる。

ii : 改正高年齢者雇用安定法の取り組み（70歳まで雇用の努力義務）

- ①同一労働同一賃金の法規定対応の確実な実施（通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする60歳以降の短時間（パート）・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差の是正）
- ②働く高齢者のニーズへの対応のため、労働時間をはじめとする勤務条件の緩和や健康管理の充実などの推進
- ③高齢化に伴い増加がみられる転倒や腰痛災害等に対する配慮と職場環境改善
- ④労働災害防止の観点から、高齢者に限定せず広く労働者の身体機能等の向上に向けた「健康づくり」の推進

## 5. テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み

今後、テレワークを導入する際には、次の考え方をもとに取り組みを行う。なお、テレワークに適さない業種や職種に従事する労働者については、感染リスクを回避した環境整備、労働時間管理、健康確保措置など、啓発や適切な措置を講じるものとする。

- 1) テレワークは、重要な労働条件である「勤務場所の変更」にあたるため、「具体的な取り組みのポイント」を参考に実施の目的、対象者、実施の手続き、労働諸条件の変更事項などについて労使協議を行い、労使協定を締結した上で就業規則に規定する。その際、情報セキュリティ対策や費用負担のルールなどについても規定する。なお、テレワークの導入・実施にあたっては、法律上禁止された差別等に当たる取り扱いをしてはならないことにも留意する。
- 2) テレワークの実施にあたっても、労働基準関係法令が適用されるため、長時間労働の未然防止策と作業環境管理や健康管理を適切に行うための方策をあらかじめ労使で検討する。
- 3) テレワークを推進し、通勤時の公共交通機関の混雑等を緩和することは、テレワークが難しい業種・業態で働く方々の感染リスク低減につながることについても留意する。

4) テレワークの運用にあたっては、定期的な社内モニタリング調査や国のガイドラインの見直しなども踏まえ、適宜・適切に労使協議で必要な改善を行う。

## 6. 人材育成と教育訓練の充実

中小企業の維持・発展・短時間・有期等の雇用形態で働く労働者の雇用安定に向けては、能力開発など人材育成の充実が欠かせない。教育訓練機会の確保や職場での働き方など、様々な状況を踏まえ付加価値創造の源泉である「働くことの価値」を高めていくためにも、広く「人への投資」を求めていく。

## 7. 中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備

- 1) 企業年金のない事業所においては、企業年金制度の整備を事業主に求める。その際、企業年金制度は退職給付制度であり、賃金の後払いとしての性格を有することから、確実に給付が受けられる制度を基本とする。
- 2) 「同一労働同一賃金ガイドライン」の趣旨を踏まえ、有期・短時間・派遣等で働く労働者に企業年金が支給されるよう、退職金規程の整備をはかる。

## 8. 障がい者雇用に関する取り組み

- 1) 障害者雇用促進法にもとづく法定雇用率が、2021年3月から2.3%（国・地方自治体2.6%、教育委員会2.5%）に引き上げられることを踏まえ、職場における障がい者の個別性に配慮した雇用環境を整備したうえで、障害者雇用率の達成に取り組む。
- 2) 事業主の責務である「障がい者であることを理由とした不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供義務」「相談体制の整備・苦情処理および紛争解決の援助」について、労働協約・就業規則のチェックや見直しに取り組む。

## 9. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に関する取り組み

- 1) 社会保険が適用されるべき労働者が全員適用されているか点検・確認する。
- 2) 事業者が適用拡大を回避するために短時間労働者の労働条件の不利益変更を行わないことを確認する。
- 3) 2017年4月からは500人以下の民間企業についても、労使合意にもとづく短時間労働者への適用拡大が可能となったことを

踏まえ、500人以下の企業において短時間労働者へ社会保険を適用するよう事業主に求めるなどの取り組みを進める。

#### 10. 治療と仕事の両立の推進に関する取り組み

疾病などを抱える労働者は、治療などのための柔軟な勤務制度の整備や通院目的の休暇に加え、疾病の重症化予防の取り組みなどを必要としているため、以下に取り組む。

- 1) 長期にわたる治療が必要な疾病などを抱える労働者からの申出があった場合に円滑な対応ができるよう、休暇・休業制度などについて、労働協約・就業規則など諸規程の整備を進める。
- 2) 疾病などを抱える労働者のプライバシーに配慮しつつ、当該の事業場の上司や同僚への周知や理解促進に取り組む。

### V. ジェンダー平等・多様性の推進について

多様性が尊重される社会の実現に向けて、性別をはじめ年齢、国籍、障がいの有無、就労形態など、様々な違いを持った人々がお互いを認め合い、やりがいを持って、ともに働き続けられる職場を実現するため、格差を是正するとともに、あらゆるハラスメント対策や差別禁止に取り組む。また、ジェンダーバイアス（無意識を含む性差別的な偏見）や固定的性別役割分担意識を払拭し、仕事と生活の調和をはかるため、すべての労働者が安心して両立支援制度を利用できる環境整備に向けた取り組みを推進することから、下記の連合指針の趣旨について、様々な機会を通じて啓発することをお願いしたい。

#### 1. 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動

改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法について、連合のガイドラインにもとづき、周知徹底とあわせて、法違反がないかなどの点検活動を行う。また、労使交渉・協議では、可能な限り実証的なデータにもとづく根拠を示し、以下の項目について改善を求める。

- 1) 女性の昇進・昇格の遅れ、仕事の配置や配分が男女で異なることなど、男女間格差の実態について点検を行い、積極的な差別是正措置（ポジティブ・アクション）により改善をはかる。
- 2) 合理的な理由のない転居を伴う転勤がないか点検し、是正をはかる。
- 3) 妊娠・出産などを理由とする不利益取り扱いの有無について点検し、是正をはかる。

- 4) 改正女性活躍推進法にもとづく事業主行動計画策定に労使で取り組む。その際、職場の状況を十分に把握・分析した上で、必要な目標や取り組み内容を設定する。
- 5) 事業主行動計画が着実に進展しているか、労働組合としてPlan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)に積極的に関与する。
- 6) 2022年4月1日から、事業主行動計画策定や情報公表義務が101人以上の事業主に拡大されることを見据え、企業規模にかかわらず、すべての職場で事業主行動計画が策定されるよう働きかけを行う。
- 7) 事業主行動計画の内容の周知徹底はもとより、改正女性活躍推進法や関連する法律に関する学習会等を開催する。

## 2. あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み

コロナ禍での誹謗中傷等の問題が深刻化する中、職場の現状を把握するとともに、第三者を含めたあらゆるハラスメント対策や差別禁止の取り組みを徹底する。

- 1) ハラスメント対策関連法（改正労働施策総合推進法等）について、連合のガイドラインにもとづき、労働組合としてのチェック機能を強化するとともに、禁止行為と位置付けることを含めて、事業主が雇用管理上講ずべき措置（防止措置）や配慮（望ましい取り組み）について労使協議を行う。
- 2) 同性間セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントも含めたセクシュアル・ハラスメントの防止措置の実効性が担保されているか検証する。
- 3) マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメント、ケア（育児・介護）・ハラスメントの防止措置の実効性が担保されているか検証する。
- 4) パワー・ハラスメントを含めて、あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組みを事業主に働きかける。
- 5) 性的指向・性自認（SOGI）に関する理解促進をはかりつつ、ハラスメントや差別の禁止、望まぬ暴露であるいわゆるアウティングの防止やプライバシー保護に取り組むとともに、就業環境の改善等を進める。
- 6) ドメスティック・バイオレンスや性暴力による被害者を対象とした、相談支援機関との連携強化を含めた職場の相談体制の

整備や休暇制度の創設等、職場における支援のための環境整備を進める。

### 3. 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備

- 1) 育児・介護休業法の周知・点検をはかるとともに、両立支援制度の拡充の観点から、法を上回る内容を労働協約に盛り込む。
- 2) 有期契約労働者が制度を取得する場合の要件の撤廃をはかる。
- 3) 育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除の申し出や取得により、解雇や契約解除、昇進・昇格の人事考課等において不利益取り扱いが行われないよう徹底する。
- 4) 母性健康管理措置を含む妊娠婦への母性保護措置および関連する助成金について周知され、適切に運用されているか点検するとともに、妊娠・出産および制度利用による不利益取り扱いの禁止を徹底する。
- 5) 女性の就業継続率の向上や男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男性の育児休業取得促進に取り組む。
- 6) 両立支援制度や介護保険制度に関する情報提供など、仕事と介護の両立を支援するための相談窓口の設置を求める。
- 7) 不妊治療と仕事の両立のため、職場における理解促進をはかりつつ、男女が柔軟に取得できる休暇等（多目的休暇または積立休暇等を含む）の整備に取り組む。
- 8) 事業所内保育施設（認可施設）の設置、継続に取り組み、新設が難しい場合は、認可保育所と同等の質が確保された企業主導型保育施設の設置を求める。

### 4. 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進

- 1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた労働組合としての方針を明確にした上で、労使協議を通じて、計画期間、目標、実施方法・体制などを確認し、作成した事業主行動計画の実現をはかることで「くるみん」・「プラチナくるみん」の取得をめざす。
- 2) 「くるみん」・「プラチナくるみん」を取得した職場において、その後の取り組みが後退していないか労使で確認し、計画内容の実効性の維持・向上をはかる。

以上

## 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

現在、非正規雇用労働者は2,000万人を超え、その多くが若者と女性、高齢者で占められている。非正規雇用労働者の多くは、フルタイムで働いても年収200万円以下のワーキングプアという状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっている。コロナ禍は貧困と格差を拡大し、生活困窮に拍車をかけている。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は2円引き上がり851円になった。しかし、この金額は全国加重平均時給（902円）に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さである。東京や神奈川では、2019年10月から最低賃金が1,000円を超えている。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分の3つである。茨城県の最低賃金851円では、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしている。

最低賃金の引き上げは、コロナ禍の中にあっても地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えている。茨城県の最低賃金が現状のままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまう。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけである。

そこで、国においては、最低賃金の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、全国一律最低賃金制度を確立する必要がある。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを確立させなければならない。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

【請願項目】

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を即時時給1,000円に引き上げ、時給1,500円を目指すこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日

土浦市議会

## 経済財政運営と改革の基本方針 2021

(令和3年6月18日閣議決定)

<関係部分抜粋>

### 第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

#### 1. 経済の現状と課題

##### (当面の経済運営の課題)

今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起す。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく。

同時に、感染症により厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にある方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないよう、目配りの効いた政策運営を行っていく。

#### 4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

##### (1) 感染症に対し強靭で安心できる経済社会の構築

(略)

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年7月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

(略)

##### (2) 経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事

業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。また、ワクチンの接種証明について、不当な差別につながらないこと等に留意しつつ、速やかに検討を進め、成案を得る。

事業者への支援については、感染拡大防止の局面では、引き続き、営業時間短縮要請等に応じる事業者に対する規模に応じた協力金のできる限り迅速な支給や当面本年末まで継続する政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等により事業継続を支える。また、特に深刻な影響を受けている事業者に対し、資本性資金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。感染状況が落ち着いている地域では、感染防止対策を徹底した上で、まずは県内観光の割引事業等の支援により、感染症により甚大な影響を受けた需要の回復を図る。

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受け、生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期すとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。女性を中心とする自殺者の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援のほか、望まない孤独・孤立を抱える方々に対する民間団体等を通じた寄り添い型の支援を引き続き強力に後押しする。

引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

## 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元氣にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～  
　　感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元氣にしていく。

### (1) 地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

### (2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取り引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

### (3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績<sup>52</sup>を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年4月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

### (4) 観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約900万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

G o T o トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて取扱いを判断することとし、宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。ワーケーションや休暇取得促進等により旅行需要平準化を図り、混雑を低減させる。

観光客が戻るまでの時間を活用し、観光業や観光地の再生のため、宿泊施設や飲食、土産物店等の施設改修や廃屋撤去、経営力底上げやDX推進等による収益性・生産性向上、金融機関等と連携した宿泊施設再生、地方自治体等の観光施設への民間活力導入等に取り組む。

地域内の縦割りを超えた観光業と異業種の連携によるコンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、スノーリゾート整備や国立公園の滞在環境上質化、古民家等の歴史的資源の面的活用、文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

多言語表記やバリアフリー、C I Q等の受入環境整備、観光地への交通の充実、上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーや試行等により、安心・安全な旅行環境整備を目指す。

I R整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。

<sup>52</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)において「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目G D P成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%と引き上げられている。なお、2020年は、0.1%の引上げとなった。

### 第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

#### 7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・E B P M推進

##### (基本的考え方)

「経済あっての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスパンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP／PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めていく。

### 第4章 当面の経済財政運営と令和4年度予算編成に向けた考え方

#### 1. 当面の経済財政運営について

政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。

当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜く。さらに、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

## 2. 令和4年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述のように、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る。
- ② 団塊の世代の75歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第3章で定める目安に沿った予算編成を行う。
- ③ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。
- ④ 歳出全般について、徹底したワイスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく。

**成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ**  
(令和3年6月18日閣議決定)

<関係部分抜粋>

**成長戦略実行計画**

**第10章 足腰の強い中小企業の構築**

**1. 中小企業の事業継続と事業再構築への支援**

今後もコロナ禍の影響を受ける中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断的な見直しを図る。

**2. 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上**

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業がM&Aの支援を適切に活用できる環境を整備する。具体的には、①事業承継・引継ぎ支援センターの強化や、②簡易な企業価値評価ツールの整備、③M&A支援機関に係る登録制度や自主規制団体の設立など支援機関の適切な取組を促す仕組みの構築を図る。

ドイツのフランホーファー研究機構による強い中小企業群創出のモデルを参考に、既存の研究開発機関の機能強化の検討等を含め、意欲ある中小企業の支援態勢を検討する。

**3. 大企業と中小企業との取引の適正化**

**(1) 下請取引の適正化**

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

**(2) 大企業と中小企業の連携促進**

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、本年度中に2,000社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

**(3) 約束手形の利用の廃止**

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

#### **(4) 系列を超えた取引拡大**

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す。

#### **4. 地域の中小企業・小規模事業者等への支援**

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

#### **5. 官民連携による経営支援の高度化**

コロナ禍から立ち上がろうとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

## 成長戦略フォローアップ

### はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

#### 4. 「人」への投資の強化

##### (3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

###### iv) 生産性を最大限に發揮できる働き方に向けた支援

(略)

###### ③賃金

- 民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績<sup>3</sup>を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組む。

(略)

###### (6) 労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

###### i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- 雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

<sup>3</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)において「最低賃金については、年率3%程度を目指して、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%と引上げられている。なお、2020年は、0.1%の引上げとなった。

が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。

- ・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
- ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
- ・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
- ・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

## 9. 足腰の強い中小企業の構築

### (1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

#### i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

- ・事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が2021年4月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者との連携強化を行うとともに、2021年度及び2022年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
- ・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を実施する。
- ・2021年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
- ・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要となる費用の支援に加え、M&Aを追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企

業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長1年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスクケジュール支援）を行う。

- ・中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を2021年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
- ・経営者保証に依存しない融資の促進を図るために、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

## ii) 事業再構築への支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率3.0%増、IT導入補助金においては、労働生産性年率3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
- ・日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
- ・地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本性劣後ローンの積極的な活用を含め資本性資金の供給を推進する。
- ・引き続き、DBJの特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへのLP出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
- ・株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進める。
- ・地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を2021年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM（Regional Banking Summit）」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する。
- ・買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを

持続的に提供するため、2021年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに10程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。

- ・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁においてAIやICTを活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
- ・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

## (2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

### i) 中堅・中小企業の海外展開支援

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
- ・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良やECサイト上でのPR手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外ECサイトに設置する「ジャパンモール」への出展やEC事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じてECやオンライン商談などを活用する支援を強化する。
- ・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPANブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
- ・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境EC事業やSDGs分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

(海外進出支援)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されていることから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。
- ・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が2021年1月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出すとともに、最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

## ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上

- ・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
- ・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
- ・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
- ・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。
- ・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
- ・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。
- ・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

## （3）大企業と中小企業との取引の適正化

### i) 下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引 G メンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
- ・改正下請振興法に基づく下請 G メンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。

- ・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

#### ii) 大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

#### iii) 約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

#### iv) 系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

### (4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・GoTo 商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
- ・地域の持続的発展を促進するため、2021 年度に地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業により、中小商業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

### (5) 官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021 年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022 年度以降、全国へ展開する。

### (6) デジタル化を通じた生産性向上

- ・2021 年度中に AI の実装スキルを持つ人材 600 人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AI の実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
- ・「AI 導入ガイドブック」(外観検査・需要予測版) の普及を図るとともに、2021 年度中に「AI 導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進

- するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。
- ・地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
  - ・中小企業庁の全ての行政手続を2023年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
  - ・国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを2022年度までに構築する。

# 令和3年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した  
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金 検索



## 概要

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) <b>4／5</b> 生産性要件を満たした場合は <b>9／10</b> (※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 <b>3／4</b> 生産性要件を満たした場合は <b>4／5</b> (※1)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 <b>3／4</b> 生産性要件を満たした場合は <b>4／5</b> (※1)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年4月現在）北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## お問い合わせ先

- 全国47都道府県にある「**働き方改革推進支援センター**」にお気軽にお問い合わせください。
- 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



## 申請先

- 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。  
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

## 働き方改革推進支援資金

- 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。



詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## ～・業務改善助成金の活用事例・～

### 業務改善

事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業  
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。  
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先とのコミュニケーションが可能



さらなる工夫  
受発注は電話のみで行なうことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

### 業務改善

事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業  
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るために、設備投資による作業効率化を検討してきた。  
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



さらなる工夫  
掲げ物の掲げる時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

### 実施内容

テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

### 成果

注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

### 実施内容

業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

### 成果

清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

### 助成金活用のきっかけ

インターネットで、活用可能な助成金を検索

### 助成金活用のきっかけ

インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

# キャリアアップ助成金が令和3年度から変わります

## ～令和3年4月1日以降 変更点の概要～

※ このリーフレットの内容は、令和3年4月1日以降に取り組みを実施した場合に適用します。

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度**です。

令和3年度以降、以下のとおり、制度見直しに伴う内容変更を行っています。

### 1. 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

#### 現行制度の概要

##### ■ 支給額（1人当たり、中小企業の場合）

① 有期 → 正規：57万円 ② 有期 → 無期または③ 無期 → 正規：28万5,000円

<①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>

##### ■ 各種加算措置（1人当たり、中小企業の場合）

(1) 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 28万5,000円

(2) 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合 95,000円

(3) 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 95,000円

(4) 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合 <1事業所当たり1回のみ> 95,000円

#### 支給要件の変更

現行要件	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金を比較して、以下のアまたはイのいずれかが <u>5%以上</u> 増額していること  ア 基本給および定額で支給されている諸手当（賞与を除く）を含む賃金の総額 イ 基本給、定額で支給されている諸手当および <u>賞与を含む</u> 賃金の総額（転換後の基本給および定額で支給されている諸手当の合計額を、転換前と比較して低下させていないこと。）
------	---

新要件	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金(※)を比較して <u>3%以上</u> 増額していること  ※ 基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、 <u>賞与は含めない</u> こととします。
-----	---

#### 加算措置の変更

上記加算措置のうち、(3)を**廃止**。

(4)の対象として新たに**短時間正社員制度を追加**します。

## 2.障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成

### 新設（障害者雇用安定助成金からの移管）

障害者雇用安定助成金の令和2年度末での廃止に伴い、障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）の「正規・無期転換」措置を、キャリアアップ助成金の「障害者正社員化コース」に移管します。

#### 障害者正社員化コースの概要

##### ■概要

障害者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成します。

- ①有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること
- ②無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること

##### ■支給額

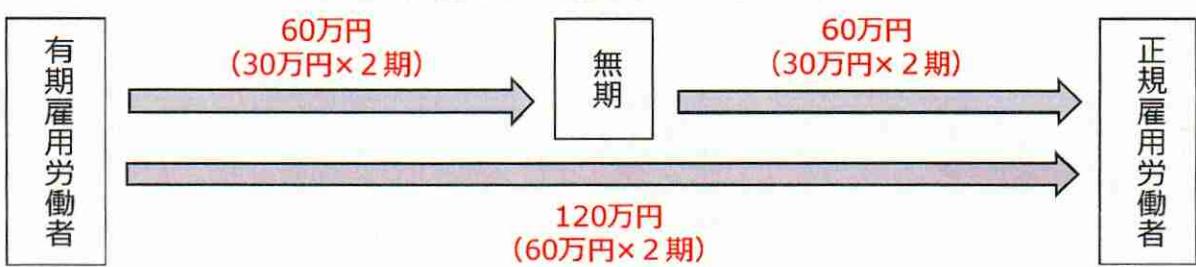
支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5円)	1年 (1年)	45万円 × 2期 (33.5万円※ × 2期) ※第2期の支給額は34万円
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

※（ ）内は中小企業以外の額です。

※ 支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期の支給対象期といいます。

※ 支給対象者1人あたり、上記の額が支給されます。ただし、当該額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額とします。

（参考：中小企業事業主が精神障害者の雇用形態を転換した場合）



### 3. 健康診断制度コース

有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成

#### 統合

本コースは、令和3年度から諸手当制度等共通化コースに統合します。

### 4. 諸手当制度等共通化コース

有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共に諸手当制度を新たに設け、適用した場合、または有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成

#### 現行制度の概要

■支給額（1事業所当たり、中小企業の場合）**38万円** <1事業所当たり1回のみ>

■各種加算措置

(1) 共通化した対象労働者（2人目以降）について、助成額を加算

・対象労働者1人当たり **15,000円** <上限20人まで>

(2) 同時に共通化した諸手当（2つ目以降）について、助成額を加算

・諸手当の数1つ当たり **16万円** <上限10手当まで>

#### 支給要件の変更

令和3年度から、対象となる手当等を下記の通り変更します。

- ①賞与
- ②役職手当
- ③特殊作業手当・特殊勤務手当
- ④精皆勤手当
- ⑤食事手当
- ⑥単身赴任手当
- ⑦地域手当
- ⑧家族手当
- ⑨住宅手当
- ⑩時間外労働手当
- ⑪深夜・休日労働手当

- ①賞与
- ②家族手当
- ③住宅手当
- ④退職金
- ⑤健康診断制度

(注) 上記①～④について、以下の支給または積み立てなどを行った事業主が対象です。

① 6か月分相当として**50,000円**以上支給

②③ 1か月分相当として1つの手当につき**3,000円**以上支給

④ **月3,000円**以上積み立て

なお、⑤については各種加算措置(1)の対象となりません。

健康診断制度に関する支給要件の注意点：コース統合に伴い、定期健康診断等の受診日の前日から起算して3か月以上前の日から受診後6か月以上の期間継続して、支給対象事業主に雇用されている有期雇用労働者等であることが必要となります。（下線部が新要件部分）

※これに伴い、支給申請期間も、健康診断制度を有期雇用労働者等に延べ4人以上実施した日を含む月以降6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内となります。

※ 有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」および有期雇用労働者等に関する正規雇用労働者との共通の諸手当制度の規定が令和3年3月31日以前の場合は、当該規定に基づく健康診断の実施日または諸手当等の適用日が同年4月以後となる場合であっても従前の制度が適用されます。

## 5.選択的適用拡大導入時 処遇改善コース

労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取り組みを実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合に助成

### 時限措置の延長

令和2年度限りとしていた措置を、**令和4年9月末まで延長**します。  
(従業員が100人を超える事業主は、一部の加算措置を除き**令和3年9月末まで**)

①労使合意に基づく任意適用に向けて、保険加入と働き方の見直しを進めるための取り組みを行った場合	助成金を支給 <b>1事業所当たり 19万円</b> (中小企業の場合) ※1事業所当たり1回のみ
②措置該当日以降に対象労働者の基本給を一定の割合以上増額した場合	基本給の増額割合(2~14%)に応じて 助成額を加算 <b>1人当たり 19,000円~13万2,000円</b> ※支給申請上限人数は45人まで
③措置該当日以降に対象労働者の生産性の向上を図るための取組を行った場合	助成額を加算 <b>1事業所当たり 10万円</b>

時限措置の期限	<ご注意ください> 取り組み時点において事業主の従業員数が <b>101人以上500人</b> 以下の場合は、上記①~③の助成の措置期限が異なります。 ①⇒令和3年9月30日まで ②⇒令和4年9月30日まで ③⇒令和3年9月30日まで	501人			
		①	②	③	101人
					100人以下
		令和3年4月1日	令和3年9月30日	令和4年4月1日	令和4年9月30日

## 6.短時間労働者労働時間延長コース

有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成

### 時限措置の延長

令和2年度限りとしていた措置を、**令和4年9月末まで延長**します。

- ・短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合  
**1人当たり 22万5,000円(※)** ←上乗せ前の額：19万円
- ・労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1~4時間延長するとともに基本給を昇給し、新たに社会保険に適用させた場合(※)  
**1人当たり 45,000円~18万円**

<1年度1事業所当たり支給申請上限人数は45人まで(※)←従前は15人まで>

※は現時点で令和3年3月31日までの暫定措置。

※本リーフレットに記載の内容は、令和3年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。

※大企業の場合は、上記の約75%の額を助成します。

※生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の額を助成します。

※事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。

※すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が当初の計画とは異なるコースを利用する等の場合、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。キャリアアップ計画変更届は厚生労働省HPにも掲載しています。

※厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)



中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

(厚生労働省 茨城労働局 委託事業)

# 茨城働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を 無料でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！



## ワン・ストップ 無料相談

無料 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し課題解決に向けた支援を行います。

無料 セミナー・講師

全体説明や個別テーマなど要請に応じた講演を行います。

無料 常駐相談

当センター内で電話相談や来所者相談を行っています。

特に、以下の悩みや課題は迷わずご相談ください。

- 働き方改革って？
- 業務効率化から始めたい
- 関連法の詳細は？
- 生産性向上で賃金アップ
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 活用可能な助成金
- 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

当センターではご要請に応じ、企業経営や労務管理の専門家が無料で以下の支援をお手伝いしています。

## 茨城働き方改革推進支援センター

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸2丁目2-27 リバティ三の丸2F

電話

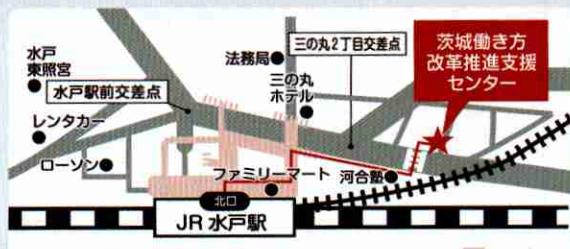
0120-971-728 029-302-3472

E-mail

ibaraki@task-work.com <https://task-work.com/ibaraki>

ファックス

ホームページ



【センターまでの行き方】

JR水戸駅改札口の北口を出て、右に進んで頂きます。右手にファミリーマートを見ながら地図記載の通りティックを降りてまっすぐ進み、「三の丸2丁目」交差点を過ぎると、右手に「河合鍛工戸」が見えます。少し過ぎたあたり、道路に横断歩道がありますので、渡ると、踏切左手前コインパーキングの手前に白い3階建てのビルが見えます。センターは当建物の2Fになります。

## 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

実施機関 株式会社タスクール Plus (厚生労働省 茨城労働局 委託事業)

## 専門家による無料相談 申込票

茨城働き方改革推進支援センター 宛

E-Mail の方は、ibaraki@task-work.com へ下記内容をお送りください。



029-302-3472

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名		代表者名			
業種		従業員数	(うち 非正規雇用労働者 名 名)		
住所	〒 -				
担当部署／役職	/	氏名			
電話番号	( ) -	FAX 番号	( ) -		
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)	- -	メールアドレス	@		
相談希望日時	希望日時がある場合	第1希望 月 日 / 時 から 第2希望 月 日 / 時 から 第3希望 月 日 / 時 から	<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望		
相談方法 (どちらかに○)	※会社・事業所へ訪問 ・ センターへ来所				
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない <input type="checkbox"/> 生産性向上(業務効率化・IT活用) <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> コロナ対応によるリモートワーク活用</li> </ul> <input type="checkbox"/> 人材採用・人材確保 <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> 高齢者活用、女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金  <input type="checkbox"/> その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。				
この専門家相談を 知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> ホームページを見て <input type="checkbox"/> 実施機関、専門家からの紹介			<input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 会計事務所からの紹介 <input type="checkbox"/> Facebook ページを見て <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

茨城働き方改革推進支援センター (実施機関/株式会社タスクール Plus)

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸2丁目2-27 リバティ三の丸2F

TEL 0120-971-728 FAX 029-302-3472 E-mail ibaraki@task-work.com

2021年度  
中小企業支援施策活用ガイドブック

茨城県産業戦略部

# 中小企業支援施策のご案内

～ 本 編 ～

## 目 次

支援分類	事業名	事業要旨	問合せ先	ページ
金融支援	中小企業融資金貸付金	県内中小企業者の円滑な資金調達を支援するため、茨城県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。	茨城県産業戦略部産業政策課 金融G TEL : 029-301-3530	1
	政府系等金融機関による融資	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫では、中小企業等向けの融資制度を設けています。	(株)日本政策金融公庫 (中小企業事業) 水戸支店 TEL : 029-231-4246 (国民生活事業) 水戸支店 TEL : 029-221-7137 土浦支店 TEL : 029-822-4141 日立支店 TEL : 0294-24-2451 (株)商工組合中央金庫 水戸支店 TEL : 029-225-5151	2
	小規模事業者経営発達支援融資制度	小規模事業者が、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から経営指導を受けるなど、一定の要件を満たした場合、日本政策金融公庫の低利融資を活用することができます。	(株)日本政策金融公庫 (国民生活事業) 水戸支店 TEL : 029-221-7137	3
	農業ビジネス保証制度	商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともにに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を設けています。併せて、県が保証料の補助を行います。	茨城県農林水産部農業経営課 団体・金融G TEL : 029-301-3862	4
	工場等立地促進融資	県内の対象工業団地等に立地する場合などに、県の認定を受けることで低利融資を活用することができます。	茨城県立地推進部立地推進課 TEL : 029-301-2036	5
	環境保全施設資金融資制度	省エネや環境保全への取組に必要な資金について低利融資のあっ旋を行っており、事業によっては利子を補助します。	茨城県県民生活環境部環境対策課 公害防止G TEL : 029-301-2956	6
	茨城工コ事業所登録制度	地球環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所を「茨城工コ事業所」として登録し、環境負荷削減の取組を促進しています。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL : 029-301-2939	7
	省エネ対策設備導入促進補助金	省エネ診断を受診し、その診断結果において、助言・提案を受けた設備の導入にあたって補助を受けることができます。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL : 029-301-2939	8
	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金	宇宙ベンチャーの創出・誘致と県内企業の新規参入を目指して、「いばらき宇宙ビジネス創造拠点」の形成を図るため、宇宙ビジネスを展開する事業者に対して補助を行います。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL : 029-301-2515	9
	いばらき宇宙ビジネス事業化実証プロジェクト	「いばらき宇宙ビジネス創造コンソーシアム」における企業等による事業構想の事業化をサポートします。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL : 029-301-2515	10
経営支援	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援	中小企業が増資等により自己資金を調達する際に、東京中小企業投資育成（株）が投資を行うとともに安定株主として中小企業を支援します。	東京中小企業投資育成（株） 業務第五部 TEL : 03-5469-5855	11
	地域課題解決型起業支援事業	地域の課題に対して効果的な起業又は事業承継若しくは第二創業をする際に、起業支援金の受給や伴走支援を受けることができます。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL : 029-301-3522	12
	県税の課税免除	2024年3月31日までに県内に事務所・事業所を新増設した企業を対象に、県税の課税免除を実施しています。	茨城県総務部税務課 賦課G TEL : 029-301-2424	13
	地方拠点強化税制	地方活力向上地域に本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業者は、法人税等に係る税制上の特例措置等や地方税の課税免除・不均一課税が適用されます。	茨城県政策企画部計画推進課 地方創生G TEL : 029-301-2072	15
	貸金業登録業務	貸金業法に基づく貸金業の登録等を行っております。	(茨城県知事登録に関するもの) 茨城県産業戦略部産業政策課 金融G TEL : 029-301-3530 (財務局長登録に関するもの) 関東財務局水戸財務事務所 理財課 TEL : 029-221-3195	16
経営支援	旅行業登録業務	旅行業法に基づく第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録等を行っております。	茨城県営業戦略部観光物産課 誘客営業G TEL : 029-301-3622	17
	中小企業組合の設立認可、運営支援	複数の企業による共同事業によって経営の効率化を図りたい中小企業等の組織化を支援します。県では、事業協同組合などの設立認可等を行います。また、茨城県中小企業団体中央会では、設立申請支援、運営に係る指導・助言、組合の事業活動を活性化するための各種事業を実施しています。	(認可申請・届出) 茨城県産業戦略部中小企業課 TEL : 029-301-3554 (設立・運営相談) 茨城県中小企業団体中央会 TEL : 029-224-8030	18
	経営革新計画承認制度	「経営革新計画」を作成して、県から承認を受けると、低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用することができます。	茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL : 029-301-3550	19

経営支援	茨城県中小企業再生支援協議会による事業再生支援	経営の悪化しつつある中小企業の事業再生を支援するため、専門家による相談、公的機関の関与による債権者の調整、事業再生計画の策定支援を行います。	茨城県中小企業再生支援協議会 TEL : 029-300-2288	20
	商工会、商工会議所による経営改善普及事業	商工会、商工会議所では、それぞれの地域の小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として、地域の振興を図る事業や各種の経営相談を行っています。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県商工会連合会 TEL : 029-224-2635	21
	持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）	小規模事業者が商工会・商工会議所と一緒に取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県商工会連合会 TEL : 029-224-2635	22
	事業継続力強化計画認定制度	中小企業が策定した計画に基づく防災・減災対策の取組を支援します。	関東経済産業局 産業部 中小企業課 TEL:048-600-0321 中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室 TEL:03-3501-0459	23
	「未来につなぐ」いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業	県内の中小企業支援機関等のネットワーク化により、中小企業の事業承継の総合的な支援体制を強化するとともに、後継者不在の中小企業の、M&A（企業の合併・買収）による事業承継を支援します。 茨城県事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者不在の事業者と承継を希望する者とのマッチングやM&Aなど、専門的で適切な助言や情報提供を行います。	(茨城県事業承継支援ネットワーク) 水戸商工会議所（ネットワーク事務局） TEL : 029-297-1106 (M&Aによる事業承継) 茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL : 029-301-3560 (茨城県事業承継・引継ぎ支援センター) TEL : 029-284-1601	24
	経営承継円滑化法による税制・金融支援	事業承継の円滑化に向けた支援策の一環として、税制（非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）及び金融支援についての特例制度を設けています。	茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL : 029-301-3560	25
	消費税軽減税率対応窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業	商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会では、消費税軽減税率制度や価格転嫁の円滑な実施のため、相談に応じています。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県中小企業団体中央会 TEL : 029-224-8030	26
	下請かけこみ寺相談事業	中小企業の取引に関する様々な悩みに親身になって対応し、迅速な解決策を提示するなど適正な取引を行うための支援を行います。	下請かけこみ寺（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL : 0120-418-618	27
	茨城県よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者の困難な経営課題を解決するため、チーフコーディネーター及びサブコーディネーターが助言します。	茨城県よろず支援拠点（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL : 029-224-5339	28
	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	潜在成長力のある県内中小企業に対し、新事業展開等を積極的に促し、その実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の活用を支援することにより、中小企業の成長を図ります。	(株)ひたちなかテクノセンター TEL : 029-264-2200	29
	つくば創業プラザ運営事業	ベンチャー企業等に対して、事業活動の拠点となる支援室を提供します。	(株)つくば研究支援センター ベンチャー支援部 TEL : 029-858-6000	30
	施設提供（施設賃貸）事業	起業家や新たな事業展開等を目指す企業等に対して、事業活動の拠点となる施設（研究室・事務室）を提供するとともに、専門家による助言や必要な支援を行います。	(株)つくば研究支援センターベンチャー支援部 TEL : 029-858-6000 (株)ひたちなかテクノセンター経営企画部 TEL : 029-264-2200	31
	中小企業等事業再構築促進事業	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援します。	事業再構築補助金事務局コールセンター TEL : 0570-012-088	32
	ものづくり・産業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。	ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL : 050-8880-4053	33
	いばらきチャレンジ基金事業	中小企業等が行う革新的な新技術・新製品開発や海外販路開拓の取組を促進するため、必要経費の一部を助成します。	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構 総務企画課 TEL : 029-224-5317	34
	成長産業振興プロジェクト事業	県内の産学官を結集した「いばらき成長産業振興協議会」では、情報提供をはじめ新製品・新技術開発及びその成果の大手企業等への提案を支援することで、県内中小企業の成長分野への参入を促進しています。	(株)つくば研究支援センター TEL : 029-858-6000 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL : 029-301-3522	35
	県内中性子利活用促進業務	J-PARCの利用に係る相談に応じるとともに、J-PARC周辺機器整備等への参入を支援します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 中性子利用推進G TEL : 029-301-2529	36
	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム	宇宙ビジネスに精通した「いばらき宇宙ビジネスコーディネーター」が、宇宙ビジネスの創出・参入を目指す企業や個人の方からの各種相談（技術的課題の解決、起業支援、宇宙ビジネスに関する情報提供、県内宇宙産業関連試験設備の利用案内等）に対してワンストップサービスを提供します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL : 029-301-2515	37
	いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業	「eスポーツの拠点・茨城」のブランド化と関連産業の誘致・創出を図るため、eスポーツを活用したビジネス展開や地域活性化の取組を支援します。	茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画G TEL : 029-301-3523	38
	県北中小企業意識改革事業	県北地域の中小企業の経営者を対象に、中長期的に必要とされる本質的な経営課題に対する気づきにより、自主的・積極的に、自己点検と課題解決に取り組めるよう支援します。	茨城県政策企画部県北振興局 TEL : 029-301-2715	39

経営支援	茨城県北クリエイティブプロジェクト事業（起業者育成講座）	県北地域の地域課題を解決するための人材育成、起業者ネットワークの構築を図るための講座等を実施し、新規ビジネスの創出・展開を支援します。	茨城県政策企画部県北振興局 TEL：029-301-2715	40
	県北地域牽引産業・中核企業創出事業	電気・機械産業とその研究成果が集積する県北地域の産業競争力強化を図るために、企業の連携体の活動支援や研究開発ができる人材の確保に向けた取組を支援します。	(公財) 日立地区産業支援センター TEL：0294-25-6121 (株) ひたちなかテクノセンター TEL：029-264-2200 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 TEL：029-301-3579	41
	いばらきグローバルビジネス推進事業	コロナ禍における中小企業の海外展開を推進するため、オンライン（デジタル）とリアル両面のハイブリッド型支援により、優れた県産品を全世界に発信し、有望市場、有望バイヤーの発掘から商品開発、商談成約までを総合的に支援します。	茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム TEL：029-301-3529 ジェトロ茨城貿易情報センター TEL：029-300-2337 (公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル渉外課 TEL：029-224-5412	42
	茨城県上海事務所による支援	中国情報の提供や現地視察の調整、中国でのPR活動など、中国での事業を実施している又は検討している企業を支援します。	茨城県営業戦略部国際渉外チーム TEL：029-301-2862	43
	ものづくり産業マッチング支援事業	営業や資材調達の経験を持つビジネスコーディネーターが、県内外の大手企業等への本県中小企業の製品等の売り込みやマッチング等により販路開拓を支援します。	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 産業振興課 TEL：029-224-5317 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579)	44
	ものづくり産業マッチング支援事業(商談会等の開催)	大規模専門展示会への共同出展や、他県の産業支援機関と連携した広域商談会及び県内外の大手企業に対して自社の持つ技術・工法・製品等を提案する提案型商談会などを開催します。	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 産業振興課 TEL：029-224-5317 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579)	45
	商業・サービス競争力強化連携支援事業	産学官・異業種分野の事業者との連携を通じて行う新サービスの開発等の取組に対して、必要経費を補助します。	関東経済産業局中小企業課 TEL：048-600-0394 中小企業庁 技術・経営革新課 TEL：03-3501-1816	46
	茨城県求人マッチングサイト「いい顔で働く。いばらきの求人」	企業が人材確保に取り組みやすい環境を整備するため、企業が求職者を探して直接スカウトできる「ダイレクト・リクルーティング」の機能を持った、求人マッチングサイトです。	茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645	47
	省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援	高効率な省エネルギー設備や、新エネルギー利用設備を導入する際等、中小企業の環境・エネルギーへの取組に対して、各種支援を受けることができます。	(省エネ・節電に資する設備導入支援等) 資源エネルギー庁 省エネルギー課 TEL：03-3501-9726 (再生可能エネルギー 熱利用設備導入支援) 資源エネルギー庁 新エネルギー課 TEL：03-3501-4031	48
	地場産業等総合支援事業	県内地場産業の振興を図るために、地場産地組合等が実施する新商品開発や販路開拓等の取組に対して助成します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3584	49
	いばらきデザインカレベルアップ事業	中小企業からのデザインに関する相談を通じてデザイン力を活用した商品企画開発を支援します。	茨城県デザインセンター (株) ひたちなかテクノセンター内 TEL：029-264-2205 (茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画G TEL：029-301-3525)	50
	伝統工芸品育成支援事業	伝統工芸品の指定を行うとともに、伝統工芸品展の開催等、伝統工芸品の認知度向上、新規販路の開拓等を支援します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3584	51
	農業参入等支援センター事業	農業参入に関する各種情報提供、農地の現地案内、参入に向けた関係機関との調整などを支援します。	茨城県農林水産部農業経営課 農業参入支援室 TEL：029-301-3844	52
技術支援	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究	様々な技術課題等について、ご相談をお受けするとともに、成長が見込まれる分野等についての研究開発や、企業の新製品・新技術開発などを支援する共同研究を行っています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産業連携G TEL：029-293-7213 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579)	53
	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験	企業向けに試験分析機器を開放するとともに、依頼試験を行っています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産業連携G TEL：029-293-7213 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579)	54
	産業技術イノベーションセンターによる工業製品の放射線量測定	県内中小企業の工業製品について放射線量測定を実施しています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産業連携G TEL：029-293-7213 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579)	55
	次世代技術活用ビジネスイノベーション創出事業	新ビジネス創出による中小企業の競争力強化を図るために、IoT・AI等の知識やビジネス創出ノウハウ等の修得から、ビジネスプラン構築、次世代技術を活用したビジネス創出・展開まで、一貫した支援を行います。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579 茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 新ビジネス支援G TEL：029-293-7495	56

技術支援	中小企業エキスパート派遣事業	中小企業が抱える技術、経営の課題の解決のため、企業からの依頼に基づき、課題解決に最適な「エキスパート」を企業に派遣し支援を行います。また、新型コロナウイルス関連支援枠を設け、エキスパートを無料で派遣します。	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構 産業振興課 TEL: 029-224-5317 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL: 029-301-3579)	57
	知財総合支援窓口(INPIT)	知的財産に係る総合相談窓口として、中小企業等が抱える特許等の知的財産に関する悩みや課題を秘密厳守で相談に応じます。	茨城県知財総合支援窓口 ((公財)いばらき中小企業グローバル推進機構内) 知的所有権センター TEL: 029-224-5339 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL: 029-301-3579)	58
	ITサポートセンター事業	いばらきブロードバンドネットワーク(IXBBN)(超高速・大容量)の通信ネットワークの接続・利用に関する相談に応じます。	茨城県ITサポートセンター (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課内 TEL: 029-301-3579)	59
	研究シーズ製品化支援事業	研究、開発段階にある先端技術の実証実験等を支援することで、研究シーズ等の製品化・実用化・社会実装を推進し、県や市町村が有する地域課題の解決を図ります。また、研究シーズ等の実装に向け、企業と研究者等との連携強化を支援します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 研究開発推進G TEL: 029-301-2499	60
	いばらきサロン活動強化事業	産学連携のワンストップサービスの相談窓口として、つくばの研究成果を県内企業へ橋渡しします。つくばのシーズから、中小企業が必要とする有用な技術を実用化に繋げるため、技術相談や研究情報等の提供、研究者と中小企業のネットワーク構築の支援を行います。	茨城県産業戦略部いばらきサロン TEL: 029-858-6015 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL: 029-301-3522)	61
	戦略的基盤技術高度化支援事業(サポートイング・インダストリー)	中小企業が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。	関東経済産業局産業部製造産業課 TEL: 048-600-0307 (茨城県産業戦略部技術革新課 技術革新支援G TEL: 029-301-3579)	62
	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業	省エネルギーに関する専門家による省エネ診断を無料で実施し、設備の運用改善や省エネルギー設備導入等に係る技術的な助言を行います。	茨城県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL: 029-301-2939	63
観光支援	外国人観光客受入支援	海外の旅行会社との商談機会の提供やパンフレット等の外国語表記の翻訳支援等を行います。	茨城県営業戦略部国際観光課 国際誘客グループ TEL: 029-301-3616	64
	外国人観光客受入環境整備事業補助金	県内に訪れる外国人観光客の利便性の向上と受入環境の充実を図り、本県への一層の誘客促進に資するため、観光関連施設におけるインバウンド対応に向けた取組を支援します。	茨城県営業戦略部国際観光課 国際企画グループ TEL: 029-301-3632	65
人材育成支援	いばらき中小企業人材育成支援事業	県内の中小企業・個人事業主が、新たな事業分野への進出や新製品・新サービス開発、生産プロセスの改善等を行う際に必要となる、従業員の資格取得やスキルアップのための教育研修費等について支援します。	茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画G TEL: 029-301-3525	66
	伝統産業人材育成事業	本県の伝統産業である結城紬の後継者確保及び技術水準の向上を図るために、基礎的知識及び技術習得を目的とした後継者育成研修を実施します。 笠間焼については、「茨城県立笠間陶芸大学校」において、産地を担い、現代陶芸をリードする人材を育成します。 また、中小企業の技術開発を支援するため、生産技術者育成研修を実施します。	(後継者育成) 茨城県産業技術イノベーションセンター 織維高分子研究所 織維・紬G TEL: 0296-33-4154 茨城県立笠間陶芸大学校 TEL: 0296-72-0316 (生産技術者育成) 茨城県産業技術イノベーションセンター 技術支援部 フード・ケミカルG TEL: 029-293-7497・8576	67
	次世代技術活用人材育成事業	次世代の技術を活用できる競争力ある研究開発型企業を育成するため、実践的な研修を実施し、企業の研究開発技術者の育成を支援します。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産業連携G TEL: 029-293-7213 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL: 029-301-3579)	68
	高度IT人材育成・確保事業	本県産業の活性化を図るために、デジタル革命を担う高度IT人材の育成・確保が必要とされていることから、データサイエンティストの養成講座を実施し、受講料を補助する。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL: 029-301-3579	69
	職業能力開発促進法に基づく職業訓練	県立産業技術短期大学校及び産業技術専門学院において職業訓練を実施し、各分野で必要な技能等を有した人材を育成しています。	茨城県産業戦略部労働政策課 人材育成G TEL: 029-301-3653	70
	認定職業訓練助成事業費補助	県から職業訓練の認定を受けると、認定職業訓練の運営費の一部が助成されます。	茨城県産業戦略部労働政策課 技能振興G TEL: 029-301-3656	71
	ものづくり振興・人材育成事業	茨城県職業能力開発協会では、中小企業の技能の維持・向上を図るため、「ものづくりマイスター」を講師として紹介しています。	茨城県職業能力開発協会 TEL: 029-221-8647	72
	人材開発支援助成金	労働者のキャリア形成を促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画的に実施した場合や制度の導入等をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。	厚生労働省茨城労働局職業対策課 TEL: 029-224-6219	73

人材育成支援	キャリアアップ助成金	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの「非正規雇用の労働者」の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、待遇改善などの取組を実施する事業主に対して助成します。	厚生労働省茨城労働局職業対策課 TEL: 029-224-6219	74
	女性活躍推進事業	働く女性が活躍できる社会の実現を目指し、「いばらき女性活躍推進会議」を中心に、企業経営者や女性自身の意識改革及び女性が働きやすい環境づくりを推進します。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL: 029-301-3635 茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課 ダイバーシティ推進センター TEL: 029-233-3982	75
労働環境整備支援	いばらき労働相談センター事業	県内の企業の経営者や労務担当の方等からの各種相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、アドバイスや情報提供を行っています。	いばらき労働相談センター TEL: 029-233-1560	76
	(公財) 茨城カウンセリングセンター	勤労者等のこころの悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、勤労者の福祉向上と豊かでゆとりある職場づくりを支援します。	(公財) 茨城カウンセリングセンター TEL: 029-225-8580	77
	外国人材活躍促進事業	外国人材の就労支援や生活相談等、一体的に支援・相談のできる窓口を設置し、特定技能及び技能実習制度に関するセミナーや、特定技能外国人として就職を希望する外国人と県内企業の就職マッチング等を行うことにより、外国人材の県内定着を図ることで、継続的かつ安定的に人材・労働力を確保します。	茨城県外国人材支援センター TEL: 029-239-3304	78
	中小企業労働力確保法関連助成金制度	「中小企業労働力確保法」に基づく改善計画を作成して県の認定を受けると、国が実施する支援措置を利用することができます。	(改善計画) 茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL: 029-301-3645 (助成金) 厚生労働省茨城労働局職業対策課 TEL: 029-224-6219	79
	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当などの事業主負担相当額の一部を助成します。	最寄りのハローワーク 厚生労働省茨城労働局職業対策課 TEL: 029-224-6219	80
	被災者雇用開発助成金（特定求職者雇用開発助成金）	東日本大震災による被災離職者等の就職が特に困難な方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、国が賃金の一部を助成します。	最寄りのハローワーク 厚生労働省茨城労働局職業対策課 TEL: 029-224-6219	81
	トライアル雇用奨励金	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3か月間、試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行を目的とした制度で、雇い入れた事業主に対して、奨励金が支給されます。	最寄りのハローワーク 厚生労働省茨城労働局職業対策課 TEL: 029-224-6219	82
	働き方改革優良（推進）企業認定制度	生産性の向上と労働環境の改善に優れた成果のある企業を優良企業として、取組を進めている企業を推進企業として県が認定します。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL: 029-301-3635	83
	両立支援等助成金（出生時両立支援コース）	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室 TEL: 029-277-8294	84
	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	労働者が育児休業を取得しやすいよう、代替要員の確保などを行い、育児休業を取得させた中小事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室 TEL: 029-277-8294	85
業務改善助成金	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室 TEL: 029-277-8294	86
	業務改善助成金	事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。	厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室 TEL: 029-277-8294	87
	働き方改革推進支援助成金	生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。	厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室 TEL: 029-277-8294	88
	人材確保等支援助成金（テレワークコース）	良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。	テレワーク相談センター（厚生労働省からの委託） TEL: 0120-91-6479	90
	IT導入補助金	中小企業の等の生産性を改善することを目的として、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者によるITツールの導入を支援します。	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL: 0570-666-424	92
テレワークマネージャー相談事業	テレワークマネージャー相談事業	テレワーク導入等を検討している企業や団体等にテレワークの専門家（テレワークマネージャー）が無料で助言や情報提供を行います。	テレワークマネージャー相談事業事務局 TEL: 03-5213-4032	93

その他

スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業

つくば市内で定期的（隔週）にセミナーやピッチ等、様々な分野の参加者の交流等を組み合わせた世界的なスタートアップイベントの開催により、国内外のスタートアップや人材が集うコミュニティを形成します。

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課  
イノベーション創出G  
TEL：029-301-3522

94

※掲載されている内容は各施策の概要となりますので、ご不明な点があるときや実際の施策利用に当たっては、各ページに記載されている「問い合わせ先」までご確認ください。

※掲載されている内容が変更される場合もありますので、ご注意ください。



# 最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和2年10月  
厚生労働省・中小企業庁

## はじめに

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならぬとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和2年度においては、全国加重平均で1円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業について、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

厚生労働省・中小企業庁

# 目次

<b>1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援</b>	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・業務改善助成金	P 4
(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）	P 5
(3) 『設備等への投資を通じて賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）	P 6
(4) 『非正規雇用のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・キャリアアップ助成金	P 7
(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・中小企業向け所得拡大促進税制	P 8
(6) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）	P 9
<b>2. 生産性向上に関する支援</b>	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・固定資産税の特例措置	P10
(2) 『経営の向上を図りたい』 ・中小企業等経営強化法（経営力向上計画） ・中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）	P11 P12
(3) 『補助制度を知りたい』 ・業務の効率化などを支援する補助金等	P13
<b>3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援</b>	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P15
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・パートナーシップ構築宣言	P15

# 目次

(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 <ul style="list-style-type: none"><li>・官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」</li><li>・官公需情報ポータルサイト</li></ul>	P16 P16
<b>4. 資金繰りに関する支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 『一時的に業績が悪化しているので融資を受けたい』<ul style="list-style-type: none"><li>・セーフティネット貸付制度</li></ul></li><li>(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』<ul style="list-style-type: none"><li>・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）</li></ul></li></ul>	P17 P18
<b>5. その他、雇用に関する支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』<ul style="list-style-type: none"><li>・建設事業主等に対する助成金</li></ul></li><li>(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』<ul style="list-style-type: none"><li>・人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、働き方改革支援コース）</li></ul></li><li>(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』<ul style="list-style-type: none"><li>・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）</li></ul></li></ul>	P19 P20 P21
<b>6. 相談窓口・各種ガイドライン</b> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 『専門家へ相談したい』<ul style="list-style-type: none"><li>・働き方改革推進支援センター</li><li>・特別相談窓口の設置</li><li>・よろず支援拠点</li><li>・下請かけこみ寺</li></ul></li><li>(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策総合的な情報を入手したい』<ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」</li></ul></li></ul>	P22 P22 P23 P23 P24

# 1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

## 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成する制度です。

### 【対象となる方】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場

### 【支援内容】

引上げ額と引き上げる労働者の数に応じ、設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10
		2~3人	40万円		
		4~6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		

### 【お問合せ・申請先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局または働き方改革推進支援センターへお問い合わせください。  
申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局になります。

・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

・働き方改革推進支援センター



都道府県労働局

検索

# 1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

## 人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)

事業主が、能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に、助成金を支給します。

### 【対象となる方】

人事評価制度と賃金制度を整備し、生産性向上、賃金アップ及び従業員の離職率の低下に取り組む事業主

### 【支援内容】

制度整備及び目標達成の各段階に応じて、以下の金額が支給されます。

#### I 制度整備助成 (50万円)

以下の①及び②を整備・実施した事業主に50万円を支給。

- ①生産性向上のための人事評価制度及び賃金制度
- ②①に基づく2%以上の賃金アップ

#### 計画認定申請 から 3年後

#### II 目標達成助成 (80万円)

制度整備助成の支給を受けた事業主が、計画認定申請から3年後に以下の①、②及び③の目標を達成した場合に80万円を支給。

- ①生産性向上
- ②2%以上アップした賃金の維持
- ③離職率の低下

### 【ご利用方法】

- (1) 人事評価制度等整備に係る計画を作成し、人事評価制度等を整備する月の初日から1か月前の日の前日までに労働局又はハローワークに提出
- (2) 労働局長が当該計画を認定
- (3) 計画に基づき人事評価制度等の整備・実施
- (4) 制度整備助成については、人事評価制度等の整備・実施後、所定の期間内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
- (5) 目標達成助成については、人事評価制度等整備計画の認定申請日から3年経過後に、生産性要件・2%以上の賃金アップ・離職率に関する目標を達成していた場合に、所定の期間内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人事評価改善等助成コース

検索

# 1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『設備等への投資を通じて賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

## 人材確保等支援助成金

(設備改善等支援コース)

設備等への投資を通じて、生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）を図る事業主を支援します。

### 【対象となる方】

生産性向上に資する設備等の導入を通じて、生産性向上と賃金アップに取り組む事業主

### 【支援内容】

計画期間は下記のA又はBのいずれかを選択し、計画の開始から1年後、2年後、3年後に計画開始前と比べて、生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）に関する目標を達成した場合に、以下の金額が支給されます。

#### A 『雇用管理改善計画期間1年タイプ』

- ①計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成すること（計画達成助成）
- ②計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成すること（上乗せ助成）

#### B 『雇用管理改善計画期間3年タイプ』

計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成

- ①【計画達成助成（1回目）】…計画の開始から1年後
- ②【計画達成助成（2回目）】…計画の開始から2年後
- ③【目標達成時助成】 …計画の開始から3年後

計画期間	設備導入費用	1年後	2年後	目標達成時助成
A 1年	175万円以上1,000万円未満	50万円	-	<80万円> 上乗せ助成
	240万円以上5,000万円未満	<50万円>	<50万円>	<80万円>
B 3年	5,000万円以上1億円未満	<50万円>	<75万円>	<100万円>
	1億円以上	<100万円>	<150万円>	<200万円>

(注) 設備導入費用が5,000万円未満については中小企業のみを対象

### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



設備改善等支援コース

検索

# 1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

## キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

### 【対象となる方】

ガイドライン(※1)に沿って、雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)~(7)までのいずれかを実施した事業主

※1 ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/johou-11650000-Shokugyouanteikyoku-hakenyukiroudoutaisakubu/30guide.pdf>

- (1) 正社員化コース (2) 賃金規定等改定コース
- (3) 健康診断制度コース (4) 賃金規定等共通化コース
- (5) 諸手当制度共通化コース (6) 選択的適用拡大導入時待遇改善コース
- (7) 短時間労働者労働時間延長コース

### 【支援内容】※ 上記のうち、(2) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合、対象となる労働者数に応じ、下記の額の助成を行います。なお、中小企業において賃金規定等を3%以上増額改定した場合等は助成額が加算されます。(5%以上増額改定した場合は助成額が更に加算されます。)

すべての有期雇用労働者等が対象となる場合	9. 5~285万円 (12~360万円)
雇用形態別、職種別など一部の有期雇用労働者等が対象となる場合	4. 75~142. 5万円 (6~180万円)

注1:生産性要件を満たした場合、( )内の助成額となります。

注2:中小企業以外の場合、助成額は上記の3/4程度となります。

### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

# 1. 賃金引上げに関する支援

(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

## 中小企業向け所得拡大促進税制

青色申告書を提出している法人や個人事業主が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

### 【適用要件】

#### <通常>

要件①：適用年度の雇用者給与等支給額※<sup>1</sup>が前事業年度以上であること

要件②：継続雇用者給与等支給額※<sup>2</sup>が前事業年度を1.5%以上上回っていること

#### <上乗せ>

要件②の増加率が2.5%以上で、以下のいずれかを満たすこと

・教育訓練費が対前年度比10%以上増

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされていること

※1雇用者給与等支給額

継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員等に支払った給与等は除く。）。

※2継続雇用者給与等支給額

継続雇用者（前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額。

### 【税額控除率】

#### <通常>

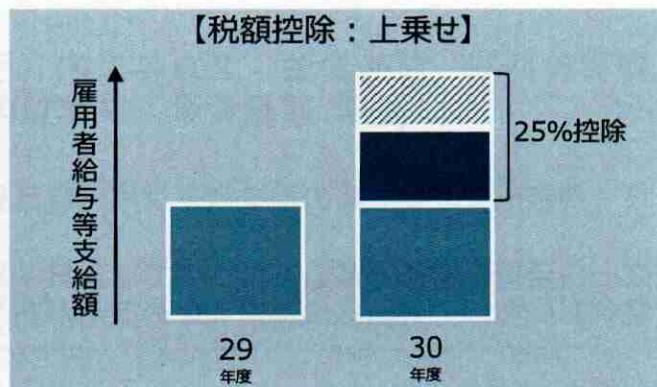
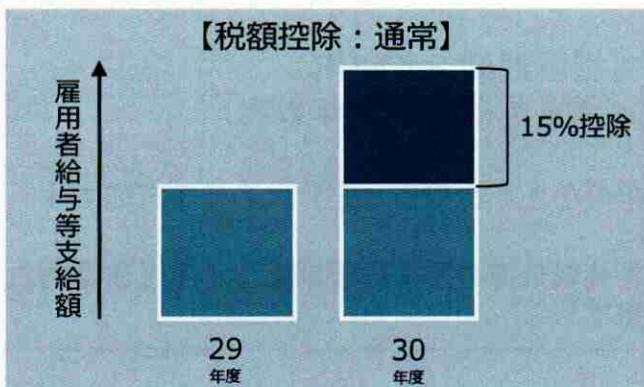
前年度からの雇用者給与等支給額の増加額に対して、15%の税額控除が受けられます。

#### <上乗せ>

前年度からの雇用者給与等支給額の増加額に対して、25%の税額控除が受けられます。

※ただし、通常・上乗せいずれの場合においても、税額控除額は法人税額の20%が上限となります。

#### 適用のイメージ



### 【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821(受付時間 平日9:30～17:00)



所得拡大促進税制

検索

# 1. 賃金引上げに関する支援

(6) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

## 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

### 【対象となる方】

#### 事業場内最低賃金を2%以上引上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、その他に、  
非正規雇用の待遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性  
向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを  
図る方も対象としています。

### 【支援内容】

#### ■貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円（※）

（うち長期運転資金2億5,000万円）

（※）特別利率①の限度額：2億7,000万円

国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

#### ■貸付利率：特別利率①（基準利率から0.4%引下げ）

※ 基準利率：中小企業事業1.11%（貸付期間5年の場合）

国民生活事業2.16～2.45%（担保を不要とする融資希望の場合）

※ 基準利率は、令和2年4月1日現在。実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を  
含む。）等に応じて決定します。

#### ■貸付期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）

（長期）運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

※ 業務改善助成金等の助成金と併用（自己負担分のための融資など）にも活用可能です。

※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生  
貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

### 【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

## 2. 生産性向上に関する支援

### (1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

#### 固定資産税の特例措置

2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の生産性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。今般、本特例の対象設備に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長※します。

#### 市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ※になります

※2021年3月末までとなっている適用期限を2023年3月末まで2年間延長  
※課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1／2）を乗じて得た額とする

#### 【生産性向上特別措置法】

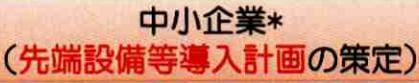
#### POINT!



- 1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象



- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象



事前確認 → 認定経営革新等支援機関  
(例：商工会議所・商工会・中央会、  
地域金融機関、士業等の専門家 等)

\*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

#### 対象設備（固定資産税の特例）

（注）市区町村により異なる場合があります

##### 【設備の種類等（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（60万円以上／14年以内）
- ◆構築物（120万円以上／14年以内）
- ◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

#### 【お問合せ先】

- <先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
- <税制について> 中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：0570-077322（平日9:30～17:00のみ）
- <制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816



生産性向上特別措置法

検索

## 2. 生産性向上に関する支援

### (2) 『経営の向上を図りたい』

#### 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

##### 【支援の流れ】

###### STEP 1

経営力向上計画を  
策定

###### 「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。  
自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。



本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。

詳しくはこちら

経営強化法 |

検索



経営革新等支援機関  
などがサポート

計画策定にあたってはお近くの支援機関にご相談ください。

詳しくはこちら

経営革新等支援機関 |

検索



###### STEP 2

担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等にのっとって策定した計画を提出し、  
認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。  
詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。



###### STEP 3

設備投資について  
即時償却又は税額控除  
(中小企業経営強化税制)

新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。

●中小企業経営強化税制(法人税 所得税)の活用により、即時償却又は最大で10%の  
税額控除が可能です。

対象設備: 令和3年3月31日までに導入した対象設備

利用できる方: 資本金1億円以下の法人、個人事業主など

要件: 生産性が年平均1%以上向上する設備であることなど

金融支援

中小企業向け: 信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など  
中堅企業向け: 独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など

以上のような様々な支援が受けられます。

##### 【お問合せ先】

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話: 03-3501-1957(平日9:30~12:00、13:00~17:00)



経営強化法

検索

## 2. 生産性向上に関する支援

### (2) 『経営の向上を図りたい』

#### 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を策定し、主務大臣に認定された場合、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】※平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用される中小企業者等について記載しています。

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限ります。

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

#### 【対象となる設備】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成すること（事務用器具備品・本店・倉庫等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）（※6）/国内への投資であること/中古資産・賃付資産でないこと等		

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

※2 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療機器を行なう事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療機器を行なう事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

※4 複数して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中止と同様）。

※5 中小企業経営強化税制を利用して発電設備等の取得等を行う場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容が確認できる書類の添付が必要となります。

#### 【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（平日9:30-17:00）



経営強化法

検索

## 2. 生産性向上に関する支援

### (3) 『補助制度を知りたい』

#### 業務の効率化などを支援する補助金等

中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。

また、積極的な賃上げに取り組む事業者は優先的に支援※します。

さらに、以下3つの補助事業については、新型コロナウィルス感染症の影響を乗り越えるために、非対面型ビジネスモデルへの転換など前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加点要件）

※以下の事業は令和2年9月現在公募中または今後公募予定のものを掲載しています。

詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

#### 【3つの補助金における補助上限・補助率の関係図】

補助上限・ 補助率	通常枠	特別枠 (類型A)	特別枠 (類型B・C)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・ 2/3	100万円・ 2/3	100万円・ 2/3 → 3/4
	【事業再開枠】 50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・ 2/3	1,000万円・ 2/3 → 3/4
	【事業再開枠】 50万円・定額(10/10)		
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・ 1/2	450万円・ 2/3	450万円・ 2/3 → 3/4

※事業再開枠の補助額は総補助額の2分の1以下であること、クラスター対策が特に必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ

#### 【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

公募期間：（4次締切）令和2年8月4日（火）17時～令和2年11月26日（木）17時

※4次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には、令和3年2月（5次）に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

<お問い合わせ先>

ものづくり補助金総合サイト <http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053

次のページに続く→

## 2. 生産性向上に関する支援

### (3) 『補助制度を知りたい』

#### 業務の効率化などを支援する補助金等

##### 【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

公募期間：令和2年3月10日より公募開始

<一般型>

4次締切：令和3年2月5日（金）

令和2年5月1日より公募開始

<コロナ特別対応型>

5次締切：令和2年12月10日（木）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

全国商工会連合会 [http://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

[http://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_t/](http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/)

電話番号：03-6670-3960

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485

##### 【サービス等生産性向上IT導入支援補助金】

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資するITツールの導入支援を行います。

公募期間：令和2年5月11日より公募開始

<通常枠>

9次締切：令和2年11月2日（月）17時

<特別枠>

8次締切：令和2年11月2日（月）17時

※令和2年11月2日（月）の締切後も申請受付を継続し、令和2年12月下旬までに締切りを設け、

それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://www.it-hojo.jp>

電話番号：0570-666-424

### 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

#### (1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

#### 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



下請ガイドライン

検索

#### (2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

#### パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

#### 【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築 を宣言し、

- (1) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、取引適正化の重点5分野  
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- (2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング等）

に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言します。

○宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあり得るとすることで、宣言の実効性を担保しています。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

#### 【お問合せ先】

「宣言」の内容について

「宣言」の提出・掲載について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765

(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688



パートナーシップ構築宣言 ポータルサイト

検索

### 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

#### (3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

#### 官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

#### 【官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について】

##### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

###### 7 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

#### (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、年度途中の最低賃金額の改定を見越した予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

#### 官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需ポータルサイトを運営しています。

#### 【官公需情報ポータルサイトについて】

- 国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、中小企業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、迅速かつ的確に入手できる官公需情報ポータルサイトを運営しています。
- また、本サイトにおいて、競争契約参加資格申請に関する情報をはじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、提供しています。
- 以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。  
<https://www.kkj.go.jp/s/>

#### 【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669



官公需施策

検索

## 4. 資金繰りに関する支援

### (1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

#### セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

#### 【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引き上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方  
(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

#### 【支援内容】

##### ■貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

##### ■貸付利率：基準利率

※基準利率（平成31年4月1日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.91%

##### ■貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

#### 【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505  
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



セーフティネット貸付

検索

## 4. 資金繰りに関する支援

### (2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

#### 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

##### 【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

##### 【支援内容】

###### 通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円（1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。）
- 貸付利率：令和2年9月1日現在 1.21%（※）  
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）  
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、平成28年熊本地震対応特枠、平成30年7月豪雨対応特枠、令和元年台風第19号等対応特枠、新型コロナウイルス対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等（令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。）又は令和2年7月豪雨により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

##### 【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区的商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。  
(注) 沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

##### 【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区的商工会・商工会議所  
(商工会については、全国商工会連合会 URL : <http://www.shokokai.or.jp/>)  
(商工会議所については、日本商工会議所 URL : <http://www.jcci.or.jp/>)
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

## 5. その他、雇用に関する支援

### (1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

#### 建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

##### 【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

##### 1. 人材開発支援助成金

- ①建設労働者認定訓練コース ②建設労働者技能実習コース

##### 2. 人材確保等支援助成金

- ①雇用管理制度助成コース(建設分野)
- ②若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
- ③作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)

##### 3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

##### 【支援内容】※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

(※)対象となる技能実習：○安衛法による教習、技能講習、特別教育

○能開法による技能検定試験のための事前講習

○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習など

労働者数20人以下の事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 9,600<10,360>円/日(7,600<8,360>円/日)
労働者数21人以上の事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 8,400<9,065>円/日(6,650<7,315>円/日)

注1:生産性要件を満たさなかった場合、( )内の助成額(率)となります。

生産性要件を満たした場合の助成については、事業主が訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上)にのみ支給されます。

注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、<>内の助成額となります。

注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

##### 【お問合せ先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索

## 5. その他、雇用に関する支援

(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

### 人材確保等支援助成金

(雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、  
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、働き方改革支援コース)

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入、介護/保育事業主による賃金制度の整備、働き方改革に取り組むための人材確保)を行う場合に、助成金を支給します。

#### 【対象となる方】

- (1)雇用管理制度を導入し、従業員の離職率の低下に取り組む事業主(介護/保育事業主を含む。)
- (2)介護福祉機器の導入を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護事業主
- (3)賃金制度の整備を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護/保育事業主
- (4)働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース)の支給を受けた事業主であって、新たに労働者を雇い入れ、雇用管理改善(人員配置の変更、労働者の負担軽減等)に1年間取り組む中小企業事業主。

#### 【支援内容】

導入した制度等に応じて、以下の金額が支給されます。

##### 1. 雇用管理制度助成コース

評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度及び短時間正社員制度(保育事業主のみ)を新たに導入し、対象労働者全員に対して実施することにより、離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を助成。

##### 2. 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、介護福祉機器を新たに導入し、労働環境の改善がみられた場合、機器導入助成として導入費用の25%(上限150万円)を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%(上限150万円))を助成。

##### 3. 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

介護/保育事業主が、労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備を行った場合、制度整備助成として50万円を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として、計画期間終了1年経過後に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を、計画期間終了3年経過後に85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)を助成。

##### 4. 働き方改革支援コース

計画開始日から1年経過後に、雇入れた労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合40万円)助成(※10名までの人員増を上限とする。)。計画開始日から3年経過後に、生産性要件を満たした場合、追加的に労働者一人あたり15万円(短時間労働者の場合は10万円)助成。

#### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索

## 5. その他、雇用に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

### 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

#### 【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/chiiki\\_koyou.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html)

#### 【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

(単位:万円)

	対象労働者の増加人数(人)							
	3[2(創業)]~4		5~9		10~19		20~	
設置・整備費用	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300以上	48	60	76	96	143	180	285	360
1,000未満	(50)		(80)		(150)		(300)	
1,000以上	57	72	95	120	190	240	380	480
3,000未満	(60)		(100)		(200)		(400)	
3,000以上	86	108	143	180	285	360	570	720
5,000未満	(90)		(150)		(300)		(600)	
5,000以上	114	144	190	240	380	480	760	960
	(120)		(200)		(400)		(800)	

※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給。

生産性の向上の判定方法については、下記URLを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

※2 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とともに、初回の支給時に( )内の額の倍額を支給。

※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※4 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※5 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給。

#### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

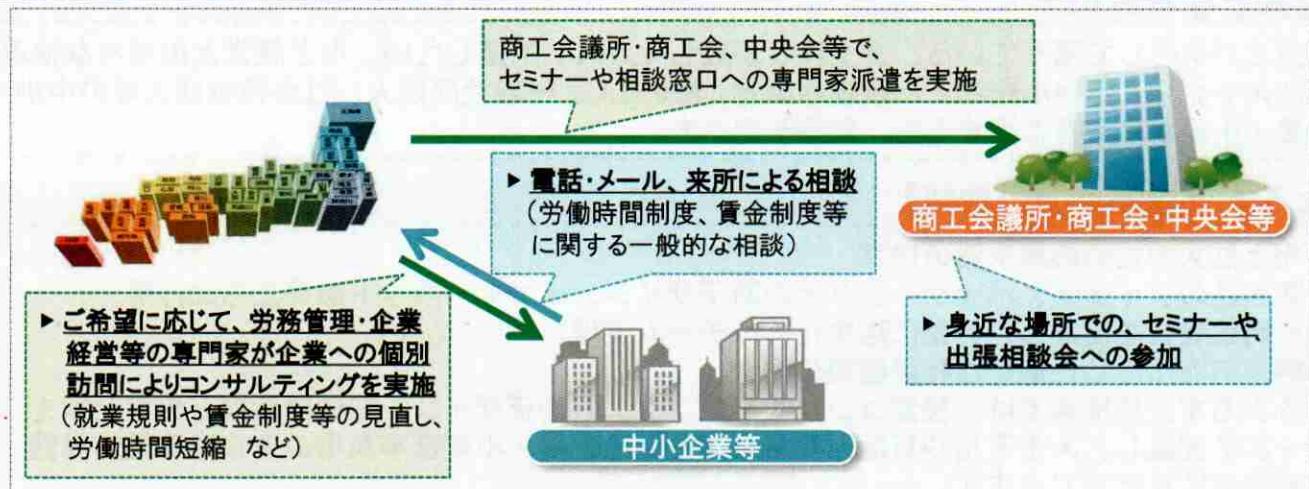
検索

## 6. 相談窓口

### (1) 『専門家へ相談したい』

#### 働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対し  
て、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。



【お問合せ先】

全国の働き方改革推進支援センター

#### 特別相談窓口の設置

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。

##### ①生産性向上等に関する相談

全国の商工会議所、商工会(各都道府県商工会連合会)、各都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、全国のよろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部及び各地方経済産業局に相談窓口を設置し、生産性向上等に係る相談を受け付けます。生産性向上等について検討を行っている方など、お気軽にご活用ください。

##### ②金融面に関する相談

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会に相談窓口を設置し、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。従業員への賃金引上げによって資金繰りにお困りの方など、お気軽にご活用ください。

【お問合せ先】

- ・全国の商工会議所 ・各都道府県商工会連合会
- ・各都道府県中小企業団体中央会 ・全国商店街振興組合連合会
- ・全国のよろず支援拠点 ・中小企業基盤整備機構地域本部
- ・各地方経済産業局
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
- ・商工組合中央金庫の本支店 ・各信用保証協会



最低賃金 特別相談窓口

検索

## 6. 相談窓口

### (1) 『専門家へ相談したい』

#### よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

#### 【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

#### 【よろず支援拠点での取組】

##### ①売上拡大のための解決策の提案

新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等

##### ②経営改善策を提案し、行動に移すためのチーム支援

##### ③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介

※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10~20名配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

#### 【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



よろず支援拠点

検索

#### 下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

#### 【下請かけこみ寺の概要】

全国48箇所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

##### ①各種相談への対応

中小企業・小規模事業者の取引問題に関するさまざまご相談に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。

また、弁護士による無料相談も実施しています。

##### ②迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業・小規模事業者の身近なところで調停手続等を行います（費用は無料）。

#### 【お問合せ先】

（公財）全国中小企業取引振興協会 電話：03-5541-6655  
各都道府県の下請かけこみ寺



下請かけこみ寺

検索

## 6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』

### 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な国の支援措置をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

#### 【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「制度ナビ」「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、最適な支援策、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の支援制度情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おすすめの支援施策等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax、Jグランツ等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・簡易な経営診断で他社との比較も可能です。

The screenshot displays the homepage of the Mirasapo plus website. It features a search bar at the top with fields for '制度コード' (Code of System), '会社名' (Company Name), '業種' (Industry), and '都道府県' (Prefecture). Below the search bar, there are four large orange circles highlighting specific features: '支援施策の情報発信' (Information Release), '電子申請サイトのポータル' (Electronic Application Site Portal), '電子申請サポート機能' (Electronic Application Support Function), and '経営診断・現状分析ツール' (Business Diagnosis & Status Analysis Tool). At the bottom, there is a navigation bar with links for 'ホーム', '支援制度を探す', '支援者・支援機関を探す', '事例を探す', '経営のヒント', 'ログイン・登録', and a QR code.

# 人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)変更のお知らせ 令和3年3月31日で「制度整備助成」廃止 を予定しています

人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）とは

生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度の導入を通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下に取り組む事業主に対して、以下の二段階の助成を行うものです。

1. **制度整備助成** → 人事評価制度を導入・実施し、労働者の賃金をアップさせた場合
2. **目標達成助成** → 上記1に加えて、従業員の離職率の低下及び生産性向上が達成された場合

令和3年3月31日をもって、1の「制度整備助成」を廃止する予定です。

## 1. 制度整備助成

支給要件・支給額

4月以降

事業主が、能力評価等による人事評価制度の整備を行い、整備した人事評価制度に基づく人事評価を実施することによって従業員の2%以上の賃金アップを達成した場合に支給します。

廃止予定

支給額:50万円

※新たに制度整備助成の活用をお考えの場合

令和3年3月31日までに、**人事評価制度整備計画**を、管轄の都道府県労働局の助成金窓口に提出する必要があります。

その際、人事評価制度等の整備日を令和3年4月1日以降の日付とすることも可能です。

## 2. 目標達成助成

支給要件・支給額

4月以降

(引き続き)従業員の2%以上の賃金アップ、生産性向上、離職率の低下が図られた場合に支給します。

継続

支給額:80万円

- 支給要件の詳細、申請方法等は、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

支給要件の詳細、申請方法等はこちら

以下のワードで検索するか、右のQRコードからアクセスください。

人事評価改善等助成コース

検索



厚生労働省

都道府県労働局・ハローワーク

事業主の皆さんへ

※このお知らせは、令和3年度厚生労働省予算案に基づくものです。

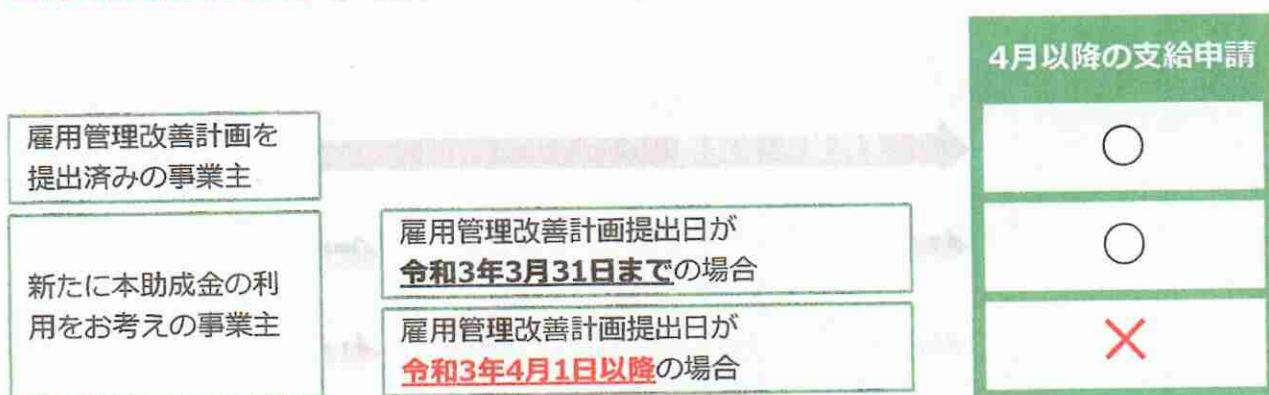
## 人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）は 令和3年3月31日をもって廃止を予定しています

### 【人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）とは】

生産性向上に資する設備を導入し、労働者離職率低下、賃金アップ、生産性向上に取り組む事業主に対して助成するものです。

この助成金は、令和3年3月31日で廃止の予定です。

新たに本助成金の活用をお考えの場合、令和3年3月31日までに「雇用管理改善計画」を管轄の都道府県労働局の助成金窓口に提出する必要があります。



○既に計画を提出済みの事業主や、令和3年3月31日までに提出された事業主は、以下の助成を申請できます。

1年コース：計画達成助成、上乗せ助成

3年コース：計画達成助成（1回目及び2回目）、目標達成助成

○設備の導入は、令和3年4月1日以降に行うことも可能です、

### 注意点

○雇用管理改善計画は、設備導入予定日の1か月前の前日までに提出する必要があります。

○雇用管理改善計画を郵送で提出する場合は、**3月31日必着**となります。

### 人材確保等支援助成金について

以下のワードで検索するか、右のQRコードからアクセスください。

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## 最低賃金審議会開催予定

審議会等	月日(曜)	予定時間	備考
第1回本審 (諮問)	7月5日(月)	10:00 ~ 12:00	局2階会議室 打合せ室: 2階認定室 3階会議室
第2回本審 (目安伝達)	8月2日(月)	10:00 ~ 11:00	局2階会議室 打合せ室: 2階認定室 3階MR
第1回専門部会	8月2日(月)	11:00 ~ 12:00	局2階会議室 打合せ室: 2階認定室 3階MR
第2回専門部会	8月3日(火)	14:00 ~ 16:00	局2階会議室 打合せ室: 2階認定室 3階MR
第3回専門部会	8月5日(木)	15:30 ~ (17:30)	局2階会議室 打合せ室: 2階認定室 3階会議室
第3回本審 (答申)	8月5日(木)	(17:30) ~ 18:30	局2階会議室 打合せ室: 2階認定室 3階会議室
専門部会(予備)	8月6日(金)		
本審(予備)	8月6日(金)		
第4回本審 (異議審議)	8月23日(月)	10:30 ~ 11:30	局2階会議室
本審(予備)	8月24日(火)	10:00 ~ 11:00	

※MR=ミーティングルーム